

# 業 務 概 況

平成23年度

福島県県南保健福祉事務所

## 「安心して暮らし ともに生きる 健康福祉社会の実現」に向けて

急速な少子化の進行により、人口減少社会を迎える一方、県南地域では65歳以上の人口が総人口の20%を超えるなど高齢化も進行しております。

また、生活様式や価値観の多様化、生活習慣病の増加や新型インフルエンザの発生、経済・雇用情勢の悪化による生活保護受給者の増加など、社会環境は大きく変化してきておりますが、地域の課題により柔軟に対応していくために、県民の視点に立った保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供体制やシステムの再構築が求められております。

県南保健福祉事務所では、本年3月に県南地域における保健・医療・福祉の新たな地域保健医療福祉推進計画を策定し、市町村をはじめ関係機関・団体と緊密に連携して施策・事業の執行に努めているところであります。

なお、今年度は、健全な食生活をはぐくむための食育の推進、医師、看護師等の確保と質の向上、地域の子育て力の向上や子育て支援の促進、食品等の安全性の確保、健康危機管理の強化などについて、地域の特性を踏まえて重点的に取り組むことにしております。

このような中、3月11日に東日本大震災が発生し、過去に例のない深刻な状況が続いておりますが、県民一丸となって復興を進めていくため、県では「福島県復興ビジョン」を策定しました。

県南保健福祉事務所におきましても、特に、東日本大震災の避難者の健康支援のため、保健・医療・福祉の各関係機関と連携しながら一体的に支援者支援に取り組むことにしております。

本書は、当事務所の平成22年度事業実績及び平成23年度事業計画等を中心に、県南地域における保健・医療・福祉の現状、課題及び施策等について取りまとめたものであります。関係者のみならず、多くの方々に御利用いただき、県南地域の保健医療福祉行政の推進につつまして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成23年12月

福島県県南保健福祉事務所長 遠藤 幸男

# 目 次

	頁
<b>第 1 章 概況</b>	
<b>I 県南地域の概況</b>	
地域の特性 -----	1
<b>II 県南保健福祉事務所の概況</b>	
1 沿革 -----	3
2 組織機構図 -----	4
3 職員の配置状況 -----	5
<b>III 人口動態</b>	
1 人口動態の推移 -----	6
2 県南地域の死因の推移 -----	9
3 市町村別標準化死亡率（SMR） -----	10
4 市町村別選択死因一覧 -----	12
5 市町村別悪性新生物部位別死亡率（人口 10 万対） -----	14
6 病類別生活習慣病死亡率（人口 10 万対）及び割合（%） 県南・県・国比較 -----	15
<b>第 2 章 平成 2 3 年度事業計画</b>	
<b>I 平成 2 3 年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策</b> -----	16
<b>II 平成 2 3 年度主要事業計画</b> -----	21
<b>第 3 章 平成 2 2 年度事業実績</b>	
<b>平成 2 2 年度県南保健福祉事務所事業体系</b> -----	31
<b>I 生涯にわたる健康づくりの推進</b>	
I-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進 -----	35
I-1) -ア 健康ふくしま 2 1 県民健康づくり運動の推進 -----	35
I-1) -イ 薬物乱用の防止 -----	36
I-1) -ウ こころの健康づくり -----	38
I-1) -エ 自殺対策 -----	39
I-2) 生活習慣病予防の推進 -----	41
I-2) -ア-1 たばこ対策の推進 -----	41
I-2) -ア-2 歯科保健対策 -----	42
I-2) -イ 保健医療福祉における研修の推進 -----	43
I-3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進 -----	44
I-4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進 -----	46
I-4) -ア 感染症対策の推進 -----	46
I-4) -イ 結核対策の推進 -----	52

## II 誰もが安心できる地域医療の確保

II-1)	安全・安心な医療サービスの確保	56
II-1)-ア	地域医療体制の整備	56
II-1)-イ	救急医療体制の整備	57
II-1)-ウ	難病対策の推進	58
II-1)-エ	献血者の確保	60
II-2)	医師、看護師等の確保と質の向上	61
II-2)-ア	地域医療体験研修事業	61
II-2)-イ	保健医療福祉の人材確保	62
II-3)	医薬品の有効性・安全性の確保	62
II-3)-ア	医薬分業の適正な推進	62
II-3)-イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保	63

## III 子育て・子育てを支える社会の推進

III-1)	地域全体で子育てを支援する仕組みの構築	65
III-1)-ア	子育て支援を進める県民運動	65
III-1)-イ	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	66
III-2)	子どもの健全育成のための環境づくりの推進	66
III-3)	子育て家庭の経済的支援	67
III-4)	援助を必要とする子どもや家庭への支援	67
III-4)-ア	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実	67
III-4)-イ	子どもの権利擁護の推進	71
III-4)-ウ	ひとり親家庭の支援	71
III-5)	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保	72
III-6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進	73

## IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

IV-1)	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進	74
IV-2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる 地域づくりの推進	75
IV-3)	生活に希望を持ち、自らの能力を發揮できる地域づくりの推進	76
IV-4)	高齢者を対象とした福祉サービスの充実	76
IV-4)-ア	健康づくりと介護予防の推進	76
IV-5)	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援	79
IV-5)-ア-1	雇用と就労の促進	79
IV-5)-ア-2	自立の支援と社会参加の促進	79
IV-5)-ア-3	障がい者の地域生活移行の促進	80
IV-5)-イ-1	人権への配慮と医療の確保	83
IV-5)-イ-2	在宅福祉サービスの充実	83
IV-5)-イ-3	総合療育体制の推進	89
IV-6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援	90
IV-7)	生活保護制度の適正実施	91

<b>V</b>	誰もが安全で安心できる生活の確保	
V-1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい まちづくりの推進	----- 97
V-2)	生活衛生水準の維持向上	----- 97
V-3)	安全な水の安定的な確保	----- 102
V-4)	食品等の安全性の確保	----- 103
V-5)	人と動物の調和ある共生	----- 105
V-6)	健康危機管理の強化	----- 107
V-6)	ア 災害時医療体制の充実	----- 107

#### 第4章 資料編

<b>I</b>	各種参照表	
	参照表目次	----- 108
	各種参照表	----- 110
<b>II</b>	平成22年度学会等研究発表状況	----- 152

所 在 地

# 第 1 章

# 概 況

## I 県南地域の概況

### (1) 地勢

県南地域は、福島県中通り地方の南部に位置し、栃木、茨城の両県に接し、白河市（平成17年11月7日、白河市、表郷村、東村、大信村が合併）、西白河郡及び東白川郡の1市4町4村からなり、その面積は1,233.24km<sup>2</sup>と県土の8.9%を占めています。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、地域のほぼ中央を北に流れる阿武隈川と、南東に流れる久慈川の各流域に沿って田園が広がり、清流と緑豊かな美しい源流の郷であります。

気候は、西白河地方では比較的冷涼で、降雨量が多いのに対し、東白川地方は温暖で積雪も極めて少ないのが特徴です。

東北自動車道、国道4号、東北新幹線、東北本線という東日本の大動脈上に位置し、さらに、あぶくま高原道路が平成23年3月に全線開通したことで東北自動車道の矢吹ICと磐越自動車道の小野ICが結ばれ、高速交通体系が一段と充実しました。

また、国道289号の甲子トンネルの開通で幹線交通網の整備が進みました。

### (2) 人口

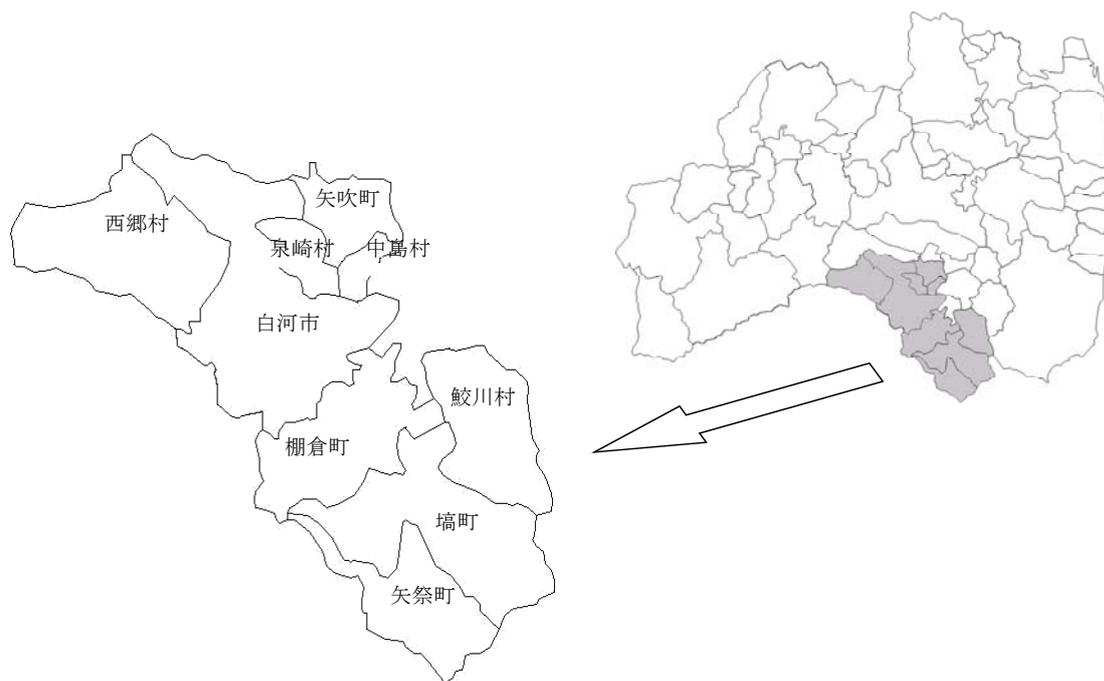
人口は、平成22年10月1日現在で150,117人と県全体の7.4%を占めています。年齢別では、年少人口比率が14.4%と県平均より高く、また、老年人口比率は23.8%と県平均より低くなっています。

人口の推移を平成22年と平成17年の国勢調査の比較でみると、県全体では3.0%減少しているのに対し県南地域では2.1%の減少となっています。

### (3) 産業

産業は、白河市及び西白河郡では、電気、機械等の製造業を中心とした企業の立地や各種サービス産業の拡大により、第2次産業や第3次産業の占める割合が高くなっています。一方、東白川郡では、米、畜産、こんにゃく、久慈スギなどの特産物を中心とした農業や林業及び関連地場産業を基幹として発展してきましたが、今日では製造業が地域経済を牽引しています。

県南地域は、みちのくの玄関口として首都圏に隣接するという地理的優位性を有しており、幹線交通網の整備伸展に伴い、新たな発展の可能性がますます高まっています。

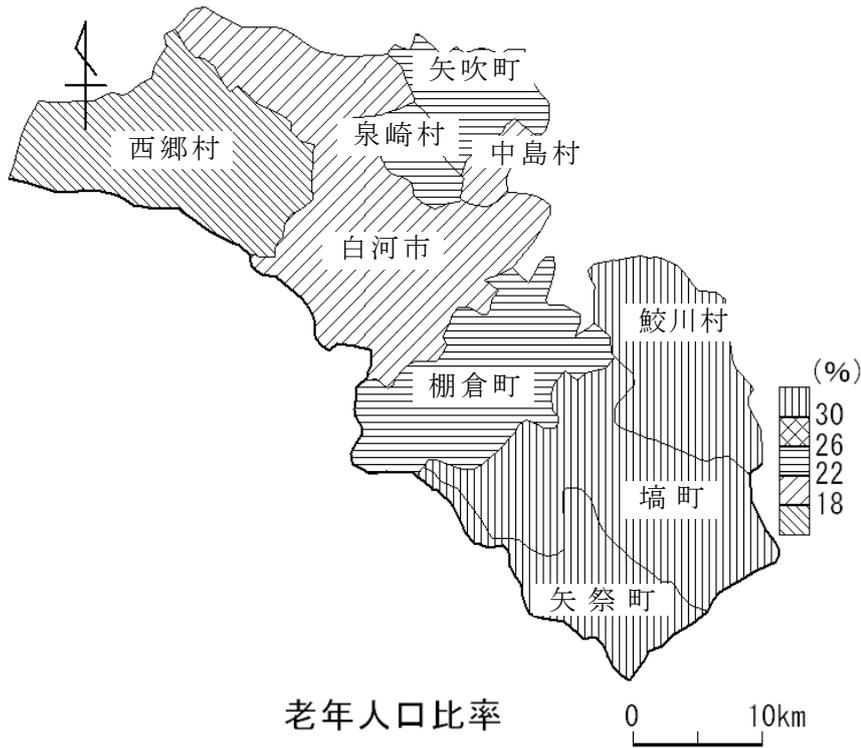


管内市町村の概況

区 分	面積 (Km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/Km <sup>2</sup> )	年齢別人口構成比(%)			
					年少人口 0~14歳	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上	
白河市	305.30	22,697	64,704	211.9	14.7	62.5	22.7	
西白河郡	西郷村	192.32	6,696	19,767	102.8	15.4	66.2	18.4
	泉崎村	35.40	2,004	6,802	192.1	14.1	61.9	24.0
	中島村	18.91	1,387	5,154	272.6	15.5	62.7	21.9
	矢吹町	60.37	5,915	18,407	304.9	13.7	62.1	24.2
	計	307.00	16,002	50,130	163.3	14.5	63.4	21.5
東白川郡	棚倉町	159.82	4,696	15,062	94.2	15.2	60.0	24.8
	矢祭町	118.22	1,929	6,348	53.7	11.9	54.9	33.2
	埜町	211.60	3,068	9,884	46.7	12.6	56.2	31.2
	鮫川村	131.30	1,103	3,989	30.4	12.2	56.4	31.4
	計	620.94	10,796	35,283	56.8	13.6	57.6	28.9
県南地域計	1,233.24	49,495	150,117	121.7	14.4	61.6	23.8	
福島県	13,782.75	719,441	2,029,064	147.2	13.7	61.3	25.0	

※注 調査期日は、「面積」がH17.10.1その他の項目がH22.10.1である。

(出典：全国都道府県市区町村別面積調、国勢調査(都道府県・市区町村別主要統計表))



(65歳以上の人口比率：平成22年10月1日現在)

## Ⅱ 県南保健福祉事務所の概況

### 1 沿革

県では、平成14年4月1日から、保健と福祉の連携を強化し、より良い行政サービスを提供するため、従来の保健所と社会福祉事務所を統合し、3部7グループと棚倉支所(旧県南保健所棚倉支所)で構成する県南保健福祉事務所として再編しました。さらに、児童相談体制の充実を図るため、各児童相談所の「相談室」を事務所内に設置しました。

なお、保健福祉事務所は、地域保健法による保健所を兼ねています。

#### ○県南社会福祉事務所

- 昭和26年 3月 社会事業法制定  
昭和26年10月 東白川福祉事務所が東白川郡4町村を福祉地区として、また、西白河福祉事務所が西白河郡7町村を福祉地区として設置されました。  
昭和44年 4月 行政機構改革に伴い従来の福祉地区が統合され、白河社会福祉事務所が設置されるとともに、出張所として東白川福祉事務所が置かれました。  
昭和48年 4月 機構改革により、東白川福祉事務所の生活保護現業員が白河社会福祉事務所に配置替えされ、東白川福祉事務所は福祉相談を主たる業務とする事務所となりました。  
平成 6年 4月 機構改革により、事務所の名称が白河社会福祉事務所から県南社会福祉事務所に変更されました。また、東白川福祉事務所は廃止され、東白川福祉相談コーナーとなりました。

#### ○県南保健所

(旧白河保健所)

- 昭和19年10月 白河市新蔵に元通信省簡易保険相談所の施設の譲渡を受け、西白河郡一円を所管区域として白河保健所が設置されました。  
昭和30年 8月 白河市字郭内127番地に新築移転しました。  
昭和53年 7月 庁舎改築着工に伴い、白河市中町郵便局舎に仮移転しました。  
昭和54年 7月 RC造3階建て庁舎が落成、移転しました。  
平成 9年 3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

(旧棚倉保健所)

- 昭和20年 1月 棚倉町大字棚倉字北町甲146番地に東白川郡及び石川郡一円を所轄地区として棚倉保健所が設置されました。  
昭和23年 5月 石川保健所の設置に伴い、所管区域が東白川郡棚倉町外10町村となりました。  
昭和29年 3月 棚倉町北町甲149番地に新築移転しました。  
昭和58年 3月 棚倉町棚倉字城跡34番地1にRC造2階建て庁舎を新築、移転しました。  
平成 9年 3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

(県南保健所)

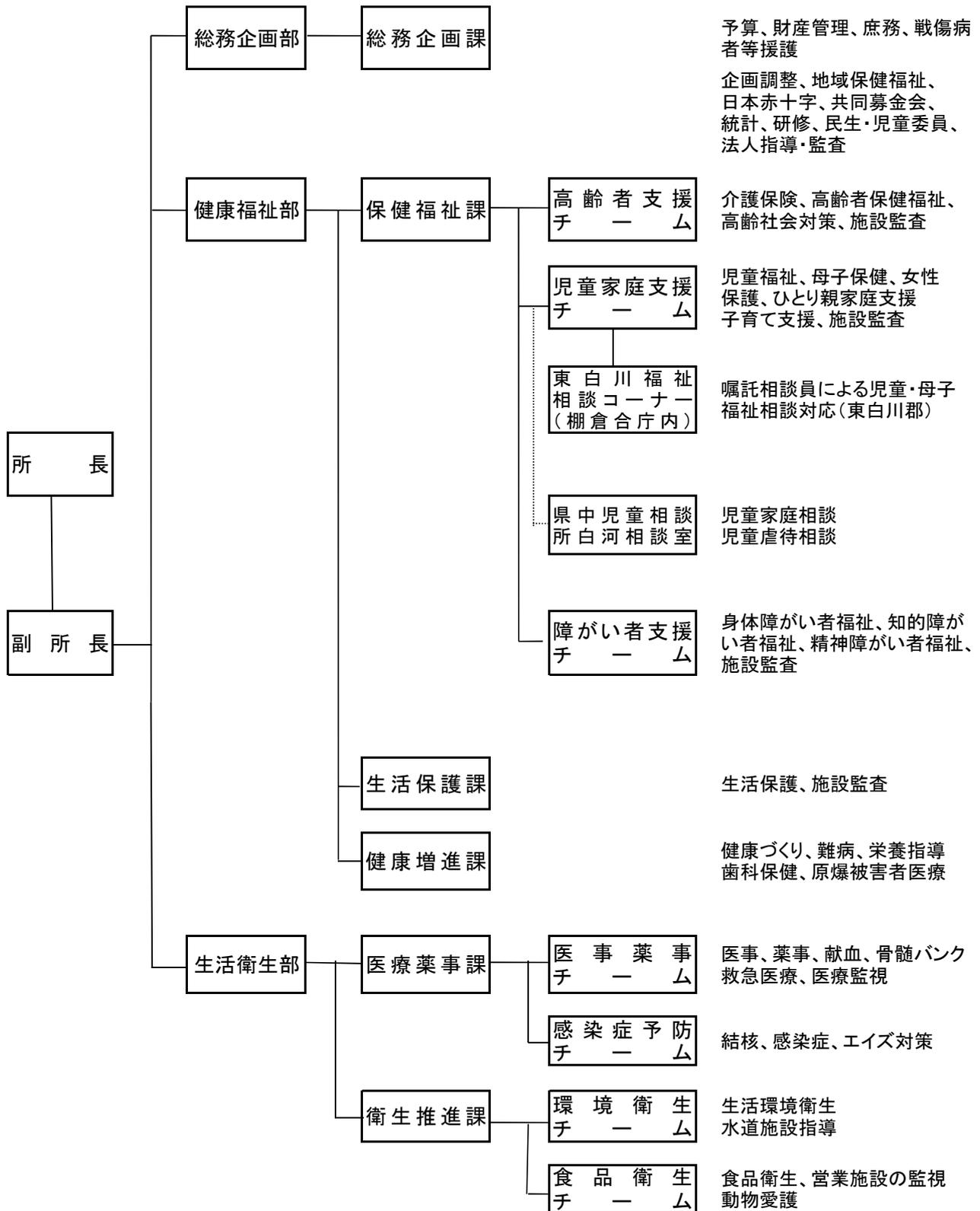
- 平成 9年 4月 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により、白河・棚倉両保健所が統合され、白河市字郭内127番地に新たに県南保健所が、棚倉町棚倉字城跡34番地1に県南保健所棚倉支所が置かれました。

#### ○県南保健福祉事務所

- 平成14年 4月 社会福祉事務所と保健所の組織統合により、県南保健福祉事務所となりました。  
平成15年 4月 旧県南保健所庁舎の改修完了に伴い、現在の同一庁舎内組織における執行体制となりました。  
平成16年 4月 衛生検査体制の再編により、検査部門が衛生研究所県中支所に統合され、衛生推進グループ検査チームが廃止となりました。  
平成18年 4月 家庭児童相談室は、中央児童相談所白河相談室に統合されました。  
平成19年 4月 中央児童相談所白河相談室は、県中児童相談所白河相談室となりました。  
平成20年 4月 県南保健所棚倉支所は、本所と統合されました。  
平成23年 6月 行政運営体制の再編により、総務課と地域支援課が統合し、総務企画課となりました。

## 2 組織機構図

(平成23年6月1日現在)



### 3 職員の配置状況

(平成23年6月1日)

職種別	事務 吏員	技 術 吏 員									技 能 員	計	嘱 託		
		医 師	獸 医 師	薬 劑 師	栄 養 士	齒 科 衛 生 士	保 健 師	技 師	専 門 員	員 力 相 談 員 ・ 支 援 協			運 転 手		
所 長		1										1			
副 所 長 (兼 総 務 企 画 部 長)	1											1			
総 務 企 画 部	部 長 (副 所 長 と 兼 務)														
	総 務 企 画 課	課 長	1									7			
		キ ャ ッ プ	2												
課 員	3						1							1	
健 康 福 祉 社 部	部 長		1									1			
	副 部 長 (兼 健 康 増 進 課 長)								1			1			
	保 健	課 長	1									13			
		高 支 援 者	キ ャ ッ プ	1											
	チ ー ム 員		1					1							
	福 祉	庭 支 援 者	キ ャ ッ プ	1					1						
			チ ー ム 員	2					1					2	
	障 がい 者 支 援 課	障 がい 者 支 援 課	キ ャ ッ プ	1											
			チ ー ム 員	1					2						
	生 活 保 護 課	課 長		1									9		
		キ ャ ッ プ		2											
		課 員		6											
	健 康 増 進 課	課 長 (副 部 長 と 兼 務)											5		
キ ャ ッ プ							1								
課 員					2	1	1								
生 活 衛 生 部	部 長								1		1				
	副 部 長 (兼 医 療 薬 事 課 長)				1						1				
	医 療 薬 事 課	課 長 (副 部 長 と 兼 務)										7			
		医 薬 事 務	キ ャ ッ プ			1									
			チ ー ム 員			2				1					
		感 染 防 症	キ ャ ッ プ						1						
	チ ー ム 員							1		1					
	衛 生 推 進 課	課 長			1							11			
		環 衛 生 境	キ ャ ッ プ						1						
			チ ー ム 員			1				1					
食 品 衛 生		キ ャ ッ プ		2											
	チ ー ム 員		1					3	1			2			
本 所 計		25	1	4	5	2	1	11	6	2	1	58	5	1	
東 白 川 福 祉 相 談 コ ー ナ ー ※														1	
県 相 河 中 談 児 所 談 童 白 室	室 長		(1)								(1)				
	室 員		(4)						(3)		(7)		1		
	計		(5)						(3)		(8)		1		
合 計		(5)						(3)			(8)				
合 計		25	1	4	6	2	1	12	6	1	58	8	2		

※東白川福祉相談コーナーには、県南保健福祉事務所の母子自立支援員1人が配置されています。( )内の数字は、県南保健福祉事務所の兼務職員数を表示しています。

### Ⅲ 人口動態

#### 1 人口動態の推移

##### (1) 出生

平成21年の出生率（人口千対）は、8.5で前年より0.3ポイント上昇し、県平均と比較すると0.5ポイント上回り、全国平均と同率になっています。

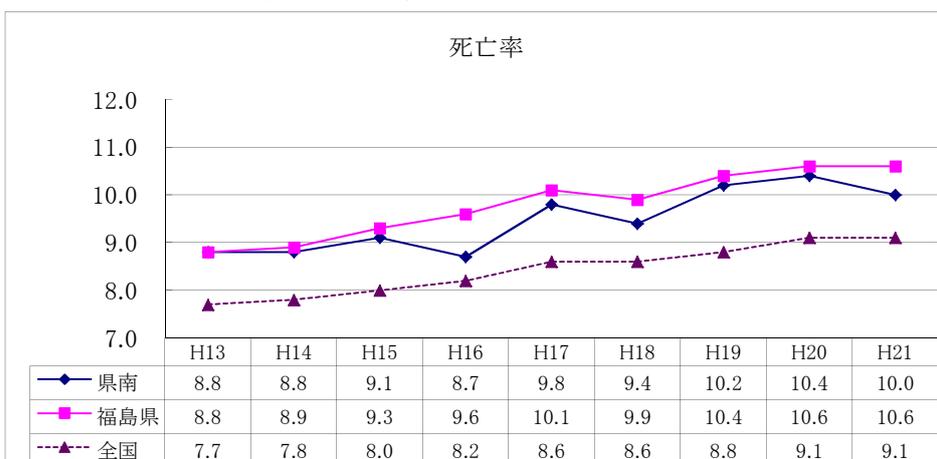
平成13年以降の年次推移をみると、平成18年以前は県平均、全国平均に比べ高い数値にありましたが、平成19年から平成20年は低下傾向にあり、平成13年では、10.0でしたが、平成21年は、平成13年より1.5ポイント低下しています。



##### (2) 死亡

平成21年の死亡率（人口千対）は、10.0で前年より0.4ポイント減少し、県平均、全国平均と比較すると、県平均より0.6ポイント下回っていますが、全国平均より0.9ポイント上回っています。

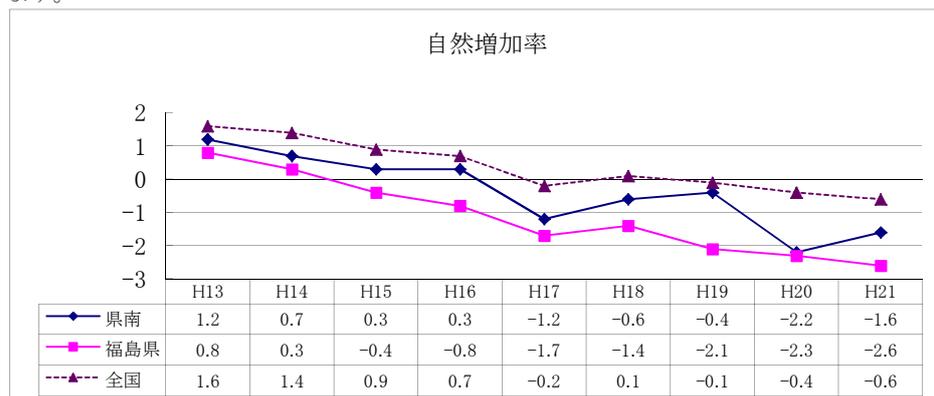
平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均は増加傾向にありますが、県南地域でも増加傾向がみられ、平成13年では、8.8でしたが、平成21年は、平成13年より1.2ポイント上昇しています。



##### (3) 自然増加

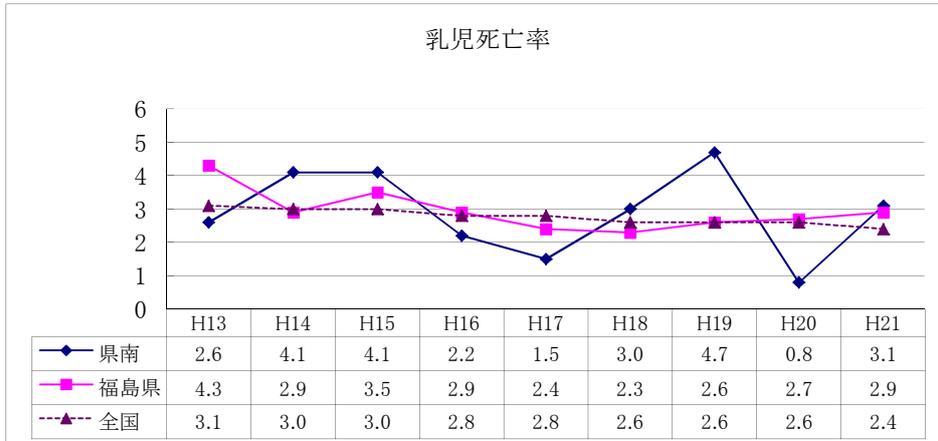
平成21年の自然増加率（人口千対）は、-1.6で、前年より0.6ポイント上昇し、県平均、全国平均と比較すると、県平均より1.0ポイント上回り、全国平均より1.0ポイント下回っています。

平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、低下傾向にあり、平成13年では1.2でしたが、平成21年は、平成13年より2.8ポイント低下しています。



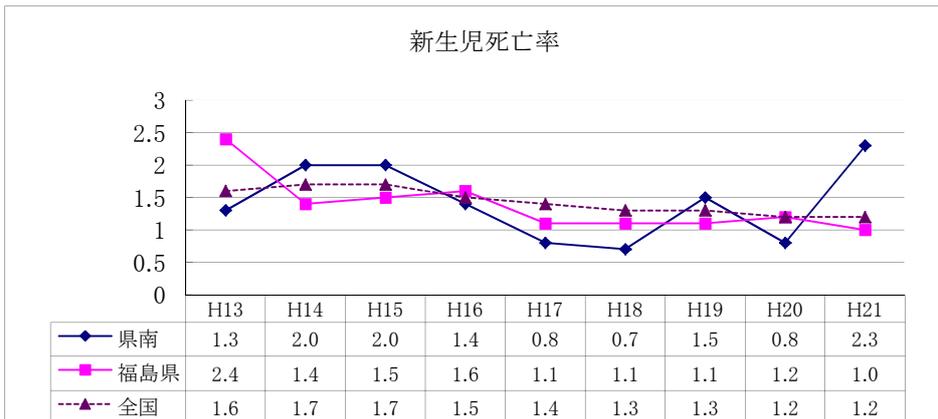
#### (4) 乳児死亡

平成21年の乳児死亡率（出生千対）は、3.1で、前年より2.3ポイント上昇し、県平均、全国平均と比較すると上回っています。  
 平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年もあるなど上下の変動幅が大きくなっています。平成13年では2.6でしたが、平成21年は、平成13年より0.5ポイント上昇しました。



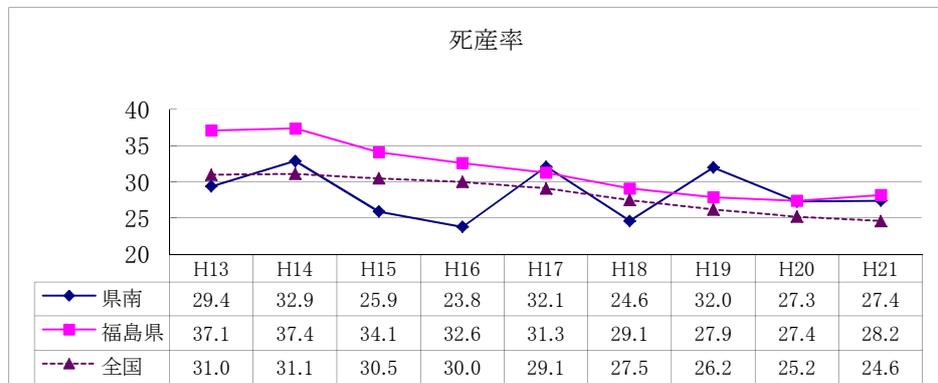
#### (5) 新生児死亡

平成21年の新生児死亡率（出生千対）は、前年より1.5ポイント上昇した2.3で、県平均、全国平均より上回っています。  
 平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年もあるなど上下の変動幅が大きくなっています。平成13年では1.3でしたが、平成21年は、平成13年より1.0ポイント上回っています。



#### (6) 死産

平成21年の死産率（出産千対）は、27.4で前年より0.1ポイント上昇し、県平均、全国平均と比較すると、県平均より0.8ポイント下回り、全国平均より2.8ポイント上回っています。  
 平成13年以降の年次推移をみると、上下の幅が大きく推移しており、平成13年では29.4でしたが、平成21年は、平成13年より2.0ポイント減少しています。



### (7) 周産期死亡

平成21年の周産期死亡率（出産千対）は、7.0で前年より1.0ポイント下回りましたが、県平均、全国平均より高くなっています。

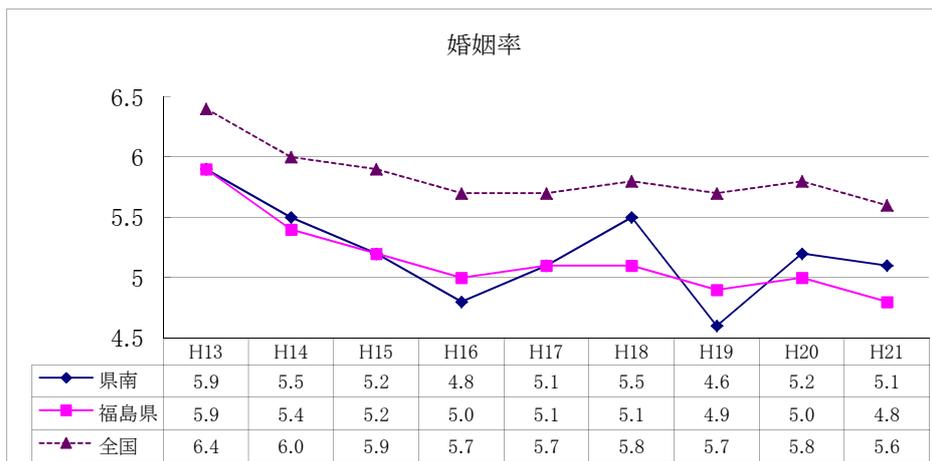
平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年もあるなど上下の幅が大きく推移しており、平成13年では6.4で、平成21年は、平成13年より0.6ポイント上回っています。



### (8) 婚姻

平成21年の婚姻率（人口千対）は、5.1で前年より0.1ポイント下回り、県平均、全国平均と比較すると、県平均より0.3ポイント上回り、全国平均より0.5ポイント下回っています。

平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に低下傾向にあり、平成13年では5.9で、平成21年は、平成13年より0.8ポイント低下しています。



### (9) 離婚

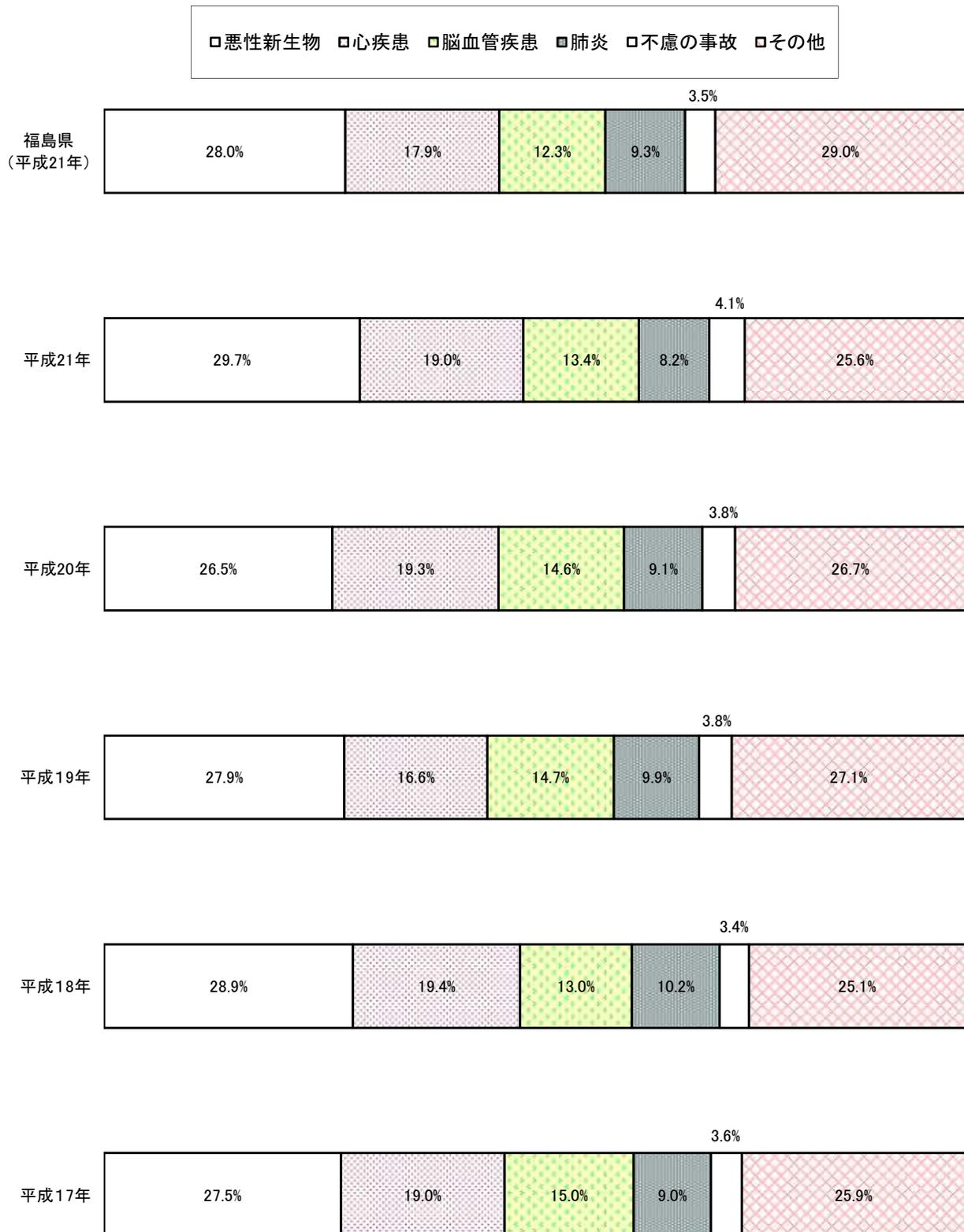
平成21年の離婚率（人口千対）は、1.96で前年より0.07ポイント低下し、県平均、全国平均を下回っています。

平成13年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、上昇傾向にありましたが、平成17以降は減少しており、平成13年では1.97で、平成21年は、平成13年より0.01ポイント低下しています。



(出典：保健統計の概況・福島県保健福祉部)

## 2 県南地域の死因の推移



(出典:保健統計の概況<平成17~21年版>・福島県保健福祉部)

3 市町村別標準化死亡比（SMR）：男性

（平成15～19年）

市町村	死因 総死亡数	悪性 新生物	心疾患 (高血圧症を除く)	脳血管 疾患	肺 炎	肝疾患	腎不全	老 衰	不慮の 事 故	自 殺
県南保健所	1.06	1.00	1.26	1.19	1.04	0.66	0.77	1.17	1.23	1.31
白河市 (旧表郷村・東村・大信村も含む)	1.04	1.06	1.22	1.03	1.00	0.84	0.71	0.44	1.04	1.19
西郷村	1.15	0.99	1.45	1.18	1.60	0.66	1.34	…	1.46	0.94
泉崎村	1.20	1.04	1.36	1.52	1.79	…	…	5.32	1.10	1.20
中島村	1.11	0.94	1.12	1.97	1.14	…	…	…	…	1.36
矢吹町	1.03	0.95	1.57	1.03	0.93	…	0.97	…	1.20	1.19
棚倉町	1.14	1.16	1.07	1.64	1.01	…	…	1.19	1.57	1.92
矢祭町	1.02	0.96	1.30	0.96	0.87	…	…	4.13	1.42	1.47
埴町	0.94	0.84	1.07	1.31	0.78	…	0.82	…	1.48	2.11
鮫川村	0.89	0.70	1.12	1.17	0.65	…	1.96	…	1.32	…

※ SMR =  $\frac{\text{当該市町村死亡数}}{\Sigma \text{当該市町村年齢階級別人口} \times \text{基準年齢階級別死亡率}}$  SMR = 1 : 全国平均値  
 SMR > 1 : 全国平均値以上  
 SMR < 1 : 全国平均値以下

当該市町村死亡数：市町村別（死因別）死亡数

当該市町村5年階層別人口：市町村5歳階級別人口（資料：福島県の推計人口 年齢5歳階級別人口 平成15～19年10月1日現在）

基準年齢階級別死亡率：全国5歳階級別死亡数／全国5歳階級別人口（資料：人口動態統計（平成16年） 年齢5歳階級別人口（平成16年10月1日現在）、厚生労働省ホームページ）

3 市町村別標準化死亡比（SMR）：女性

（平成15～19年）

市町村	死因 総死亡数	悪性 新生物	心疾患 (高血圧症を除く)	脳血管 疾患	肺 炎	肝疾患	腎不全	老 衰	不慮の 事 故	自 殺
県南保健所	1.03	0.91	1.15	1.32	0.99	0.46	0.53	1.30	0.90	1.19
白河市 (旧表郷村・東村・大信村も含む)	0.97	0.87	1.07	1.28	0.90	...	0.59	0.81	0.93	1.12
西郷村	1.16	0.98	1.31	1.41	1.50	...	0.66	0.44	0.96	...
泉崎村	1.19	1.06	1.43	1.26	1.36	...	...	3.38	...	...
中島村	1.00	0.74	1.28	1.24	...	...	...	2.92	...	...
矢吹町	1.00	1.00	1.28	1.13	0.87	...	0.69	0.82	1.02	0.97
棚倉町	1.15	0.99	1.06	1.74	1.24	...	...	1.18	1.21	1.91
矢祭町	1.13	0.91	1.18	1.42	0.67	...	...	5.91	...	...
埴町	0.91	0.90	1.10	1.00	0.94	...	...	0.75	1.20	1.33
鮫川村	0.95	0.53	1.17	1.68	0.60	...	...	...	...	...

※ SMR =  $\frac{\text{当該市町村死亡数}}{\sum \text{当該市町村年齢階級別人口} \times \text{基準年齢階級別死亡率}}$  SMR = 1 : 全国平均値  
 SMR > 1 : 全国平均値以上  
 SMR < 1 : 全国平均値以下

当該市町村死亡数：市町村別（死因別）死亡数

当該市町村5年階層別人口：市町村5歳階級別人口（資料：福島県の推計人口 年齢5歳階級別人口 平成15～19年10月1日現在）

基準年齢階級別死亡率：全国5歳階級別死亡数／全国5歳階級別人口（資料：人口動態統計（平成16年） 年齢5歳階級別人口（平成16年10月1日現在）、厚生労働省ホームページ）

4 死亡数（選択死因・市町村別）：男性（平成17～21年）

（単位：人）

死因 市町村	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患 (高血圧症を 除く)	脳血管 疾患	肺炎	慢性閉 塞性肺 疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺
県南保健所	4,081	6	1,327	43	7	697	487	387	86	14	54	55	56	167	173
白河市 (旧表郷村・東 村・大信村も含 む)	1,627	2	539	18	2	285	180	150	46	5	27	18	10	55	64
西郷村	456	2	147	3	1	71	57	46	11	1	4	7	2	24	15
泉崎村	176	0	55	2	1	28	20	21	3	2	2	4	11	4	9
中島村	159	0	52	2	0	23	30	9	2	0	4	3	4	5	4
矢吹町	505	1	157	8	0	98	49	42	7	4	7	12	3	23	24
棚倉町	464	0	153	4	0	62	74	41	9	0	5	3	9	25	25
矢祭町	230	1	80	1	1	44	23	20	5	1	1	2	12	9	9
埴町	328	0	103	2	2	59	40	41	1	1	2	2	4	19	19
鮫川村	136	0	41	3	0	27	14	17	2	0	2	4	1	3	4

（出典：福島県保健福祉部「保健統計の概況 平成17～21年版」）

4 死亡数（選択死因・市町村別）：女性（平成17～21年）

（単位：人）

死因 市町村	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患 (高血圧症を 除く)	脳血管 疾患	肺炎	慢性閉 塞性肺 疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺
県南保健所	3,511	3	805	58	27	719	589	318	37	7	21	50	175	96	60
白河市 (旧表郷村・東 村・大信村も含 む)	1,343	0	338	26	10	264	231	110	9	3	8	21	51	37	29
西郷村	419	0	89	6	4	84	67	53	20	1	2	6	7	16	4
泉崎村	179	0	33	2	0	50	28	16	1	0	0	2	20	2	2
中島村	108	0	29	4	3	26	13	3	0	0	1	2	7	3	4
矢吹町	402	0	91	8	2	88	55	43	5	2	4	5	10	11	4
棚倉町	398	1	85	4	2	70	84	35	1	1	3	2	21	11	9
矢祭町	220	0	41	2	0	37	40	13	0	0	1	2	44	5	2
埴町	325	2	81	5	5	72	47	38	0	0	1	4	11	9	4
鮫川村	117	0	18	1	1	28	24	7	1	0	1	6	4	2	2

（出典：福島県保健福祉部「保健統計の概況 平成17～21年版」）

5 市町村別悪性新生物部位別死亡率(人口10万対)

(平成21年)

区 分	悪性新生物 (全体)	食 道	胃	結 腸	直腸S状結腸 移行及び直腸	肝及び肝内 胆	胆のう及び その他胆道	膵	気管、気管 支及び肺	乳 房	子 宮	白 血 病
県南地域	297.8	12.6	55.1	31.2	16.6	19.9	21.2	28.5	51.7	2.7	9.2	7.3
白 河 市	287.6	12.3	47.7	24.6	16.9	18.5	21.5	20.0	58.4	3.1	9.1	7.7
西 郷 村	282.7	10.1	35.3	50.5	20.2	15.1	35.3	10.1	40.4	5.0	10.2	10.1
泉 崎 村	242.3	-	60.6	30.3	60.6	15.1	30.3	-	15.1	-	-	-
中 島 村	376.5	-	118.9	-	-	39.6	39.6	39.6	99.1	-	-	-
矢 吹 町	290.6	16.1	70.0	26.9	5.4	10.8	10.8	48.4	26.9	-	10.8	10.8
棚 倉 町	249.5	6.6	26.3	32.8	-	26.3	19.7	46.0	52.5	-	12.9	6.6
矢 祭 町	404.7	15.6	124.5	77.8	15.6	15.6	15.6	15.6	93.4	-	-	-
埴 町	379.2	39.9	69.8	29.9	39.9	29.9	10.0	39.9	59.9	10.0	19.5	-
鮫 川 村	373.5	-	74.7	24.9	-	49.8	-	124.5	24.9	-	-	24.9

(出典：平成22年版保健統計の概況・福島県保健福祉部)

6 病類別生活習慣病死亡率(人口10万対)及び割合(%)県南・県・国比較

	平成18年						平成19年						平成20年						平成21年					
	死亡率			割合(%)			死亡率			割合(%)			死亡率			割合(%)			死亡率			割合(%)		
	県南	県	国																					
合 計	592.3	605.7	515.3	100.0	100.0	100.0	620.9	625.1	522.9	100.0	100.0	100.0	650.3	635.2	534.1	100.0	100.0	100.0	638.7	638.5	530.4	100.0	100.0	100.0
脳血管疾患	122.1	130.5	101.7	20.6	21.6	19.7	150.1	136.1	100.8	24.2	21.8	19.3	152.2	139.5	100.9	23.4	22.0	18.9	134.6	131.1	97.2	21.1	20.5	18.3
(脳出血)	30.0	31.3	26.4	5.1	5.2	5.1	33.4	33.4	26.3	5.4	5.4	5.0	34.3	32.6	26.7	5.3	5.1	5.0	35.2	33.7	26.2	5.5	5.3	4.9
(脳梗塞)	78.4	82.1	61.0	13.2	13.6	11.8	92.4	86.1	60.5	14.9	13.8	11.6	104.1	88.5	60.4	16.0	13.9	11.3	81.5	80.0	57.4	12.8	12.5	10.8
(その他)	13.7	17.1	14.3	2.3	2.8	2.8	24.3	16.6	14.0	3.9	2.6	2.7	13.8	18.4	13.8	2.1	3.0	2.6	17.9	17.4	13.6	2.8	2.7	2.6
悪性新生物	271.0	284.6	261.0	45.7	47.0	50.6	283.9	288.5	266.9	45.7	46.2	51.0	276.7	291.5	272.3	42.6	45.9	51.0	297.8	297.7	273.5	46.6	46.6	51.6
(食道)	11.1	9.5	9.0	1.9	1.6	1.8	7.9	10.1	9.3	1.3	1.6	1.8	13.8	10.0	9.3	2.1	1.6	1.7	12.6	10.6	9.3	2.0	1.7	1.8
(胃)	45.1	45.7	40.0	7.6	7.5	7.8	59.0	47.2	40.1	9.5	7.6	7.7	44.1	45.4	39.8	6.8	7.2	7.5	55.1	46.1	39.8	8.6	7.2	7.5
(結腸)	26.8	25.3	21.7	4.5	4.2	4.2	29.5	25.0	22.2	4.7	4.0	4.2	30.3	24.8	22.9	4.7	3.9	4.3	31.2	25.1	22.8	4.9	3.9	4.3
(直腸及びS字結腸)	11.8	11.9	10.9	2.0	2.0	2.1	15.7	14.4	11.0	2.5	2.3	2.1	15.8	14.9	11.3	2.4	2.4	2.1	16.6	13.5	10.9	2.6	2.1	2.1
(肝臓)	20.9	22.9	26.7	3.5	3.8	5.2	21.6	22.5	26.6	3.5	3.6	5.1	23.1	21.2	26.7	3.6	3.3	5.0	19.9	24.3	26.0	3.1	3.8	4.9
(胆のう)	17.6	17.6	13.4	3.0	2.9	2.6	17.7	19.1	13.4	2.8	3.1	2.6	19.1	19.2	13.7	2.9	3.0	2.6	21.2	19.6	14.0	3.3	3.1	2.6
(膵臓)	28.1	22.2	18.5	4.7	3.7	3.6	21.6	21.7	19.5	3.5	3.5	3.7	25.0	21.8	20.6	3.9	3.4	3.9	28.5	23.9	21.3	4.5	3.7	4.0
(気管・気管支・肺)	47.7	53.8	50.1	8.0	8.9	9.7	46.6	52.6	52.0	7.5	8.4	9.9	47.4	53.0	53.1	7.3	8.4	9.9	51.7	56.7	53.7	8.1	8.9	10.1
(乳房)	5.9	8.0	8.9	1.0	1.3	1.7	5.9	8.9	9.1	1.0	1.4	1.7	4.6	9.0	9.4	0.7	1.4	1.8	2.7	8.3	9.5	0.4	1.3	1.8
(子宮)	6.5	7.6	8.5	1.1	1.3	1.6	1.3	7.7	8.7	0.2	1.2	1.7	5.2	7.2	8.8	0.8	1.1	1.6	9.2	7.2	8.6	1.4	1.1	1.6
(白血病)	5.2	6.7	5.9	0.9	1.1	1.1	5.2	5.8	6.0	0.8	0.9	1.1	4.0	5.8	6.1	0.6	0.9	1.1	7.3	6.1	6.3	1.1	1.0	1.2
(その他)	44.3	53.4	47.4	7.5	8.8	9.2	51.9	53.5	49.0	8.4	8.6	9.4	44.3	59.2	50.6	6.8	9.3	9.5	41.8	56.3	51.3	6.6	8.8	9.7
心疾患	182.2	172.2	137.2	30.8	28.4	26.7	169.2	182.8	139.2	27.3	29.2	26.6	201.6	183.6	144.4	31.0	28.9	27.0	190.4	190.1	143.7	29.8	29.8	27.1
(急性心筋梗塞)	36.6	55.2	35.7	6.2	9.1	7.0	34.8	80.2	34.7	5.6	12.8	6.6	46.1	63.0	34.6	7.1	9.9	6.5	39.8	66.7	34.3	6.2	10.5	6.5
(心不全)	50.3	55.6	46.3	8.5	9.2	9.0	53.8	59.8	47.8	8.7	9.6	9.1	50.1	58.7	49.8	7.7	9.2	9.3	64.3	59.9	50.2	10.1	9.4	9.5
(その他)	95.3	61.4	55.2	16.1	10.1	10.7	80.6	42.8	56.7	13.0	6.8	10.9	105.4	61.9	60.0	16.2	9.8	11.2	86.3	63.5	59.2	13.5	9.9	11.1
高血圧疾患	5.9	4.3	4.6	1.0	0.7	0.9	3.9	3.5	4.9	0.6	0.5	1.0	4.0	5.1	5.0	0.6	0.8	0.9	3.3	5.0	4.9	0.5	0.8	0.9
糖尿病	11.1	14.1	10.8	1.9	2.3	2.1	13.8	14.2	11.1	2.2	2.3	2.1	15.8	15.5	11.5	2.4	2.4	2.2	12.6	14.6	11.1	2.0	2.3	2.1

(出典:国民衛生の動向・財団法人厚生統計協会及び保健統計の概況・福島県保健福祉部)

## 第 2 章

# 平成23年度事業計画

## 平成23年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

### (基本方針)

保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、生活様式や価値観の多様化、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など大きく変化してきている。

また、新型インフルエンザなど新しい感染症や食の安全の問題など、健康を脅かす事案の発生により、住民の安全・安心に対する関心が高まってきている。

このような状況を踏まえ、めざすべき将来の姿を3つの基本方針として定める。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる安全・安心な社会

### (重点施策)

#### 1 生涯にわたる健康づくりの推進

##### (1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

ア 住民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む「県民健康づくり運動」の展開を図り、健康寿命の延伸をめざします。

イ 心の健康づくりに関することや薬物乱用防止思想などの普及啓発を進めるとともに、相談体制や関係機関の連携を強化します。

ウ 精神疾患（統合失調症、うつ病、依存症など）やひきこもり等に関する正しい知識や対応について普及啓発を進めるとともに、関係機関などと連携した相談支援体制の充実を図ります。

エ 自殺に対する住民の理解を促進するとともに、悩みや問題などを抱えている人及び自殺者の親族等への相談支援の充実を図るなど、関係機関、関係団体と連携し、自殺対策の総合的な推進を図ります。

オ 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導に従事する者の資質の向上に努めます。

##### (2) 生活習慣病予防の推進

ア 生涯を通じた生活習慣病予防のための教育を推進し、食生活、運動、たばこ（分煙対策、禁煙支援など）、歯科保健などの望ましい生活習慣の確立をめざすとともに、生活習慣の改善に取り組める環境の整備を図ります。

イ メタボリックシンドロームの概念を普及し、医療保険者による特定健診・特定保健指導の着実な実施を推進します。

ウ がん予防に関する正しい知識の普及、予防教育の充実を図り、がん検診受診率の向上に努めます。

(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

住民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐくむために、家庭、学校、地域が一体となった食育の取り組みを推進します。

(4) 感染症対策（H I V、肝炎、結核、新型インフルエンザなど）の推進

ア 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種に関する情報や感染症情報などの情報提供に努めます。

イ 感染症に対し、迅速かつ的確に対応するため、検査体制並びに医療提供体制の整備などを図ります。

ウ B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療患者に対する医療費助成により、患者の経済的負担の軽減を図ります。

## 2 誰もが安心できる地域医療の確保

(1) 安全・安心な医療サービスの確保

ア 住民が、安全で安心できる医療が受けられるよう、地域における医療機関の連携と役割分担を進めるほか、保健・医療・福祉機関の連携強化を図り、安全で質の高い効率的な医療提供体制の整備を図ります。

イ 救急患者の症状や程度に適切に対応できるよう、初期救急医療（小児平日夜間救急など）から二次救急医療までの救急医療体制の体系的な整備を一層進めます。

ウ 脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、難病などの疾病に応じた地域における医療体制の構築を推進します。

エ 住民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成などを図ります。

オ 災害時などにおいても、迅速かつ適切な医療救護活動ができるよう災害拠点病院を中心とした医療体制の整備を図ります。

(2) 医師、看護師等の確保と質の向上

ア 将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。

イ 限られた医療資源において、診療所医師やさまざまな専門分野の医師との連携を強化し地域医療全体の質の向上に努めます。

(3) 医薬品の有効性・安全性の確保

医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、適正な医薬分業を実施することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する質の高い監視指導などの実施を図ります。

(4) がん医療の推進

ア がん診療連携拠点病院が作成する地域医療連携クリティカルパスを中心として、医療と介護が連携することにより、がん患者が住み慣れた家庭や地域で療養生活が送れるよう、在宅医療や緩和ケアなどの体制整備を支援します。

イ 在宅医療や緩和ケアに必要な社会資源情報を当所のホームページに掲載し、在宅療養の支援に努めます。

### 3 子育て・子育てを支える社会の推進

#### (1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築

ア 地域全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、県が設定した「子育ての日」及び「子育て週間」を中心として、子育て支援を進める県民運動を推進します。

また、「子育て応援パスポート（ファミたんカード）」を交付することにより、県、市町村、事業所及び県民が一体となって、地域における子育てを応援します。

イ 子育て支援団体等と連携を図り、高齢者をはじめとした地域住民による子育て支援活動がさらに推進されるよう支援を進めます。

ウ 保育所の整備及び保育の質の向上を促進し、認可外保育施設や放課後児童クラブへの支援などを推進します。

また、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進に努めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した環境の整備を推進します。

#### (2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

児童館、児童センターや地域子育て支援センター等の設置促進により、地域の子どもの健全育成や子育て支援が図られるよう、子どもの健やかな成長のための環境づくりを推進します。

#### (3) 子育て家庭の経済的支援

乳幼児の医療費の負担軽減、多子世帯の保育料の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

#### (4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

ア 障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活するために、身近な地域で療養指導・相談の実施、教育等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

イ 家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、里親や児童養護施設等における養育や保護による生活支援を進め、社会的自立を促します。

ウ ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援を進めます。

#### (5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

ア 総合周産期医療システムについて、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。

イ 小児救急電話相談などにより保護者の不安を軽減する相談体制の啓発を図ります

ウ 不妊に悩む夫婦が相談できる体制の充実を図るとともに、不妊治療に要する費用について、負担の軽減を図ります。

#### (6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

ア 若者の社会参画の場を設けるなど、若者の交流を支援します。

イ 思春期の若者や保護者等に対して、性に関する不安や悩みなどについての相談、関係機関とのネットワークづくりを継続して思春期保健対策を推進します。

#### 4 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

##### (1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

「ノーマライゼーション理念」に加え、「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、高齢者、障がい者、老若男女すべての人が、互いに支えあい、尊重しあいながら、その人の個性にあった生き方が主体的に営める地域づくりを推進します。

##### (2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

ア 地域社会において、一人暮らしの高齢者など地域で孤立しがちな人々も社会的なつながりを確保し、自分らしく充実した生活を安心して送ることができるよう、ボランティア活動をはじめとした福祉への住民参加の促進と、これに対する支援、多様な民間福祉活動の振興を図ります。

イ 福祉サービスを必要としている人が、安心して良質なサービスを受けることができるよう、福祉・介護人材の資質の向上に努めるとともに、福祉・介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、福祉・介護サービス分野に就業を希望する方々への支援を推進します。

##### (3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

高齢者や障がい者など、誰もが、生きがいを持ち、仕事や仕事以外の社会参加（学習活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など）ができる地域づくりを推進します。

##### (4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

ア 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を継続できるよう、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても悪化しないようにするため、介護予防に関する知識や活動の普及・促進を図るとともに、市町村の事業内容の評価などにより取組みを支援します。

また、高齢者の施設の居住環境に配慮した施設整備を支援します。

イ 高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、認知症の予防対策、認知症高齢者への介護サービスの充実などの支援対策を推進するとともに、高齢者への虐待防止・早期発見・早期対応のための体制整備を促進します。

ウ 介護に関する基礎的な知識や技術を普及していくとともに、関係機関と連携した介護者の相談支援体制の充実を図ります。

##### (5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

ア 障がいがある人たちが、自分らしい自立した生活と地域参加を実現するためにその人にあった自立のあり方を理解し、障がいのある方自身のニーズに適切に対応しながら、地域生活支援体制の充実を図り、生活の場を地域に移していくための取組みを促進します。

イ 障がいのある方の就労や居住環境、人権に配慮した適切な医療の確保など生活環境全般への取組み（介護、生活訓練、職業訓練など）を積極的に展開するとともに、障がいのある方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・指導に努めます。

(6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力などは、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるため、市町村、民間支援団体、その他の行政機関などとの連携協力を推進しながら、虐待や暴力の防止及び被害者等の保護・支援のための対策を総合的に推進します。

(7) 生活保護制度の適正実施

市町村や関係機関と連携して、実情に即した支援を適正に実施するとともに、就労支援をはじめとする各種事業を活用し、速やかな自立を支援します。

## 5 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

歩行困難な方が移動で使用する車の駐車スペースを確保するため、「おもいやり駐車場利用制度」などの普及を図ります。

(2) 生活衛生水準の維持向上

住民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、衛生水準の維持向上のための対策を推進します。

(3) 安全な水の安定的な確保

住民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるよう、市町村等による水道事業の適正な運営・管理のほか、地域の実情を踏まえ必要に応じた広域化、さらには危機管理体制としての広域連携等の強化を支援します。

(4) 食品等の安全性の確保

消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、関係機関等との相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。

(5) 人と動物の調和ある共生

動物愛護思想の普及啓発のほか、「飼い犬のしつけ方教室」等各種の事業を通してペット動物の終生飼養や動物の適正飼養に関する意識の定着化を図り、人と動物の調和ある共生を推進します。

(6) 健康危機管理の強化

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、住民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防や拡大防止に関する業務（健康危機管理）の充実強化に努めます。

## II 平成23年度主要事業計画

### 1 【生涯にわたる健康づくりの推進】

#### (1) 心身の健康を維持、推進するための環境づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①健康ふくしま21推進事業	<p>県民の健康づくりの基本方針である「健康ふくしま21計画」の推進に努めます。</p> <p>(1) 市町村健康増進計画策定支援等  (2) 県南の地域・職域連携推進事業  (3) たばこ対策事業  (4) 栄養・食育対策事業  (5) 歯科保健対策事業</p>	健康増進課
②薬物乱用防止事業	<p>薬物乱用の低年齢化が進行していることから若年層に重点を置いた薬物乱用防止思想などの普及啓発を図ります。</p> <p>(1) 薬物乱用防止教室の開催  (2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回  (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動(ヤング街頭キャンペーン)  (4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導  (5) 各種運動の実施  ・不正大麻・けし撲滅運動の実施  ・麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施  (6) 薬物相談窓口事業</p>	医療薬事課
③自殺対策推進事業	<p>自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき支援体制を整備するとともに、自殺予防に向けた普及啓発や市町村が取り組む自殺対策関連事業への支援を行うなどにより、自殺対策の定着化を図ります。</p> <p>(1) 相談支援窓口の設置  (2) 自殺予防セミナーの開催  (3) 自殺発生回避のための体制の整備  ・うつ病ハイリスク者や精神疾患対象者に対する個別支援  ・市町村がうつ病ハイリスク者への対応を行う際の支援  (4) 自殺対策緊急強化基金事業  平成24年度までの特別対策として、相談体制の整備や人材育成など、地域における自殺対策を強化</p>	保健福祉課

(2) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザなど）

事業名	事業概要	担当課
① 感染症予防対策事業	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた各疾病の発生時には、患者等へ適切な医療の機会を提供するとともに、疫学調査及び保健指導を実施し、二次感染によるまん延の防止を図ります。</p> <p>さらに、正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、予防接種に関する情報や感染症情報などの情報提供に努めます。</p> <p>(1) 感染症予防対策事業 ・疫学調査の実施等</p> <p>(2) 感染症発生動向調査事業</p> <p>(3) 結核対策事業 ・結核患者管理（登録・管理検診、接触者検診） ・結核患者療養支援事業の実施 ・結核に関する知識の普及啓発事業 ・感染症診査協議会開催</p> <p>(4) 社会福祉施設等における感染症予防対策事業</p> <p>(5) 感染制御ネットワーク支援事業</p> <p>(6) 新型インフルエンザ対策推進事業</p> <p>(7) 予防接種普及事業</p>	医療薬事課
② エイズ等予防対策事業	<p>エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消のため、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、エイズに関する相談及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査事業を実施します。</p> <p>また、B型・C型肝炎検査を実施し、住民の不安解消、検査受診機会の拡大を図ります。</p> <p>(1) エイズ相談・HIV抗体検査普及啓発活動事業</p> <p>(2) エイズ等予防啓発事業</p> <p>(3) 肝炎ウイルス検査 ・保健所における肝炎検査 ・検査委託医療機関による検査</p> <p>(4) HTLV-1の相談</p>	医療薬事課
③ 肝炎治療特別促進事業	<p>B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図ります。</p> <p>・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。（医療費助成） B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。（医療費助成）</p> <p>・助成期間：同一患者について1年間。 （インターフェロン治療は、延長規定、2回目の制度利用規定有り、アナログ製剤治療は助成期間の更新有り）</p>	医療薬事課

## 2【誰もが安心できる地域医療の確保】

### (1) 安全・安心な医療サービスの確保

事業名	事業概要	担当課
①医療安全対策事業	<p>医療法において、医療安全管理体制の充実・強化を図ることが明示されています。</p> <p>この体制の更なる充実を図るため、医療機関の立入検査の実施や研修会等の開催を通して、医療事故防止や院内感染の防止等について適切な指導を行い、安全で質の高い効率的な医療提供体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 医療安全研修会の開催  (2) 医療安全ネットワーク確保事業  (3) 医療相談  (4) 医療機関等立入指導</p>	医療薬事課
②救急医療対策事業	<p>救急患者の症状や程度に適切に対応できるよう、初期救急医療（小児平日夜間救急など）から二次救急医療までの救急医療体制の体系的な整備を一層進めます。</p> <p>(1) 県南地域救急医療対策協議会の開催  (2) 県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議の開催  (3) 県中・県南地域メディカルコントロール協議会の開催  (4) 県中・県南地域傷病者搬送受入体制検討会の開催</p>	医療薬事課
③難病対策の推進事業	<p>特定疾患治療研究事業により医療費の負担軽減を図るとともに、関係機関と連携を図り、難病患者・家族が安心して療養生活を送ることができるよう支援体制の整備を図ります。</p> <p>(1) 特定疾患治療研究事業  (2) 難病在宅療養者支援体制整備事業</p>	健康増進課
④献血推進事業	<p>住民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成など、献血の推進を図ります。</p> <p>(1) 街頭キャンペーンの実施  (2) 管内市町村献血担当者会議の開催  (3) 献血協力事業所訪問の実施</p>	医療薬事課

## (2) 医師、看護師等の確保と質の向上

事業名	事業概要	担当課
①医師定着促進事業	将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。	総務 企画課

## (3) 医薬品の有効性・安全性の確保

事業名	事業概要	担当課
①医薬品の安全対策事業	医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、適正な医薬分業を実施することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する質の高い監視指導などの実施を図ります。 (1) 薬事監視指導	医療 薬事課

## (4) がん医療の推進

事業名	事業概要	担当課
①地域がん医療連携拠点病院整備事業	がん診療連携拠点病院が作成する地域医療連携クリティカルパスを中心として、医療と介護が連携することにより、がん患者が住み慣れた家庭や地域で療養生活を送れるよう、在宅医療や緩和ケアなどの体制整備を支援します。	総務 企画課

## 3【子育て・子育てを支える社会の推進】

### (1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築

事業名	事業概要	担当課
①子育て支援連絡会議	県、市町村、企業、地域の様々な団体などが幅広く連携しながら、子育て支援の気運の盛り上げを図るとともに、地域の子育て支援ネットワークを構築することを目指すため、県南地域子育て支援連絡会議と当所の共同開催で会議を開催し、子育て支援の情報交換・意見交換などを行います。	保健 福祉課
②県南地区市町村・保育所・地域子育て支援拠点等ネットワーク構築事業	子育て支援に関して管内各関係機関の連携強化と地域の情報共有化を図るとともに、将来的には地域課題に対する今後の取り組みを検討・実行するための地域実務者レベルでのネットワークを形成することを目指すため、市町村保健師や保育所職員、地域子育て支援	

<p>③次世代育成支援対策の推進</p>	<p>拠点事業団体代表者等を対象に地域の子育てに関する諸問題等についての検討会議（全体及びグループワーク形式）を行い、参加者の資質向上と地域課題の共通認識を図ります。</p> <p>市町村の次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を推進するため、市町村、関係団体等へ支援策の各種情報を提供します。</p> <p>（１）市町村、保育所等への情報提供（随時）</p> <p>（２）実状把握及び助言</p> <p>児童福祉（保育関係）行政調査指導及び保育所指導監査時等において市町村の実情を確認のうえ助言、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉（保育関係）行政調査指導 実地指導：５町村、書面指導：４市町村予定</li> <li>・保育所指導監査 実地監査：１８施設、書面監査：６施設予定</li> </ul>	
----------------------	---	--

## （２）次代の親を育成するための環境づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
<p>①若者の性の健康圏域連携会議</p>	<p>10代の性の健康問題を分析・協議し、関係機関との連携・協力体制の強化を図り有機的な事業を推進します。</p> <p>（１）若者の性の健康圏域連携会議の開催</p> <p>（２）けんなん思春期通信発行、ホームページの充実、思春期保健教育等実施状況調査実施</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>②思春期相談事業</p>	<p>思春期にある子ども達の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制の充実に向けて、思春期相談ほっとラインによる電話やメール相談等により、性の悩みや不安等に対する相談や正しい知識の提供等に努めます。</p> <p>（１）思春期相談ほっとライン（電話・面接・メール相談）</p>	<p>保健福祉課</p>

## 4【ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進】

### (1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①高齢者福祉計画等の推進	<p>県南地域における高齢者福祉計画等の進捗状況の管理や課題の検討等を行います。</p> <p>(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催</p>	保健福祉課

### (2) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①発達障がい地域支援機能強化事業	<p>発達障がいについて、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターを中心とした支援体制を整備します。</p> <p>(1) 発達障がいサポートコーチ事業            専門機関や関係機関と連携しながら、支援機関のコーディネートなどを実施</p> <p>(2) 発達障がい児地域療育機能強化事業            発達障がい児の療育において、児童デイサービス事業所等の療育場面を活用した支援の実施</p>	保健福祉課

### (3) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

事業名	事業概要	担当課
①障がい者の地域生活移行の支援	<p>障がいのある人たちが、自分らしい自立した生活と地域参加を実現するため、地域生活支援体制等の充実に図ります。</p> <p>(1) 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業            条件が整えば退院可能な精神障がい者に対する退院支援並びに地域の受入体制の整備</p> <p>(2) 障がい児(者)地域療育等支援事業            ・市町村の相談支援体制整備への助言・指導            ・専門的な療育指導及び相談支援</p> <p>(3) 障害者自立支援対策臨時特例基金事業            自立支援法施行に伴う激変緩和や事業者支援</p> <p>(4) 障がい者就業・生活支援センター事業            (本庁執行事業)</p>	保健福祉課

	<p>障がい者が抱える労働・生活について行う相談及び助言</p> <p>(5) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業施設の耐震化やスプリンクラー整備の促進</p>	
--	--	--

#### (4) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

事業名	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	<p>地域における配偶者からの暴力全般に関する相談窓口である配偶者暴力相談支援センターとして、その業務を中心的に担う女性相談員を配置し、DV被害者からの相談に対応するとともに、市町村、警察、医療機関、司法機関等との連携の強化を図ります。</p> <p>また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化を図ります。</p>	保健福祉課

#### (5) 生活保護の適正実施

事業名	事業概要	担当課
①生活保護事業	<p>要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、生活保護法に基づく各種扶助を実施します。</p> <p>また、実施に当たっては、訪問調査活動、扶養能力調査及び収入資産等調査の充実徹底、役場・医療機関等関係機関との連携強化を図り、生活保護の適正実施を推進します。</p>	生活保護課
②就労支援事業	<p>稼働能力を有するが、就労に係る意欲や能力が低い等就労に至らない被保護者の就労を促進することにより、経済的自立を支援します。</p>	
③長期入院患者等退院促進事業	<p>医療機関に長期入院している被保護者であって、病状が安定し入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者に対して、退院阻害要因の解消及び地域生活への移行を促進し、健康で文化的な日常生活が営めるよう支援します。</p>	
④住宅手当緊急特別措置事業	<p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p>	

## 5 【誰もが安全で安心できる生活の確保】

### (1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

事業名	事業概要	担当課
①おもいやり駐車場利用制度の推進	車いす使用者用駐車スペース（  マークのある駐車場）の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」が平成21年7月1日からスタートしたことから、この制度の推進を図ります。	保健福祉課

### (2) 生活衛生水準の維持向上

②生活衛生関係営業の衛生確保事業	<p>生活衛生関係営業施設に対して、個別的・重点的な指導を実施するとともに、自主管理体制の確立を支援しながら衛生水準を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水のレジオネラ属菌検査や理美容所内使用器具の消毒効果確認検査を実施するなどして、適切な指導と情報提供に努めます。</p> <p>(1) 理容所・美容所・クリーニング所等営業施設への立入指導  (2) 旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌検査  (3) 業種別衛生講習会の開催</p>	衛生推進課
------------------	--	-------

### (3) 安全な水の安定的な確保

事業名	事業概要	担当課
①水道水の安全確保事業	<p>水道水の安定的供給及び水道事業の計画的整備に関する指導及び支援を行うとともに、水道施設の適切な維持管理状況の把握及び指導に努めます。</p> <p>(1) 水道施設への立入指導（書類検査及び現場検査）  (2) 水道国庫・県費補助事業の指導及び助言  (3) 危機管理対策の水道事業間の連携の推進</p>	衛生推進課

#### (4) 食品等の安全性の確保

事業名	事業概要	担当課
①食品の安全性の確保事業	<p>「平成23年度福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設等の効率的かつ効果的な監視指導を実施し、食品の安全性の確保を図ります。</p> <p>また、食品の表示や食の安全確保に関する苦情や相談の総合窓口として設置されている「食品安全110番」について、関係機関と連携して円滑な運営を行います。</p> <p>消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、関係機関等との相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。</p> <p>(1) 食品製造施設等の監視指導  (2) 大規模調理施設や広域流通食品の製造施設の衛生指導  (3) 食品の収去検査  (4) 食品衛生思想の普及啓発  (5) 「小・中学生の食の安全教室」等の実施  (6) 食の安全・安心推進事業</p>	衛生推進課

#### (5) 人と動物の調和のある共生

事業名	事業概要	担当課
①人と動物の共生の推進事業	<p>県民が快適で健やかな生活を送れるよう、動物による危害の発生防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。</p> <p>(1) 動物の適正飼養に関する啓発  (2) 「飼い犬のしつけ方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」の実施  (3) 動物取扱業者に対する立入指導</p>	衛生推進課

#### (6) 健康危機管理の強化

事業名	事業概要	担当課
①健康危機管理体制整備事業	<p>原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を期すため、関係機関との連携体制整備や平常時から模</p>	医療薬事課

擬訓練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応に努めます。

(1) 平常時対応

- ・ 所内体制整備等
- ・ 模擬訓練等の実施
- ・ 災害時医薬品等の備蓄
- ・ 災害時用医療資機材の保管管理
- ・ 関係機関の立入指導

(2) 発生時対応 (24時間体制)

## 第 3 章

# 平成22年度事業実績

平成22年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
<b>I 生涯にわたる健康づくりの推進</b>			
<b>(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進</b>			
	ア	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進（健康増進課）	① 市町村健康増進計画策定支援等 ② 県南の地域・職域連携推進事業
	イ	薬物乱用の防止（医療薬事チーム）	① 薬物乱用防止事業 ② 指導取締事業
	ウ	こころの健康づくり（障がい者支援チーム）	① ひきこもり・心の健康相談事業 ② ひきこもり家族教室
	エ	自殺対策（障がい者支援チーム）	① 自殺対策関連事業
<b>(2) 生活習慣病予防の推進</b>			
	ア-1	たばこ対策の推進（健康増進課）	① たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発 ② 喫煙防止教育支援 ③ 市町村におけるたばこ対策支援事業
	ア-2	歯科保健対策の推進（健康増進課）	① 市町村歯科保健強化推進事業 ② ヘル歯ケア推進事業
	イ	保健医療福祉における研修の推進（総務企画課）	① 地域保健福祉活動推進研修 ② 福島県地域保健福祉職員研修フォローアップ研修
<b>(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進（健康増進課）</b>			
			① 食環境整備事業 ② 食育推進事業 ③ 特定給食施設管理事業 ④ 健康づくり・栄養改善対策 ⑤ 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業 ⑥ 地区組織育成支援事業
<b>(4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進（感染症予防チーム）</b>			
	ア	感染症対策の推進	① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 肝炎治療特別促進事業 ⑥ 予防接種普及事業
	イ	結核対策の推進	① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
<b>II 誰もが安心できる地域医療の確保</b>			
<b>(1) 安全・安心な医療サービスの確保</b>			
	ア	地域医療体制の整備（医療薬事チーム）	① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ	救急医療体制の整備（医療薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会 ④ 県中・県南地域メディカルコントロール協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 難病在宅療養者支援体制整備事業 ③ 遷延性意識障害者治療研究事業 ④ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
	(2)		医師、看護師等の確保と質の向上（総務企画課）
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
	(3)		医薬品の有効性・安全性の確保（医療薬事チーム）
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止
<b>Ⅲ 子育て・子育てを支える社会の推進</b>			
	(1)		地域全体で子育てを支援する仕組みの構築（児童家庭支援チーム）
		ア	子育て支援を進める県民運動 ① 県南地域子育て支援連絡会議 ② 「ファミリーフェスタinけんなん 2010」
		イ	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ① 次世代育成支援対策の推進 ② 認可保育所の状況 ③ 保育対策等促進事業 ④ 認可外保育施設の状況 ⑤ 地域保育施設助成事業
	(2)		子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等 ② 児童環境づくり基盤整備事業 ③ 児童福祉（保育関係）行政調査指導 ④ 保育所指導監査、認可外保育施設調査
	(3)		子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）
			① 子ども手当の支給状況 ② 多子世帯保育料軽減事業
	(4)		援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）
		ア	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実 ① のびゆく子ども支援事業 ② 市町村における親支援のためのグループミーティング事業運営技術支援 ③ 子どもの発達「気づき支援」推進事業 ④ 医療援護事業 ⑤ 小児慢性特定疾患治療研究事業

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ	子どもの権利擁護の推進 ① 要保護児童対策の推進
		ウ	ひとり親家庭の支援 ① 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
		(5)	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保(児童家庭支援チーム) ① 先天性代謝異常検査事業 ② 新生児聴覚検査普及事業 ③ 特定不妊治療費助成事業 ④ 不妊専門相談等事業
		(6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進(児童家庭支援チーム) ① 若者の性の健康「生きいき応援」事業 ② 思春期相談事業
<b>IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進</b>			
		(1)	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進(総務企画課、高齢者支援チーム) ① 県南地域保健医療福祉推進協議会 ② 社会関係及び保健衛生統計調査 ③ 市町村地域福祉計画の策定支援 ④ 市町村社会福祉協議会指導監査 ⑤ 高齢者保健福祉計画等の推進
		(2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進 (総務企画課、高齢者支援チーム) ① 「いのちの学校」体験事業(次世代交流体験) ② ホームページ管理運営事業 ③ 老人クラブ活動等事業 ④ 民生委員・児童委員の活動支援
		(3)	生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進(高齢者支援チーム) ① 百歳高齢者知事賀寿事業
		(4)	高齢者を対象とした福祉サービスの充実(高齢者支援チーム) ア 健康づくりと介護予防の推進 ① 地域支援事業 ② 介護保険認定 ③ 介護保険法事業者指定 ④ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査 ⑤ 老人福祉施設の運営指導及び監査
		(5)	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援(障がい者支援チーム) ア-1 雇用と就労の促進 ① 精神障がい者社会適応訓練事業 ア-2 自立の支援と社会参加の促進 ① 精神障がい者福祉ホーム運営事業 ② 身体障がい者相談員の配置 ③ 知的障がい者相談員の配置 ア-3 障がい者の地域生活移行の促進 ① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進 ② 社会福祉施設等の施設整備 ③ 県南地域生活移行圏域連絡会の設置 ④ 障がい者地域移行促進強化事業 ⑤ 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 イ-1 人権への配慮と医療の確保 ① 精神障がい者の措置入院等に関すること ② 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ-2	在宅福祉サービスの充実 ① 重度障がい者支援事業 ② 特別障害者手当等の支給事業 ③ 自立支援給付費負担金関係事業 ④ 福島県地域生活支援事業費補助金 ⑤ 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金
		イ-3	総合療育体制の推進 ① 障がい児（者）地域療育等支援事業 ② 発達障がい児地域療育機能強化事業 ③ 発達障がいサポートコーチ事業
		(6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム） ① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業 ③ 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業
		(7)	生活保護制度の適正実施（生活保護課） ① 生活保護の適正実施
V 誰もが安全で安心できる生活の確保			
		(1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進(高齢者支援チーム) ① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
		(2)	生活衛生水準の維持向上（環境衛生チーム） ① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談 ⑤ 衛生講習会の実施 ⑥ 温泉保護対策事業
		(3)	安全な水の安定的な確保（環境衛生チーム） ① 水道施設等の整備に関する指導 ② 水道施設等の衛生指導 ③ 飲用井戸水の衛生対策指導
		(4)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム） ① 食品営業許可施設等の指導 ② 食品の安全対策事業
		(5)	人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム） ① 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況 ② 犬に関する苦情処理状況等 ③ 飼い犬のしつけ方教室 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業における動物適正管理対策
		(6)	健康危機管理の強化（医事薬事チーム）
		ア	災害時医療体制の充実 ① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

# I 生涯にわたる健康づくりの推進

## I-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

### I-1) -ア 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

#### 1 市町村健康増進計画策定支援等

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、支援しました。

##### (1) 健康増進計画策定状況(平成22年度末現在)

	策定済み	予定	備考
白河市	H15年度		H20年度見直し
西郷村	H14年度		
泉崎村		○	H23年度以降策定予定
中島村		○	H23年度以降策定予定
矢吹町	H21年度		
棚倉町	H17年度		
矢祭町	H21年度		
埴町		○	H23年度策定予定
鮫川村	H21年度		

##### (2) 健康増進事業等技術的助言

(根拠) 平成22年度健康増進事業技術的助言実施方針

市町村が実施する健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウィルス検診等)の円滑な実施のため、市町村に対して助言等を行いました。(参照資料編 表1)

平成21年度	白河市・西郷村・矢祭町・埴町
平成22年度	泉崎村・中島村・鮫川村

#### 2 県南の地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

##### (1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

第1回	平成22年7月30日	参加23人
第2回	平成23年2月22日	参加26人

##### (2) 県南の地域・職域連携推進協議会事業の実施

###### ① 健康情報の普及啓発

- ・「職場の健康づくりガイドライン」概要版の配布及び市町村・関係機関等広報紙等による情報提供
- ・「職場の健康ニュースNo.2」の作成

###### ② 連携推進のための支援

- ・「健康サポーター養成事業」フォローアップの実施  
矢祭町で延6回及び72人参加 新規5名認定(総認定者数21名)
- ・平成21年度養成「健康サポーター」の活動支援  
活動支援回数:2名(2事業所)に対し延べ4回

※ 平成19年度から矢祭町の民生児童委員や保健推進員を対象にして、うつ病や自殺予防に関する「こころのふれあいセミナー」を開催し、こころの健康の人的ネットワークづくりを実施した。さらに、平成21年度からは保健推進員等を対象として、こころの健康・栄養・歯科・禁煙等を学習する機会を設け、「健康サポーター」の育成に取り組んだ。

- ・「職場の健康づくりを支援します！事業」の実施  
実施回数：2事業所に対し延べ5回
- ・健康づくり体制整備の推進  
各構成機関の役割の検討と徹底を図るとともに各構成機関における相談窓口体制の充実に努めました。

## I-1) -イ 薬物乱用の防止

### 1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

#### (1) 薬物乱用防止教室（出前講座）による講師派遣

(根拠) 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

##### ■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校		受講者数
小学校	0校	0人
中学校	6校	902人
高校	3校	615人
その他	1校	62人
計	10校	1,579人

#### (2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に11月1、2、4、5日、12月1日の5日間、訪問事業を実施しました。

##### ■訪問事業実施数の推移

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
実施数(校)	11	9	10	10	10
受講生徒数(人)	587	363	372	425	380

#### (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員28名・東白川地区指導員25名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	22年7月3日(土)・白河市	22年7月2日(金)・棚倉町

#### (4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	22年6月1日(火)	22年6月2日(水)

## イ 研修会の開催

- 平成23年 2月18日(水) サンフレッシュ白河  
薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を開催しました。
- ・ 県南地区における少年の非行と薬物乱用の実態について  
講師 白河警察署職員
  - ・ 平成22年度薬物乱用防止中堅指導員研修会参加報告  
県南保健福祉事務所職員
  - ・ 講演「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。～大麻汚染の現状～」  
県保健福祉部薬務課職員

## ウ アディクション(薬物)フォーラムの参加(福島県精神保健福祉センター主催)

- 平成22年12月3日(水) 福島市子供の夢を育む施設「こむこむ」
- ・ 体験談発表「回復者からのメッセージ」  
磐梯ダルク、NA、断酒会、GA

## (5) 各種運動の実施

### ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日～7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

- ・ 抜去本数 けし 6, 218本(15件)  
大麻 30本(1件)

### イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(10月1日～11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

## 2 指導取締事業

### (1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・ 立入検査 40件

#### ■麻薬取扱者数

平成23年3月31日現在

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
3	33	158	16	1	82	293

### (2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・ 立入検査 74件

#### ■覚せい剤取扱者数

平成23年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※155	156

※病院・一般診療所・薬局(151)含む

### (3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・ 立入検査 97件

■向精神薬取扱者数

平成23年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	2	※223	225

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局（223）含む

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 121件（再交付含む）
- ・免許証記載事項変更届 19件
- ・業務廃止届 29件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 4件
- ・調剤済麻薬廃棄届 59件
- ・麻薬廃棄届 8件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

ア 覚せい剤取扱指定事務件数

- ・覚せい剤原料取扱者指定 1件

イ 覚せい剤等廃棄届

- ・覚せい剤原料廃棄届 3件

I-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関する事など様々な心の問題に対して、の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に合わせて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数(人)			
				うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	9	8	8	3	3
その他来所相談	随時	59	113	3	4
所外相談	随時	14	42	0	0
電話相談	随時	93	452	4	6
文書相談	随時	0	2	0	2
家庭訪問	随時	19	61	0	0
計		193	676	10	13

注1) \*精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex. その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex. その他来所相談)のみに計上している。

## 2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県心の健康サポート事業実施要綱

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す機会につなげました。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	6回	6回	7回
参加実人数	12人	8人	13人
参加延人数	34人	24人	32人

対象者：20歳代から30歳代の青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、かつ県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

## I-1) -エ 自殺対策

### 1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

#### (1) 自殺予防セミナーの開催

自殺に至る要因の認識とその事前対処方法や普及を啓発するため、自殺予防セミナーを開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成22年9月12日(日) 14:00~16:30 サンフレッシュ白河	1 講演「お酒と心の健康～アルコール依存症が引き起こす病～」 講師 医療法人落合会 東北病院 診療部長 佐久間寛之氏 2 体験発表「アルコール依存症から回復して」 発表者 矢吹断酒新生会会員、AA会員講演	一般住民 自殺予防関係者、 精神保健福祉関係者	50人

#### (2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成24年度までの特別対策として、自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

#### ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺やその要因の一つとしてあげられているうつ病に関する正しい知識や各種相談窓口の普及を実施するため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場 所	主な内容	資料等配布数	備 考
平成22年9月2日(木) 16:00～17:15	ヨークベニマルメガステージ白 河店、ベイシア白河モール店	啓発資料の配 付、呼びかけ、	800部	白河市と共催
平成23年3月8日(火) 10:00～11:30	イオン白河西郷店	のぼり旗設置	500部	西郷村と共催

#### イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材を育成するため、自殺予防に関わる地域の関係者に対して、研修会を開催しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者数
平成22年11月5日(金) 13:30～16:30 サンフレッシュ白河	講演「アルコール依存症の本人とその家族への対応 について」 講師 アスクヒューマンケア研修相談センター 所長 水澤都加佐 氏	市町村職 員、地域 包括支援 センター 職員、精 神保健福 祉関係者 等	64人
平成22年12月22日(水) 13:00～15:00 サンフレッシュ白河	1 講演「パーソナリティ障害とその対応」 講師 精神保健福祉センター 所長 畑 哲信 氏 2 事例検討	〃	73人
平成23年2月15日(火) 13:30～15:30 サンフレッシュ白河	1 講演「アルコール依存症の対応について」 講師 医療法人落合会 東北病院 診療部長 佐久間寛之 氏 2 体験発表「アルコール依存症から回復して」 発表者 矢吹断酒新生会会員、AA会員	民生児童 委員	85人

#### ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 8市町村
- ・補助金交付額 4,175,188円

#### エ 家族のためのうつ病教室

うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族の支える力を高めることを目的として開催しました。

開催日時	主な内容	対象者	参加者数
平成22年12月15日(水) 13:30～15:30	1 講演「うつ病に関する医学的基礎知識」 講師 ありがクリニック 院長 有賀清 氏 2 家族交流会	家族にうつ病で治療中の方がいる方	5人
〃 12月24日(金) 13:30～15:30	1 講演「うつ病の方への対応方法1」 講師 臨床心理士 小野咲子 氏 2 家族交流会		5人
平成23年1月14日(金) 13:30～15:30	1 体験発表「うつ病を体験して伝えたいこと」 発表者 うつ病体験者 2 家族交流会		5人
〃 1月26日(水) 13:30～15:30	1 講演「うつ病の方への対応方法2」 講師 臨床心理士 小野咲子 氏 2 家族交流会		5人

### (3) 市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供、県・市町村の情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成22年6月14日(月) 13:30～15:50

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内自殺対策主管課長等

エ 内 容 自殺者の現状について

研修会報告

平成22年度福島県の自殺対策について

平成21年度自殺対策事業結果と平成22年度の計画について

意見交換・情報交換

## I-2) 生活習慣病予防の推進

### I-2) -ア-1 たばこ対策の推進

(根拠) 健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」の重要課題である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

#### 1 たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発

世界禁煙デー・禁煙週間・歯の衛生週間等において、ポスターの掲示及び普及啓発用チラシを配布しました。

#### 2 喫煙防止教育支援

出前講座で講師派遣

対 象	回 数	人 数
小・中学校	8回	1,007
その他	1回	63

#### 3 市町村におけるたばこ対策支援事業

(1) 市町村におけるたばこ対策に関する調査

①公共施設における分煙化実態調査

(参照資料編 表2)

②母子保健事業時における喫煙実態調査

母子健康手帳交付、3・4か月児健康診査、9・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査における乳幼児の母親の喫煙率13.5%と家族の喫煙率66.2%を把握しました。

(2) 市町村たばこ対策担当者会議

開催日	内容	参加
平成22年10月29日	(報告)管内の受動喫煙防止の現状 ・母子保健事業時の喫煙調査結果 ・官公庁・学校・医療機関の全面禁煙状況 ・禁煙支援医療機関	9市町村

## I-2) -ア-2 歯科保健対策の推進

### 1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムの活用により市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健情報体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。(参照資料編 表3)

(2) 市町村歯科保健強化推進事業

管内の乳幼児のむし歯り患率低減を図るために、研修会と検討会を開催しました。

開催日等	内容	参加者
【研修会】 平成22年12月21日	講演「子ども達の健康を守るために」 ～たばこの煙を防ごう～ 白河市表郷クリニック 村松康成院長	18人 市町村担当者、 保育所及び幼稚園等 学校関係者 歯科衛生士等
【検討会】 平成22年10月4日	・平成21年度歯科保健情報システム報告 ・福島県幼児歯科健康診査マニュアルについて	12人 市町村担当者、 歯科医師、歯科 衛生士等

(3) 歯周疾患予防出前セミナー

生涯にわたって自分の歯で食べるために、働きざかりの歯周疾患予防セミナーを事業所等4カ所・延べ40人に実施しました。

### 2 ヘル歯ーケア推進事業

(根拠) ヘル歯ーケア推進事業実施要領

生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

(1) 施設入所者口腔保健指導

施設等	回数	延人数
西郷養護学校	2	82
ほっとアクト	3	9
合計 2カ所	5	91

(2) 在宅療養者口腔保健指導

所内相談	10人
その他	7人

I-2) -イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

- ① 特定健康診査・保健指導関連研修
  - ・開催日：平成22年6月28日外2日
  - ・講演：「医療改革による保健活動の変革と特定保健指導の実際」パート1  
(講師：元茨城県潮来市役所保健師)  
「医療改革による保健活動の変革と特定保健指導の実際」パート2  
(講師：元茨城県潮来市役所保健師)  
「管内の特定健診・特定健康指導の現状と医療費から見える課題」  
(講師：福島県国民健康保険団体連合会主任保健事業専門員)
  - ・情報提供：「管内の特定健康診査・特定保健指導の実施状況」  
「特定健診・特定保健指導の実施結果について」
  - ・参加者数：延べ84人(市町村担当者)
- ② 感染症予防対策研修
  - ・開催日：平成22年12月16日
  - ・講演：「感染症における接触感染のコントロールについて」  
(講師：宮城県立がんセンター職員)
  - ・実習：「感染対策まちがい探し」  
(講師：県南保健福祉事務所職員)
  - ・参加者数：163人
- ③ 県南地域子育て支援者研修
  - ・開催日：平成23年1月24日
  - ・講演：「子どもの発達と支援者の役割」  
(講師：国際医療福祉大学職員)
  - ・グループワーク：「発達障害のある子とその家族への支援」  
(アドバイザー：国際医療福祉大学職員)
  - ・参加者数：62人
- ④ 難病患者の口腔機能向上研修
  - ・開催日：平成23年2月3日
  - ・講義：「地域における医療と介護の一体的提供 歯科の役割」  
(講師：内藤歯科医院歯科医師)
  - ・講義：「地域で支える食べる楽しみ」  
(講師：緑桜会 東のいずみ・緑が丘さくら診療所歯科医師)
  - ・情報提供：「歯科医療機関口腔機能サービス情報」の紹介
  - ・参加者数：51名

2 福島県地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修

(根拠) 平成22年度福島県地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修要項

新任研修受講半年後における研修成果を再確認し、保健福祉行政職員として期待される役割を果たす能力を確実に身につけるため研修会を開催しました。

- ・開催日：平成22年12月13日
- ・演習：「面接技法の向上のために」  
(講師：財団法人金森和心会針生ヶ丘病院職員)
- ・事例研究
- ・参加者数：25人（県中、県南管内市町村職員及び県職員）

### I-3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

#### 1 食環境整備事業

(根拠)「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

##### (1) 「うつくしま健康応援店」

- ①メニューの栄養成分表示
- ②栄養・健康情報の提供
- ③ヘルシーメニューの提供
- ④禁煙・分煙の実施

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規登録	13	10	8
年度末登録	55	65	73

(2) 健康づくり講座 回数：1回 参加人数：11人

##### (3) うつくしま健康応援店に対するインタビュー調査

望ましい食環境の推進及び健康応援店事業の充実のため、現在の応援店制度や健康づくりに関するサービスについて、どのように考えるかを把握するためのインタビュー調査を管内の6店舗対象に実施しました。その結果、様々な意見や事業に関する新しいアイデアやヒントを得ることができました。

#### 2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

##### (1) 市町村食育計画策定支援

市町村の食育推進計画策定状況（H22年度末現在）

策定済み	策定予定	予定なし
3（矢吹町・矢祭町・鮫川村）	2（白河市・埴町）	4

##### (2) 未来（ゆめ）づくり食育計画作成支援研修会

幼児・児童生徒の望ましい食習慣の定着を目指し、食育事業を実施しました。

開催日	場 所	参加人数	対 象 者
H22年8月 6日	サンフレッシュ白河	57	幼稚園・保育所職員、市町村担当者等

##### (3) 食事バランスビンゴカード普及講習会

開催日	場 所	参加人数	対 象 者
H22年 5月19日	矢吹町保健福祉センター	16	食生活改善推進員
H22年 5月19日	サンフレッシュ白河	70	

### 3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

#### ■特定給食施設数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定給食施設	70	69	71
小規模特定給食施設	42	42	39
計	112	111	110

#### (1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	3	3	4
参加延人数	171	201	202
参加延施設数	146	170	157

巡回指導	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施施設数	72	109	110

#### (2) 災害時における栄養・食生活支援事業

災害時の栄養・食生活支援体制を検討するため、1日2食以上を提供する特定給食施設に対して実態調査を実施するとともに、栄養管理担当者による検討会を開催しました。

##### ①実態調査

	対象数	回答数
特定給食施設	37	37

##### ②検討会の開催

開催日	内 容	参加者数
平成23年2月 8日	先駆的事例発表と実態調査に基づく課題解決のための方策の検討	7人

##### ③報告会の開催

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成23年2月25日 サンフレッシュ白河	災害時に備える給食施設の体制整備について	72施設 76人

### 4 健康づくり・栄養改善対策

#### (1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。

個別指導	86回	延 89人
集団指導	6回	延 79人

#### (2) 国民健康・栄養調査事業

(根拠) 健康増進法 第10条

健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため指定地区において実施しました。

- ・調査時期：平成22年11月
- ・対象地区：白河市金勝寺地区（25世帯59人）
- ・実施数：19世帯47人
  - ア 身体状況調査 27人
  - イ 栄養摂取状況調査（世帯毎） 19世帯
  - ウ 生活習慣調査（20歳以上） 39人

(3) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	10回	延 10人
集団指導	2回	延 23人

(4) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項目	H20年度	H21年度	H22年度
管理栄養士申請書等進達事務	12件	8件	6件
栄養士申請書等進達事務	25件	28件	14件
管理栄養士国家試験等の事務指導	7件	8件	17件
窓口相談等	28件	31件	20件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
栄養表示等相談および指導	36件	22件	15件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

- ・県南地区食生活改善推進員連絡協議会
  - 加入市町村：白河市・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村
  - 推進員数：159人（H22年度末）
- ・支援状況

個別相談	24回・26人
集団指導	3回・134人

I-4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進

I-4) -ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

### (1) 新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ）対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・開催日：平成22年5月14日、5月17日
- ・場所：県南保健福祉事務所 会議室
- ・出席者数：県南保健福祉事務所職員 55人
- ・内容：感染予防策について  
個人防護具着脱訓練 他

### (2) 新型インフルエンザ対策事業

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために訓練や緊急時の対応に備えるため、関係団体による連絡会議を開催し、医療体制の確保等について協議を行いました。

#### ①対応訓練事業

第1回	平成22年5月14日（金）	県南保健福祉事務所職員	36名
第2回	平成22年5月17日（月）	〃	19名
第3回	平成23年2月22日（月）	当所獣医技師及び 県南地方振興局職員	5名

#### ②新型インフルエンザ対策県南地域医療会議

- 第1回 平成22年11月26日（金）
- 第2回 平成23年 2月 1日（火）

### (3) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設（高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等）、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、各施設毎の課題等の情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

#### ①県南地域感染症情報共有システムの構築

- 平成22年6月より毎月1回程度（情報提供が必要な事態が発生した場合は随時）感染症情報を対象施設にメールやファックスにより送信しました。（204か所）  
平成22年度は、定期7号と臨時11号まで、計18回発信しました。
- また、双方向での共有システムを目指して、11月に、「県南地域感染症情報に関するアンケート調査」を実施するとともに「感染症情報連携シート」（福島県簡易申請システムを利用）の活用を開始しました。

#### ②県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

- 開催日時：平成22年12月16日（木）15:00～17:00
- 開催場所：白河地域職業訓練センター 講堂
- 研修内容：「福祉現場の感染対策」について  
実習「感染対策まちがい探し」
- 講師：東北感染制御ネットワークベストプラクティス部会メンバー  
宮城県立がんセンター 医療安全管理室 菊地 義弘先生
- 参加者数：163人
- 配付資料：県南保健所作成「手洗い方法の手順」の貼付パネル 他

(4) 感染症に関する研修会の開催

① つつが虫病研修会

開催日時：平成23年 3月 9日(水) 19:00～20:30

開催場所：県南保健福祉事務所会議室

研修内容：報告「県南地域におけるつつが虫病の現状について」  
講話「つつが虫病の診断と治療について」

参加者数：48名

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、平成20年に一部改正され、対象感染症及び類型が変更になりました。

また、当該法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出基準等の一部改正が平成23年1月24日交付され、次の感染症が追加されました。

・「チクングニア熱」を第四類感染症に追加(23.2.1施行)

・「薬剤耐性アシネトバクター」を第五類感染症に追加(定点医療機関)(23.2.1施行)

この法に定められた指定感染症及び1～4類感染症の患者が発生した場合や、5類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合には、積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表4)

平成22年度内訳

結核 15件 つつが虫病 30件 A型肝炎 1件  
水痘 1件 感染性胃腸炎 1件  
インフルエンザ(集団発生) 4件

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施件数	2件	6件	85件	50件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■ 全数把握報告数

単位：件

年	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等	
18	0	0	5	16	0	△	
19	0	14	1	14	1		
20	0	18	0	20	2		
21	0	15	3	38	6		14
22	0	11	0	29	2		

平成22年内訳

2類 結核 11件  
3類 なし 0件  
4類 つつが虫病 29件  
5類 アメーバ赤痢 1件  
後天性免疫不全症候群 1件

## (2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生动向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

### ■ 定点把握疾患別報告数（平成22年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	388	126	22	9	0	0	0	0	17	1	5	52	620
RSウイルス感染症	48	40	20	11	13	6	2	4	1	7	4	14	170
咽頭結膜熱	0	0	2	1	0	2	5	1	1	0	2	1	15
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	9	17	5	2	12	7	6	2	2	6	10	14	92
感染性胃腸炎	148	134	171	109	150	142	49	19	22	37	49	233	1263
水痘	11	27	16	22	43	38	33	22	3	18	42	107	382
手足口病	4	2	6	3	10	27	66	21	15	22	4	3	183
伝染性紅斑	0	0	0	1	2	0	11	5	2	3	4	0	28
突発性発しん	6	8	9	6	3	9	15	16	12	10	9	11	114
百日咳	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	1	91	69	16	2	2	2	183
流行性耳下腺	27	18	16	20	17	18	24	20	22	25	48	92	347
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	3	0	0	0	3	2	2	3	5	7	10	6	41
*細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
*クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性器クラミジア感染症	1	1	5	5	1	5	3	1	0	2	3	3	30
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\*脳膜炎細菌髄膜炎は、除く。

\*オウム病は除く。

## 4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

### (1) エイズ等相談・HIV抗体・肝炎ウイルス検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施していますが、平成9年度からは、夜間も月2回のHIV抗体検査を実施しています。

また、平成13年度からはHCV検査を、平成14年度からはHBS抗原検査も

実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ( )は夜間検査			HCV・HBs 相談	HCV 検査	HBs 抗原 検査
	男	女	計	男	女	計			
17	89	23	112	26	5	31(9)	10	2	2
18	97	47	144	25	11	36(12)	6	0	0
19	61	50	111	16	21	37(11)	568	155	155
20	77	41	118	25	17	42(20)	86	17	17
21	81	45	126	18	11	29(8)	47	21	21
22	49	28	77	9	9	18(3)	15	3	3

(※平成16年度及び平成19年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	20年度		21年度		22年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	1	30	0	0
高校	3	138	1	120	1	120
その他	5	204	3	54	2	55
計	8	342	5	204	3	175

イ 世界エイズデー関連事業

① 保健所職員及びボランティアで、朝の通勤・通学者に対し、エイズに関する正しい知識と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るため、啓発を行いました。

- ・実施日：平成22年12月1日(水)
- ・場所：白河駅前 啓発資材 400部配付  
新白河駅前 350部配付

② 県立高校(4校)及び看護学校(2校)に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レトリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。

- 啓発資材を配付数 県立高校(4校) 2640個  
看護学校(2校) 140個

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要領

B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

- ・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン

治療で、保険適用となっているもの。(医療費助成)

B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

(医療費助成)

- ・助成期間：同一患者について1年間。

(延長規程、2回目の制度利用規程有り、アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況

- ・申請件数 : 61件  
インターフェロン治療 (C型) 32件  
核酸アナログ製剤治療 (B型) 29件
- ・受給者証発給数 : 61件
- ・不承認数 : 0

## 6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

また、市町村の感染症担当者会議(予防接種担当者)を開催し、予防接種による事故防止対策の徹底を図りました。

市町村感染症担当者会議(予防接種担当者)

平成22年 4月28日(木)

平成22年12月22日(水)

### (1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以降の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

### (2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔をおいて2回接種します。(参照資料編 表6)

### (3) 麻しんの予防接種実施状況

麻しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

※平成20年4月から向こう5年間に限り、第3期としてそれぞれの年度の中学一年生に相当する年齢の者、第四期としてそれぞれの年度の高校三年生に相当する年齢の者を対象として接種します。(参照資料編 表7)

### (4) 風しんの予防接種実施状況

風しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

※(3)に同じ (参照資料編 表7)

#### (5) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔において2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年において1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM（急性散在性脳脊髄炎）を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、昨年より第1期の積極的な勧奨が再開されています。（第1期の積極的勧奨については今後検討）

また、平成17年の積極的勧奨は差し控えてにより1期の3回の接種を受けられなかった方への接種機会の確保については、平成22年8月22日以降の特別措置が設けられています。（参照資料編 表8）

#### (6) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後6月未満の者を対象として1回、直接BCG接種を行います。（参照資料編 表10）

### I-4) -イ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

#### 1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

##### (1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

#### ■平成22年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,349	1,348	99.9	1,348	0	0	0
大学等	120	120	100.0	120	0	0	0
施設	2,396	2,317	96.7	274	2,043	0	0
事業所	4,850	4,669	96.3	2,515	2,159	38	1
一般住民	34,417	10,512	30.5	10,509	3	141	0
合計	43,175	19,009	44.0	14,795	4,219	179	1

##### (2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■ 定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
18	176	129	73.3	0	0	2	127
19	63	60	95.2	2	0	4	54
20	114	103	90.4	0	0	1	102
21	100	92(19)	92.0	0	0	1	91
22	155	152(24)	98.1	4	0	1	147

( )内は、QFT 検査（クオンティフェロン TB-2G 検査）を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月 1 回（入院勧告を行う場合は臨時に開催する）

■ 感染症診査協議会診査件数

年 度	18	19	20	21	22
診査件数	30	61	58	51	40

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第 37 条及び第 37 条の 2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度（法第 37 条）

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と県で負担することになっています。

■ 法第 37 条医療費公費負担申請状況（H18 年度までは結核予防法 35 条）

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全 数	新 規	継 続		
18	0	0	0	0	0
19	21	8	13	21	0
20	25	8	17	25	0
21	24	7	17	24	0
22	18	6	12	18	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度（法第 37 条の 2）

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

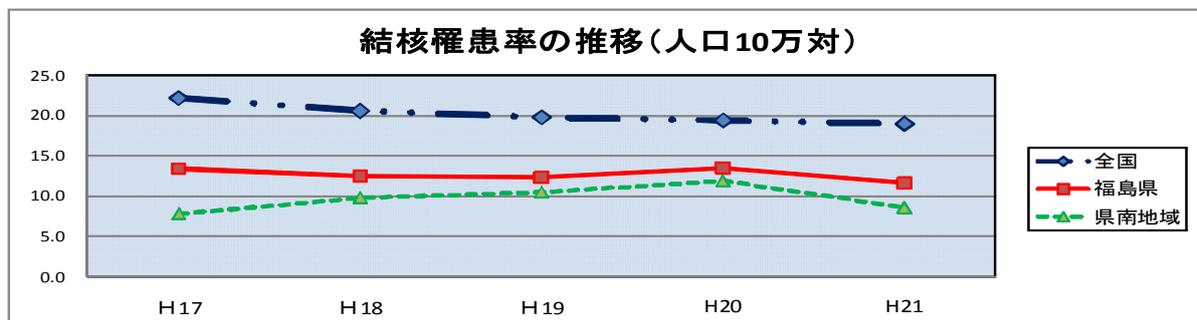
■ 法第 37 条の 2 医療費公費負担申請状況（H18 年度までは結核予防法 34 条）

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
18	30	28	28
19	35	33	33
20	33	31	31
21	27	27	27
22	22	22	22

### 3 結核患者管理事業

#### (1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移しています。平成17年以降、微増傾向にありましたが、平成21年より減少しています。



■結核罹患率の推移 (人口10万対)

結核罹患率の推移 (人口10万対)

	H17	H18	H19	H20	H21
全国	22.2	20.6	19.8	19.4	19.0
福島県	13.4	12.5	12.3	13.5	11.6
県南地域	7.8	9.8	10.5	11.9	8.6

#### (2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者8人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は6人(75.0%)となっています。

#### ■新結核患者登録者数(年別・市町村別・活動分類別)

(当該年に新たに結核患者として登録された数)

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 (人口 10万 対)	別掲 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成17年	12	10	4	4	0	1	5	2	7.8	0
平成18年	15	10	5	5	0	3	2	5	9.8	0
平成19年	16	13	7	6	1	3	3	3	10.5	2
平成20年	18	14	6	6	0	6	2	4	11.9	0
平成21年	13	10	6	5	1	4	0	3	8.6	2
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	※5.3	3
白河市	4	4	4	4						1
西郷村	1	1	1	1						
泉崎村										
中島村										
矢吹町	1	1	1	1						
棚倉町	1	1				1				
矢祭町	1	1				1				1
塙町										1
鮫川村										

※ H22年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率(人口10万対)：10.1現在人口より

22.10.1現在人口 150,128人

(3) 市町村別結核患者登録数

管内の平成22年末の登録数は31人で、前年に対し2人減少しました。

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	別掲 潜在性結核感染症	登録率	※ 有病率 (人口10万対)
		総数	肺結核活動性					肺外結核活動性						
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他							
			総数	初回治療	再治療									
平成17年	38	8	6	4	4	0	1	1	2	28	2	0	24.8	5.2
平成18年	31	15	9	4	3	1	3	2	6	14	2	0	20.2	9.8
平成19年	30	12	9	6	5	1	2	1	3	17	1	2	19.7	7.9
平成20年	34	14	9	4	4	0	5	0	5	19	1	0	22.4	9.2
平成21年	33	10	8	5	4	1	3	0	2	22	1	2	21.8	6.6
平成22年	31	5	4	4	4	0	1	0	0	26	0	5(2)※	22.6	2.6
白河市	16	3	3	3	3					13		1(1)※		
西郷村	6	1	1	1	1					5				
泉崎村	3									3				
中島村	1									1				
矢吹町	2									2				
棚倉町	1									1		1		
矢祭町	1	1					1						2	
塙町	1									1		1(1)※		
鯨川村														

※ ( ) 内は治療中の患者数再掲

H22. 12. 31現在

※ H 2 2 年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は48.4%で、約半数を占めています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人 (%)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
0～29歳	7(18.4)	6(19.4)	2(6.6)	4(11.8)	4(12.1)	1(3.2)
30～39歳	3(7.9)	2(6.5)	2(6.6)	3(8.8)	2(6.1)	4(12.9)
40～49歳	4(10.5)	4(12.9)	6(20.0)	7(20.6)	5(15.1)	1(3.2)
50～59歳	4(10.5)	4(12.9)	5(16.7)	4(11.8)	3(9.1)	4(12.9)
60～69歳	2(5.2)	5(16.1)	6(20.0)	3(8.8)	4(12.1)	6(19.4)
70歳以上	18(47.4)	10(32.3)	9(30.0)	13(38.2)	15(45.5)	15(48.4)
合計	38	31	30	34	33	31

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内 DOTS (直接服薬確認療法) を支援するため、白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：5回
- ・事例件数：42件

(2) 高齢者等の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：10か所
- ・受講者数：196人

## Ⅱ 誰もが安心できる地域医療の確保

### Ⅱ－１) 安全・安心な医療サービスの確保

#### Ⅱ－１)－ア 地域医療体制の整備

##### 1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

##### (1) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためにも、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上を図るとともに実践できる知識の習得を図るための研修会を開催しました。

- ・開催日 平成22年10月6日(水) 18:30～20:30
- ・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等
- ・参加者数：193名
- ・内容：講演
- ・「医療法における医療安全対策～立入検査結果から～」  
講師 福島県県南保健福祉事務所 所長 遠藤幸男
- ・「医療の質・安全への取り組み」  
講師 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター  
看護部長 大川禎子

##### (2) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域10病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的に開催して、医療安全に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。平成22年度は6回開催しました。

(目的)

各病院における医療安全管理の責任者であるリスクマネージャー(医療安全推進者)間の情報交換及び安全対策意識の向上を図ることにより、医療現場における事故減少並びに安全管理体制の確保に努めることを目的とする。

(実施内容)

- |     |   |
|-----|---|
| 第1回 | 日時：平成22年5月20日(木) 14:00～16:30<br>会場：県南保健福祉事務所<br>内容：各病院の医療安全に関する取り組み状況等について(発表)<br>参加者数：リスクマネージャー、看護師等 15名         |
| 第2回 | 日時：平成22年7月21日(水) 14:00～16:30<br>会場：会田病院<br>内容：医薬品の管理Ⅰ～麻薬を含む入院時患者持込薬の管理について～(院内ラウンドを含む)<br>参加者数：リスクマネージャー、薬剤師等 23名 |
| 第3回 | 日時：平成22年10月6日(水) 14:30～16:30<br>会場：白河市文化センター 研修室<br>内容：インシデント・ヒアリハット事例の分析演習<br>参加者数：リスクマネージャー、看護師等 18名            |
| 第4回 | 日時：平成22年11月29日(月) 14:00～16:30<br>会場：塙厚生病院<br>内容：医療に関わる従事者の教育について(院内ラウンドを含む)<br>参加者数：リスクマネージャー、看護師、事務員等 18名        |

- 第5回 日 時：平成23年1月25日（火）14:00～16:30  
 会 場：白河病院  
 内 容：医薬品の管理Ⅱ～誤薬の防止～（院内ラウンドを含む）  
 参加者数：リスクマネージャー、薬剤師等 24名
- 第6回 日 時：平成23年3月2日（水）14:00～16:30  
 会 場：白河厚生総合病院  
 内 容：医療機器の管理について（院内ラウンドを含む）  
 参加者数：リスクマネージャー、臨床工学技師等 24名

### （3）医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 4件

## 2 医療機関監視指導事業

（根拠）医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

（参照資料編 表11,12）

■医療監視実施数（開設に伴う調査は含まない）

立入実施数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
病院	13	13	13	12	11
一般診療所	41	40	44	46	44
歯科診療所	22	25	23	23	23
施術所	24	26	23	28	26
歯科技工所	3	4	7	4	4
合計	103	108	110	113	108

開設に伴う調査 歯科診療所：2 施術所：3

## 3 医療法等に基づく許認可事務

（根拠）医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設（病院を除く。）許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所変更許可 17件（病院14・診療所3）
- ・病院診療所使用許可 9件（病院8<5>・診療所1<1>）

<>内は自主検査再掲

## Ⅱ－1）－イ 救急医療体制の整備

### 1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡町村は、在宅当番医制を白河医師会に委託し、小児科・内科による当番医制により休日診療を実施しています。さらに、平成20年7月1日から「小児平日夜間救急医療事業」がスタートしました。

これは、白河医師会の20人の医師（当所が開催した県南地域小児救急医療医師研修会を受講した医師が担当）が白河厚生総合病院1階「小児平日夜間救急外来」において、月曜日から金曜日の午後7時から10時まで診療を行います。

また、しらかわ救急情報センターにおいては、当番医や当番医以外の専門医（外科・耳鼻咽喉科等）の紹介を電話により行っています。

さらに、歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

## 2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について (国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

### ■第二次救急医療機関

平成23年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
田口病院	白河市郭内11	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		5	5

## 3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行います。

平成22年度県南地域救急医療対策協議会

・平成23年3月17日開催予定でしたが、東日本大震災に伴い中止しました。

県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議

平成22年度県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議

第1回 平成22年 4月14日 (水)

第2回 平成22年 6月 9日 (水)

第3回 平成22年 8月 4日 (水)

第4回 平成22年 8月26日 (木)

第5回 平成22年10月 6日 (水)

第6回 平成23年 2月25日 (金)

## 4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会

(根拠) 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

救急救命士の救急活動の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関からの情報の提供を受け、情報の共有化を図ります。(事務局：県中・県南保健福祉事務所)

平成22年度は未開催

## II-1) ウ 難病対策の推進

### 1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

現在56疾患を対象に、調査研究及び医療費の公費負担が行われています。

(参照資料編 表13)

■ 特定疾患医療受給者証所持者 (年度末現在)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人数	644	692	762

## 2 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

### (1) 難病患者地域支援連絡調整会議

#### ① 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成23年2月10日 県南保健福祉 事務所	②意見交換・協議 ・歯科及び口腔リハビリテーションの連携推進 について ②難病関係事業の実施状況報告	21人 17機関

#### ② 難病患者在宅ケア調整会議

- ・開催回数：5回
- ・参加者：延49人・延31機関
- ・対象患者：ALS・脊髄小脳変性症・脊髄性筋萎縮症

### (2) 相談指導事業

	実件数	延件数
家庭訪問	33	52
電話相談	—	173
面接他	1,043	1,065

### (3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日	場 所	参加者	ボランティア*	講 師
H22年 7月31日(土)	県南保健福祉事務所	9	4	作業療法士
H22年 9月18日(土)	〃	13	3	医 師
H22年10月23日(土)	白河中央福祉センター	12	5	作業療法士
H22年11月20日(土)	県南保健福祉事務所	12	2	言語聴覚士
H23年 1月29日(土)	〃	12	4	作業療法士
合 計	5回	58	18	

\*難病ボランティア「ゆいの会」が協力

### (4) 難病ボランティアの活動支援

難病ボランティア「ゆいの会」の総会及び自主活動への参加。

### (5) 患者会の活動支援

患者会が主催する総会や交流会への参加。

## 3 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人数	3	4	5

4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者 平成22年度末現在：0

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者 5人

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	3	3

■希望によるがん検査の実施状況 (実人員 3人)

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	多発性骨髄腫検診
受診者数	1	2	2	1

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 4人

II - 1) - エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成22年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,648人(200mL:828人、400mL:3,820人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めましたが、平成23年3月11日の震災によりこれ以降の採血バスの運行ができなくなり、6回の運行が中止となったことから、昨年度の実績を上回ることができませんでした。

平成22年度実績は、4,607人(99.1%)、内訳は200mL献血が965人(116.5%)、400mL献血が3,642人(95.3%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成22年 4月28日(金) 保健福祉事務所会議室
- ・平成23年 1月21日(金) 保健福祉事務所会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成22年 7月 9日(水) 白河駅前イベント広場
- ・平成22年12月 9日(木) メガステージ白河

### (3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めた。

- ・7月13日、8月9日、8月11日、8月13日、8月31日 5日間  
訪問事業所数 24箇所

### (4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣表彰状 2団体
- ・日赤支部長感謝状（金枠） 26団体
- ・日赤支部長感謝状（銀枠） 5団体
- ・福島県血液センター所長感謝状 5団体

### ■献血実績(市町村別)

平成23年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成 分		
白河市	2,136	460	1,676	0	2,034	105.0
西郷村	747	144	603	0	652	114.6
泉崎村	177	28	149	0	206	85.9
中島村	113	24	89	0	157	72.0
矢吹町	516	104	412	0	577	89.4
棚倉町	381	85	296	0	455	83.7
矢祭町	255	63	192	0	176	144.9
塙町	170	33	137	0	279	60.9
鮫川村	112	24	88	0	112	100.0
合 計	4,607	965	3,642	0	4,648	99.1
21年度	4,443	917	3,526	0	4,259	104.3
20年度	4,191	948	3,246	0	4,218	99.4
19年度	4,219	0	3,338	0	4,193	100.6
18年度	4,090	1,186	2,884	0	4,271	95.3

## 2 移植医療の推進

### 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

### ■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
開催回数(回)	33	31	17	25	24
登録者数(人)	180	156	86	91	117

## II-2) 医師・看護師等の確保と質の向上

### II-2) -ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 平成22年度地域医療体験研修実施要領

地域医療に関心の高い医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域における地域医療や地域の現状について理解を深め

てもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

① 地域医療体験夏期研修

ア 開催日：8月27日～29日（2泊3日）

イ 内容：塙厚生病院、鮫川村国民健康保険診療所の医療現場の視察  
医師等との懇談会の実施  
吉田富三記念館見学  
地域住民との交流（健康教室の実施）

ウ 参加者：8名（福島県立医科大学6名、山形大学1名、獨協医科大学1名）

② 地域医療体験冬期研修

ア 期間：3月8日～9日（1泊2日）

イ 内容：塙厚生病院、金澤医院の医療現場の視察  
特別養護老人ホームの現場視察  
医師等との懇談会の実施  
白河厚生総合病院の臨床研修医との懇談会の実施

ウ 参加者：6名（福島県立医科大学1名、東北大学1名、北里大学1名、

帝京大学3名）

## Ⅱ－２）－イ 保健医療福祉の人材確保

### 1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

（根拠）医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 5人
- ・研修時期 平成22年5月～平成23年1月
- ・研修期間 2週間

### 2 実習生に対する教育・実習指導

（根拠）福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

#### ■ 実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
獨協大学医学部	2人	22年9月28日～10月1日
福島県立医科大学看護学部	15人	22年5月25日 22年6月21日
郡山女子大学	4人	22年8月30日～9月3日

## Ⅱ－３） 医薬品の有効性・安全性の確保

### Ⅱ－３）－ア 医薬分業の適正な推進

#### 1 医薬分業の推進

（根拠）福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成21年は43.0%と、平成20年（37.7%）に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
県全体	58.5%	60.5%	62.1%	63.9%	65.9%
県南地域	35.0%	35.5%	37.1%	37.7%	43.0%

## Ⅱ-3) -イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

### 1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成23年3月31日現在

業種別	対象施設数	立入検査施設数		違反発見件数	処分件数	
		実数	延数		説諭※	その他
医薬品						
薬局	44	25	28	19	19	
製造業	専業	5	1	1		
	薬局	3	2	2		
製造販売業(薬局のみ)	3	2	2			
店舗販売業	13	9	9	5	5	
一般販売業	2	1	1	1	1	
卸売一般販売業	6	3	3			
薬種商販売業	9	6	7	6	6	
特例販売業	12	6	7			
配置販売業	2	0	0			
医薬部外品						
製造業	5	1	1			
化粧品						
製造業	5	1	1			
医療機器						
製造業	6	1	1			
修理業	1	1	1			
販売業	高度管理医療機器等	36	13	14	1	1
	管理医療機器	260	37	39	1	1
賃貸業	高度管理医療機器等	12	4	4		
	管理医療機器	5	0	0		
合計	429	113	121	33	33	0
21年度	432	134	149	46	107	1
20年度	431	166	193	90	82	8
19年度	431	174	192	63	59	4
18年度	433	130	153	40	38	2

※：含指導票

## 2 薬事法等許認可事務

### (1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

#### ■ 薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成23年3月31日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書換交付	再交付				
薬 局	1	12	1		79	3		
医 薬 品 販 売 業	店舗	5			13			
	一般				0	1		
	卸売	1			5			
	薬種商		2		0	4		
	特例		3			4	2	1
	配置		0					
配置身分証明書	8	8	2		※1 10	※2 3		
薬局医薬品製造販売業		1						
薬局医薬品製造業		1						
高度管理医療機器等販売・賃貸業	1	5			9			
高度管理医療機器等販売業		11			6	4		
高度管理医療機器等賃貸業					1			
管 理 医 療 機 器 販 売 業	32				10	30		
管 理 医 療 機 器 賃 貸 業								
合 計	48	43	3		137	47	1	
21年度	34	16	0	0	156	33		1
20年度	50	13	3	1	159	41	2	2
19年度	47	10	1	1	144	37		
18年度	47	21	1	2	180<3>	146		

※1 配置従事届 ※2 返納届 〈 〉 販売先変更許可

### (2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

#### ■ 毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成23年3月31日現在

区 分	新 規	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届	責 任 者 ・ 設 置 ・ 変 更 届	廃 止
			書換交付	再交付			
製 造 ・ 輸 入 業						1	
販 売 業	一般	1	12		4	6	2
	農業用品目	1	9		1	10	
	特定品目	1	2	1		1	1
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	3	23	1	1	6	17	3
21年度	4	9	0	1	1	17	4
20年度	4	2	0	0	18	14	8
19年度	12	2	2	0	1	20	10
18年度	7	36	3	0	13	21	9

### 3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

#### ■監視指導実施結果

平成23年3月31日現在

業種別	対象施設数	立入検査施設数	違反発見件数	処分件数	
				説諭※	その他*
毒物劇物製造業	2	2			
毒物劇物輸入業					
販売業	一般	44	22	1	
	農業用品目	53	18	3	
	特定品目	3			
業務上	電気メッキ業	2	3	1	
	金属熱処理業				
	運送業				
	届出不要		89	7	
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合計	104	134	12	12	0
21年度	105	54	27	26	1
20年度	105	79	66	63	3
19年度	109	65	52	49	3
18年度	107	80	54	52	2

※：含指導票 \*：含始末書

## Ⅲ 子育て・子育てを支える社会の推進

### Ⅲ-1) 地域全体で子育てを支える仕組みの構築

#### 【管内児童数の推移】

平成22年(2010年)の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455人で管内総人口150,117人の17.6%を占めています。平成12年(2000年)21.4%、平成17年(2005年)19.1%で漸減傾向が続いています。(参照資料編 表14)

### Ⅲ-1) ーア 子育て支援を進める県民運動

#### 1 県南地域子育て支援連絡会議

県南地域において、県、市町村、企業、地域の様々な団体などが幅広く連携しながら、子育て支援の気運の盛り上げを図るとともに、地域の子育て支援ネットワークを構築することを目的に、県南地域子育て支援連絡会議を開催しました。

開催日時：平成22年5月31日、平成22年8月30日、平成23年2月23日

#### 2 「ファミリーフェスタ in けんなん 2010」

地域全体で子育てを支援する環境整備の推進を図るため、子育て支援を進める県民運動事業の一環として、県の「子育て週間」等において子育て支援の広報・啓発事業を実施しました。

事業名：「ファミリーフェスタ in けんなん 2010」  
主催：県南地域子育て支援連絡会議  
開催日時：平成22年11月6日  
開催場所：JAしらかわ本所 多目的ホール  
参加者数：約130名

### Ⅲ－１）－イ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

#### 1 次世代育成支援対策の推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第8条、第9条

県が策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」及び各市町村が策定した「次世代育成支援対策市町村行動計画（後期計画）」を推進するため、通年で市町村、関係団体等との情報提供・意見交換を行うとともに、児童福祉（保育関係）行政調査指導や保育所指導監査時等において個別に状況確認を行いました。

#### 2 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成22年4月1日現在、管内の認可保育所数は22か所であり、うち2か所が認定こども園の認定を受けています。加えて、平成23年4月1日付けで認可保育所が2か所開設し、併せて認定こども園の認定を受けています。

なお、平成22年10月1日現在の待機児童数は23名であり、平成21年10月1日現在と比較し同数となっているため、引き続き、都市部においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表15)

#### 3 保育対策等促進事業

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、認可保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助金を交付しました。

・延長保育促進事業：4市町村（8施設）※民間保育所のみ対象

(参照資料編 表15)

#### 4 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成23年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が6か所の計12か所（うち、事業所内施設1か所は休止中。）となっています。

(参照資料編 表16)

#### 5 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

・対象市町村：1町（1施設）

### Ⅲ－２） 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

#### 1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱、福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

放課後児童クラブの運営費について、放課後児童健全育成事業（国庫事業）基準に該当する場合には放課後児童健全育成事業として、同基準に該当しない場合にはわくわく放課後支援事業として、それぞれ放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・放課後児童健全育成事業：7市町村（25クラブ）
- ・わくわく放課後支援事業：3市町村（4クラブ）

（参照資料編 表17）

## 2 児童環境づくり基盤整備事業

（根拠）児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを推進するための経費について、市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象市町村：2市町

## 3 児童福祉（保育関係）行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：4市町村、書面指導：5町村

## 4 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：17施設、同書面監査：5施設

認可外保育施設実地調査：5施設、同書面調査：6施設

# Ⅲ－3） 子育て家庭の経済的支援

## 1 子ども手当の支給状況

（根拠）平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第7条

平成22年度から児童手当に代わり、子ども手当が支給されるようになりました。平成23年2月末現在の子ども手当受給者は15,844人、該当児童は21,254人と、児童手当支給時の前年度に比べ受給者は4,369人(38.1%)、該当児童は4,911人(30.0%)増加しました。要因としては、児童手当にあった所得制限が撤廃されたこと、支給対象が小学校修了前までから中学校修了前までに拡大されたこと、などが挙げられます。

（参照資料編 表18）

## 2 多子世帯保育料軽減事業

（根拠）ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

- ・対象市町村：管内全9市町村（150名分）

（参照資料編 表15）

# Ⅲ－4） 援助を必要とする子どもや家庭への支援

## Ⅲ－4）－ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

## 1 のびゆく子ども支援事業

### (1) 身体障がい児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

身体に障がいがあり長期療養を必要とする児童と保護者が親子で動物とふれあうことで喜びを感じることを、保護者同士の交流を深めることをとおして、悩みや負担の軽減を図るため、実施しました。

#### ■身体障がい児相談会実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
身体障害者手帳受給者(上肢・下肢障害、肢体不自由)とその保護者	1	(1) 体 験 「動物とのふれあい」 講師：県南地区動物愛護ボランティアの会 (2) 交流会(秋桜会とともに)	11人

### (2) 小児慢性特定疾患児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

小児慢性特定疾患により長期療養を必要とする児童の保護者が治療を続けながら安心して学校生活を送るポイントを学ぶことで、学校生活への不安の軽減を図ること、保護者同士の交流を深めることをとおして、長期療養児の日常生活における健康の保持増進を図るため、実施しました。

#### ■小児慢性特定疾患児相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
幼稚園から中学生の小児慢性特定疾患児を持つ保護者	1	(1) 講話「学校生活を安心して送るポイント」 講師：県南教育事務所 指導主事 邊見浩氏 (2) 交流会	4人

### (3) 未熟児発達相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する講話や相談を実施するとともに保護者同士の情報交換をとおして育児負担の軽減を図り安心して育児ができるように支援するため、実施しました。

#### ■未熟児発達相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	回 数	参加者数
養育医療受給者、未熟児出生連絡票、低体重児出生届のあった児とその保護者	2	第1回目・第2回目 講 話「未熟児を持って」 講 師 Nくらぶ会長 安斎砂知子氏 交流会(Nくらぶ会長を囲んで)	第1回	14人
			第2回	16人
			計	30人

### (4) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

■訪問指導の実施状況

単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	1	3
長期療養児	3	3
未熟児	9	11

2 市町村における親支援のためのグループミーティング事業運営技術支援

(根拠) 平成21～22年度市町村母子保健体制強化推進事業実施要綱

市町村の母子保健領域において、虐待予防に取り組んでいるところではありますが、集団援助により習慣化した行動を変え、子育て力アップと自信回復の効果が期待できる親支援のためのグループミーティング事業を推進するため、運営方法や専門的支援等技術支援を実施しました。

■市町村における親支援のためのグループミーティングの実施状況

年度	会 場	グループ数	実施回数	来所者数 (人)	
				実 数	延 数
18	県南保健福祉事務所	1	5	6	20
19	県南保健福祉事務所	1	5	5	19
20	県南保健福祉事務所	1	4	5	18
21	県南保健福祉事務所	1	3	7	13
	埴町	1	3	3	7
22	白河市	1	6	5	15
	棚倉町	1	6	8	21

3 子どもの発達「気づき支援」推進事業

(根拠) 子どもの発達「気づきと支援」推進事業実施要綱

発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会設置要綱

(1) 県南地域発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会の開催

発達障がい児気づきと支援マニュアルの意見交換をおして、市町村、保育所、幼稚園、児童デイサービス、特別支援教育等関係者と適切な支援方法について意見交換を行いました。

■開催状況

【開催日】平成23年2月25日(金)

【開催場所】県南保健福祉事務所

【内 容】(1)「発達障がい児気づきと支援マニュアル」案について  
(2) 母子健康手帳の効果的な活用について  
(3) 連携方法について

4 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 障害者自立支援法第58条

福島県自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

身体に障がいのある児童又は疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、障害者自立支援法第59条第1項による指定自立支援医療機関において治療する児童に対して、公費による医療の給付を行いました。

■育成医療の認定状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障がい	聴覚、平衡機能障がい	音声・言語そしゃく機能障がい	内臓障がい	免疫機能障がい	計 (延数)
白河市	2	0	1	3	6	0	12
西郷村	2	0	2	3	0	0	7
泉崎村	0	0	0	0	2	0	2
中島村	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	1	0	0	2	2	0	5
棚倉町	2	0	0	2	3	0	7
矢祭町	0	0	0	0	1	0	1
塙町	0	0	0	2	1	0	3
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	3	12	15	0	37
17	10	4	3	23	25	0	65
18	3	3	3	17	18	0	44
19	8	2	0	10	13	0	33
20	8	3	3	15	16	0	45
21	9	0	3	14	11	0	37

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

■養育医療の認定状況 (体重別)

年度 出生体重(g)	22	17	18	19	20	21
～1,000	2	2	3	6	4	6
1,001～1,500	4	4	3	4	7	6
1,501～1,800	6	5	3	3	3	6
1,800～2,000	9	9	4	7	6	6
2,001～2,300	14	8	9	12	13	13
2,301～2,500	1	3	7	3	3	3
2,501～	7	5	11	7	10	5
計	43	36	40	42	46	45

■養育医療の認定状況 (市町村別)

年度 市町村	22	17	18	19	20	21
白河市	18	19	19	17	21	23
西郷村	10	4	3	2	5	5
泉崎村	1	4	1	2	2	0
中島村	1	0	1	2	1	0
矢吹町	4	4	11	6	3	9
棚倉町	6	3	3	5	8	2
矢祭町	1	0	0	0	0	5
塙町	2	2	2	6	4	1
鮫川村	0	0	0	2	2	0
計	43	36	40	42	46	45

## 5 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

### ■小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成23年3月31日 単位：人

市町村	悪性 新生 物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先天性 代謝異 常	血友病 等血液 ・免疫 疾患	神経・ 筋疾患	慢性 消化 器疾 患	計
白河市	11	6	1	5	16	3	8	1	5	1	2	59
西郷村	3	4	0	1	5	0	0	2	2	0	0	17
泉崎村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中島村	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
矢吹町	1	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0	9
棚倉町	0	2	1	0	3	1	0	1	1	0	0	9
矢祭町	0	1	0	2	2	0	0	0	0	1	0	6
塙町	1	3	0	3	5	0	1	0	0	0	0	13
鮫川村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118
16	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	0	153
17	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	0	119
18	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	0	146
19	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	0	132
20	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
21	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129

## III-4) -イ 子どもの権利擁護の推進

### 1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表19,20)

## III-4) -ウ ひとり親家庭の支援

### 1 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員（うち1名は東白川福祉相談コーナー）が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

- ・母子等相談受付件数 8 2 6 件（うち東白川福祉相談コーナー 3 7 1 件）  
（参照資料編 表21, 22）
- ・母子寡婦福祉資金  
貸付件数 1 9 件（前年度比 1 件減）  
貸付金額 11,093千円（前年度比1,498千円減）（参照資料編 表23）

### Ⅲ－５） 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

#### 1 先天性代謝異常等検査事業

（根拠）福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果の確認及び保健指導を実施しました。

##### ■先天性代謝異常検査（精密検査）の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	0	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	1	1	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	2	0	0	2
その他	0	0	0	0
計	3	1	0	2

#### 2 新生児聴覚検査普及事業

（根拠）福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査の普及を図りました。

##### ■新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
1 9	2	2	0
2 0	0	0	0
2 1	4	4	0
2 2	3	1	2

#### 3 特定不妊治療費助成事業

（根拠）福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

##### ■特定不妊治療費助成の申請状況

年度	実数	延数
1 9	44	56
2 0	43	58
2 1	46	65
2 2	51	75

#### 4 不妊専門相談等事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

##### ■不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
19	6	3	3
20	6	2	4
21	9	4	5
22	2	0	2

### Ⅲ－６) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

#### 1 若者の性の健康「生きいき応援」事業

(根拠) 福島県若者の性の健康圏域連携会議設置要綱

※平成20年度までは「10代の性の生きいきプロジェクト推進会議」として実施してきたが、平成21年度より標記事業となった。

##### (1) 県南地域若者の性の健康圏域連携会議

思春期保健対策の充実に向けて各関係機関の連携・協力体制を強化し、各種事業等の有機的な連携や今後の思春期保健対策について検討するための協議を行いました。

##### ■開催状況

【開催日】平成22年7月6日(火)

【開催場所】県南保健福祉事務所

【議題】(1) 平成21年度思春期保健教育等実施状況調査について  
(2) 思春期保健教育実施率の向上について  
(3) 思春期保健教育内容の充実について  
(4) 平成22年度の思春期保健対策関連事業について

##### (2) 思春期保健教育等の実施状況調査

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を把握し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

【調査時期】平成23年2月

【調査対象】県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校(定時制を含む)・特別支援学校

##### 【思春期保健教育等の実施率】

区分	実施率	内 訳
小学校 (46校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	98.1%	1年18校、2年17校、3年18校で実施
高等学校 (7校)	71.4%	1年6校、2年7校、3年2校で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校(1校)	66.7%	小学部未実施、中学・高等部で実施

##### (3) 思春期保健教育等支援

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒及び関係者を対象にした思春期保健教育等を実施しました。

・思春期保健教育 対象者 高校生他 開催回数4回 参加者 延1011人

## 2 思春期相談事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶を未然に防ぎ、心身共に健康で望ましい人間関係を築くことができるよう支援するために保健、医療、教育などの関係機関との情報共有を図り、地域におけるネットワークづくりを推進するとともに電話やメール相談等により思春期の悩みや不安等への個別支援に努めました。

■思春期相談ほっとラインによる相談実施状況

単位：件

年度	相談種別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
18	63	20	0	83
19	178	27	0	205
20	110	11	0	121
21	237	5	1	243
22	53	21	1	77

## IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

### IV-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

#### 1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らし ともに生きる 健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成22年度は、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況、福島県保健医療福祉ビジョン概要、新県南地域保健医療福祉推進計画案等について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉協議会 平成22年8月3日

- ・「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について
- ・「福島県保健医療福祉ビジョン」の概要について
- ・新たな「県南地域保健医療福祉推進計画」の策定について

イ 第2回県南地域保健医療福祉協議会 平成23年3月11日

- ・平成23年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策について
- ・新たな「県南地域保健医療福祉推進計画」(案)の概要について
- ・「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について
- ・高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業等について

#### 2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ①国民生活基礎調査(世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票)
- ②社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ③家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- ④社会保障・人口問題基本調査
- ⑤医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- ⑥病院報告(従事者)

### 3 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

地域福祉計画策定を推進するため、市町村担当者会議等で地域福祉計画の意義や重要性を説明しながら、関係者の計画策定への意識醸成を図りました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村

### 4 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 4件(市町村社会福祉協議会)

### 5 高齢者福祉計画等の推進

#### 第五次高齢者福祉計画及び第四次介護保険事業支援計画の進行管理等

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第五次福島県高齢者福祉計画及び第四次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や課題の検討等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成22年10月22日

## IV-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

### 1 「いのちの学校」体験事業(次世代交流ふれあい体験)

(目的) 小・中・高校生が高齢者と交流することで、高齢者から次世代(小・中・高校生)へ郷土文化を伝承し、「いのちの大切さ」や「自分が生まれ育った地域を大切にす

る心」について学習する。

(1) クロリティー交流、郷土料理試食会(棚倉町・鮫川村の合同開催)

- ・開催日 平成22年9月5日
- ・場 所 棚倉町保健福祉センター
- ・参加者 東白川郡内の小・中学生・高校生と高齢者(170名)

(2) 竹笛工作、ふれあい交流(「夏休み森林教室 in 矢祭町」の共催)

- ・開催日 平成22年8月4日
- ・場 所 矢祭町館山ふれあいランド
- ・参加者 東白川郡内の小学生と高齢者(156名 保護者10名含む)

### 2 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する県民にとって身近で有意な情報を適時、速やかに提供するとともに、多岐にわたる保健福祉事務所の業務を容易に理解出来るよう当事務所のホームページを積極的に有効活用し、広報の充実を図りました。

- ・ホームページアクセス件数 24,062件(前年度比2,120件増)

### 3 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助額 3,180 千円

#### 4 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。

(参照資料編 表24, 25)

管内民生・児童委員数 363人

平成23年3月31日現在

### VI-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

#### 1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成22年度贈呈者数 23人

(平成21年度25人、20年度15人、平成19年度18人、18年度16人)

### VI-4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

#### VI-4) -ア 健康づくりと介護予防の推進

##### 1 地域支援事業

###### (1) 地域包括支援センター支援

(根拠) 地域包括支援センター機能強化研修(圏域別研修)開催要領

平成18年4月の介護保険法改正により、新たに地域支援事業及び新予防給付が創設されました。地域支援事業は①介護予防事業②包括的支援事業③任意事業から構成され、市町村及び②の包括的支援事業の委託を受けた者は地域の高齢者ケアを行う中核機関として地域包括支援センターを設置することができるとされており、当圏域においても各市町村1か所ずつ設置されました。

そのセンター職員の効率的かつ適正な業務の実施を目的として、研修会を開催しました。

#### ■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
【第1回地域包括支援センター機能強化研修(圏域別研修)】 22年6月23日 県南保健福祉事務所	情報交換会 ①平成22年度事業計画について ②介護予防事業について ③虐待対応…市町村との役割分担について ④ケアマネージャー支援について	23人 (センター職員)
【第2回地域包括支援センター機能強化研修(圏域別研修)】 22年11月15日 県南保健福祉事務所	講演 「燃え尽きないで支援していくために」 講師：郡山メンタルサポート 成井香苗氏	18人 (センター職員)

## 2 介護保険の認定

### (1) 介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

- ・白河地方広域市町村圏整備組合

介護保険審査会の設置形態 8合議体・審査会委員50人

### (2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

#### ■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
23年 2月24日 白河市文化センター	①講義「介護認定審査会から見た調査票記入の留意点」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合介護認定審査会 副会長 杉原常夫氏 ②説明 ・介護保険の運営状況 ・要介護認定業務分析データ及びeラーニングシステムについて	認定調査員・市町村等職員 148人

### (3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

#### ■要介護（要支援）認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白 河 市	231	369	0	278	500	411	414	351	2,554
西 郷 村	49	82	0	49	112	91	85	83	551
泉 崎 村	27	29	0	18	39	42	47	32	234
中 島 村	22	29	0	15	30	25	23	24	168
矢 吹 町	39	115	0	69	115	104	103	85	630
棚 倉 町	73	114	0	52	98	76	93	98	604
矢 祭 町	25	50	0	21	65	56	59	26	302
塙 町	47	95	0	40	82	84	71	63	482
鮫 川 村	23	35	0	22	32	27	32	26	197
H23.1月末	536	918	0	564	1,073	916	927	788	5,722
H22.3月末	538	833	0	538	1,010	924	901	723	5,467
H21.3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20.3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19.3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827

### 3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成22年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで12事業者、予防給付サービスでは8事業者増えています。

施設サービスについては、施設数、入所定員とも平成22年度における変動はありません。

#### ■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		23. 4. 1 現在	22. 4. 1 現在	増加数	対前年比
介護給付サービス	居宅介護支援事業者	47	43	4	1.09
	居宅サービス事業者	118	110	8	1.07
	訪問介護	34	32	2	1.06
	訪問入浴介護	8	8	—	1.00
	訪問看護	8	7	1	1.14
	訪問リハビリテーション	3	2	1	1.50
	居宅療養管理指導	2	2	—	1.00
	通所介護	20	20	—	1.00
	通所リハビリテーション	4	4	—	1.00
	短期入所生活介護	12	12	—	1.00
	短期入所療養介護	1	1	—	1.00
	特定施設入所者生活介護	2	2	—	1.00
	福祉用具貸与	11	9	2	1.22
	特定福祉用具販売	13	11	2	1.18
小 計	165	153	12	1.08	
予防給付サービス	介護予防支援事業者	9	9	—	1.00
	介護予防サービス事業者	118	110	8	1.07
	介護予防訪問介護	33	31	2	1.06
	介護予防訪問入浴介護	8	8	—	1.00
	介護予防訪問看護	8	7	1	1.14
	介護予防訪問リハビリテーション	3	2	1	1.50
	介護予防居宅療養管理指導	2	2	—	1.00
	介護予防通所介護	20	20	—	1.00
	介護予防通所リハビリテーション	4	4	—	1.00
	介護予防短期入所生活介護	12	12	—	1.00
	介護予防短期入所療養介護	1	1	—	1.00
	介護予防特定施設入所者生活介護	2	2	—	1.00
	介護予防福祉用具貸与	12	10	2	1.20
特定介護予防福祉用具販売	13	11	2	1.18	
小 計	127	119	8	1.07	
合 計	292	272	20	1.07	

#### ■施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	23. 4. 1現在	22. 4. 1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	10施設( 718床)	10施設( 718床)	0(0)	1.00(1.00)
介護老人保健施設	7施設( 600床)	7施設( 600床)	0(0)	1.00(1.00)
介護療養型医療施設	0施設( 0床)	0施設( 0床)	0(0)	0.00(0.00)
合 計	17施設(1,318床)	17施設(1,318床)	0(0)	1.00(1.00)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

#### 4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 4施設
- ・居宅サービス事業所 6事業所
- ・居宅介護支援事業所 4事業所

#### 5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 4施設
- ・軽費老人ホーム 1施設

### IV-5) 地域生活移行や就労支援などの障がい者の自立支援

#### IV-5) -ア-1 雇用と就労の促進

##### 1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 福島県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行いました。結果、2名は当該事業所で雇用となり、円滑な社会復帰を援助しました。1名は再入院となりましたが、今後、医療中心の支援を継続します。

委託料 178千円

##### ■社会適応訓練事業実績

22年度末登録事業所数	委託事業所数	委託訓練者数
14	3	3

#### IV-5) -ア-2 自立の支援と社会参加の促進

##### 1 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第3号(旧法)

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームB型の運営を支援しました。

- ・実施法人 社会福祉法人 真徳会
- ・実施施設 福祉ホーム「ひもろぎの園」
- ・補助額 17,468千円(本庁執行)

##### 2 身体障がい者相談員の配置

(根拠) 身体障害者福祉法第12条の3

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表26)

平成20年度から相談員に対する報酬は廃止となり、無償となりました。

■身体障がい者相談員設置人数

平成23年4月1日現在 単位：人

西 郷 村	1	棚 倉 町	0
泉 崎 村	1	矢 祭 町	1
中 島 村	0	塙 町	1
矢 吹 町	0	鮫 川 村	1
西 白 河 郡 計	2	東 白 川 郡 計	3
		白 河 市	2
		計	7

3 知的障がい者相談員の配置

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の2

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表27)

平成20年度から相談員に対する報酬は廃止となり、無償となりました。

■知的障がい者相談員設置人数

平成23年4月1日現在 単位：人

西 郷 村	1	棚 倉 町	1
泉 崎 村	0	矢 祭 町	1
中 島 村	1	塙 町	0
矢 吹 町	0	鮫 川 村	0
西 白 河 郡 計	2	東 白 川 郡 計	2
		白 河 市	1
		計	5

IV-5) -ア-3 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者自立支援法第89条

平成21年3月に策定された第2期福島県障がい福祉計画の中で、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画であり、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 社会福祉施設等の施設整備

(1) 障害者自立支援基盤整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

既存障がい福祉施設等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合には必要となる施設の改修又は増築の経費に対し、助成を行いました。

- ・実施主体 NPO法人こころん
- ・施設の名称 こころん工房 (既存施設の増築)
- ・所在地 泉崎村
- ・施設種別 就業継続支援事業所A型 (定員10名)
- ・施設整備補助金額 19,000千円 (本庁執行)

(2) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業

(根拠) 福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業補助金交付要綱

ア 耐震化整備事業

地震防災上、倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るために行う施設の改築又は補強等の経費に対し、助成を行いました。

- ・実施主体 社会福祉法人牧人会
- ・施設の名称 白河こひつじ学園 (大規模修繕)
- ・所在地 西郷村

- ・施設種別 知的障がい児施設（定員30名）
- ・施設整備補助金額 63,910千円（本庁執行）

イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、スプリンクラーの設置が義務づけられた施設等が行う設備整備の経費に対し、助成を行いました。

(ア) 福島県きびたき寮

- ・実施主体 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- ・所在地 西郷村
- ・施設種別 施設入所支援・生活介護（定員100名）  
（元 身体障がい者療護施設）
- ・施設整備補助金額 23,763千円（本庁執行）

(イ) 白河こひつじ学園

- ・実施主体 社会福祉法人牧人会
- ・所在地 西郷村
- ・施設種別 知的障がい児施設（定員30名）
- ・施設整備補助金額 3,709千円（本庁執行）

(ウ) 白河めぐみ学園

- ・実施主体 社会福祉法人牧人会
- ・所在地 西郷村
- ・施設種別 知的障がい児施設（定員30名）
- ・施設整備補助金額 3,693千円（本庁執行）

3 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■ 構成員

- ・事業者関係 (19) ・地域自立支援協議会(3) ・行政関係(9)
- ・相談支援アドバイザー (2)

計 33人

■ 地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容	参加人数
平成22年10月8日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の上半期の活動実績と下半期の活動予定について 2 講話「地域自立支援協議会に期待されることと有効活用について」 3 その他(情報提供)	32人
平成23年3月7日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の活動実績等について 2 講話「地域自立支援協議会の効果的な運用について」 3 その他(情報提供)	32人

4 障がい者地域移行促進強化事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者地域生活移行促進事業を展開していくため、精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

(1) 基礎研修の開催内容

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成23年2月10日 (木) 14:00～16:00 サンフレッシュ白河	1 事業説明「福島県精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業について」 説明 福島県県南保健福祉事務所 障害者支援チーム 主任保健技師 逸見京子 2 講演「精神医療サバイバーとして地域の方に支えられての活動～」 講師 精神医療サバイバー 広田和子氏	市町村職員、 精神科病院、 精神障がい者 関連事業所、 社会福祉協議 会、民生児童 委員、精神保 健福祉ボラン ティア	60人

5 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業実施要綱

精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており受入条件が整えば退院可能な者に対し、退院に向けた支援を行い、地域の受入体制の整備を図ることにより、精神障がい者が自ら望む地域で自立した生活をできるようにすることを目的として、委託医療機関への支援、ワーキンググループの開催等を実施しました。  
(参照資料編 表28)

(1) 委託医療機関 西白河病院 対象者6人

(2) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域移行ワーキンググループの開催

(根拠) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域生活移行ワーキンググループ設置要綱

精神障がい者地域生活移行を円滑に推進するため、関係機関によるワーキンググループを開催し、対象者の支援と地域の課題の検討を実施しました。

	年月日	内 容	参加者
1	平成22年4月23日(金)	1 平成21年度精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業実施結果について 2 平成22年度精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業について 3 地域の支援体制について	29人
2	5月26日(月)	社会資源一覧の作成について	11人
3	6月29日(火)	1 西白河病院の対象ケースについて 2 情報交換	18人
4	10月20日(水)	1 平成21年度事業対象者の経過報告 2 平成22年度事業対象者の進捗状況と個別支援計画の検討 3 地域の支援体制について	28人
5	平成23年1月12日(水)	西白河病院対象者の個別支援計画に関する検討	9人
6	2月24日(木)	1 平成22年度の事業対象者の支援結果と意見交換 2 平成23年度精神障がい者地域生活移行特別支援事業の実施予定について 3 地域の支援体制の情報交換	20人

## IV-5) -I-1 人権への配慮と医療の確保

### 1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

#### ■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請 一般人 (23条)	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移 送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措 置
	警察 官 (24条)	検 察 官 (25条)	保 護 観 察 所 の 長 (25条の2)	矯 正 施 設 の 長 (26条)					1 次	2 次	
0	15	5	0	2	1	1	24	6	18	7	7

#### ■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	7	4	2	1

#### ■医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
58	42

### 2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神病院実地指導要領

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3病院（特別1病院・一般2病院）
- ・実地審査：措置入院5人 医療保護入院10人 措置入院3ヶ月後 1人

## IV-5) -I-2 在宅福祉サービスの充実

### 1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の(1)～(3)の事業）を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 128,974千円

#### (1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

## (2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

## (3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

## 2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

・支給総額 19,995千円

■特別障害者手当等受給者数 平成23年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	40	28	2	70
西郷村	4	10	0	14
泉崎村	8	3	1	12
中島村	3	2	1	6
矢吹町	9	6	2	17
棚倉町	4	5	1	10
矢祭町	6	3	0	9
塙町	3	4	1	8
鮫川村	4	2	0	6
町村計	41	35	6	82
22年度月額	@26,440円	@14,380円	@14,380円	

## 3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

### (1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 9市町村  
・負担率 1/4  
・負担額 353,997千円

■障害福祉サービス費等対象者延人員

事業種別	対象者延人員(人)
居宅介護等	1, 212
児童デイサービス	1, 013
短期入所	286
共同生活援助	688
療養介護(医療を除く)	36
生活介護	1, 381
共同生活介護	257
施設入所支援	495
自立訓練	133
就労移行支援	358
就労継続支援	1, 917
旧法施設支援	3, 091
高額障害福祉サービス	148
サービス利用計画書作成	46
特定障害者特別給付	2, 449
特例特定障害者特別給付	24
合計	13, 534

(2) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 19,913千円
- ・対象者延人員 480人

(3) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者が療養介護医療を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 3市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 597千円
- ・対象者延人員 36人

(4) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 7,246千円
- ・対象者延人員 247人

■補装具費給付等状況

区 分	購入件数	修理件数	計
義肢	17	19	36
装具	42	10	52
座位保持装置	8	0	8
盲人安全つえ	9	0	9
義鏡	0	0	0
眼鏡	13	1	14
補聴器	38	19	57
車いす	40	29	69
電動車いす	1	4	5
座位保持いす	2	0	2
起立保持具	0	0	0
歩行器	3	0	3
頭部保持具	0	0	0
排便補助具	0	0	0
歩行補助つえ	5	0	5
重度障がい者用意思伝達装置	1	0	1
計	179	82	261

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 相談支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が行う障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 1／4
- ・補助額 632千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 5,878千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	6	盲人用体温計（音声式）	0
特殊マット	3	盲人用体重計	1
特殊尿器	0	携帯用会話補助装置	0
入浴担架	0	情報・通信支援用具	3
体位変換器	0	点字ディスプレイ	0
移動・移動支援用具	7	点字器	1
訓練いす（児のみ）	0	点字タイプライター	1
訓練用ベット（児のみ）	0	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2
吸入器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0
入浴補助用具	7	視覚障害者用拡大読書器	3
便器	0	盲人用時計	6
T字状・棒状のつえ	4	聴覚障害者用通信装置	1
歩行支援用具	1	聴覚障害者用情報受信装置	1
頭部保護帽	1	人口喉頭	4
特殊便器	1	福祉電話（貸与）	0
火災警報器	2	ファックス（貸与）	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	0	点字図書	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	ストーマ装具	2,344
聴覚障害者用屋内信号装置	4	紙おむつ等	0
透析液加湿器	3	収尿器	0
ネブライザー（吸引器）	5	居宅生活動作補助用具	4
電気式たん吸引器	3	点字テプラ	0
酸素ボンベ運搬車	0	計	2,418

(3) 移動支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 2,269千円

(4) 地域活動支援センター機能強化事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,259千円

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,301千円

## 5 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、県に設置した基金により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (1) 事業運営安定化事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従来の月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従来の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

- ・実施市町村 8市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 7,412千円

### (2) 移行時運営安定化事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

旧体系の施設等が新体系の障害福祉サービス事業所等へ移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を基準とした助成を行うことにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 1町
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 180千円

### (3) 通所サービス移行促進事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

通所サービスにおいて、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 4市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 9,496千円

### (4) 新事業移行促進事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所等に一定の助成を行うことにより、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

- ・実施市町村 8市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 234千円

### (5) 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

法の施行に伴い、一時的に必要な制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。

- ・実施市町村 4 町村
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 2,058千円

#### (6) 進行性筋萎縮症者療育等給付事業受給者に対する激変緩和措置

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護等」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となる場合があることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。

- ・実施市町村 1 町
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 5千円

#### (7) 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

地域における障がい者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴う緊急支援を行うことにより、障がい者への情報支援の充実を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 1 村
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 75千円

#### (8) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

障がい児を育てる保護者の相談支援の充実を図るため、個別支援計画や支援の情報を関係機関で共有し、障がい児の一貫した支援を行う制度の構築を目的とする。

- ・実施市町村 1 町
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 219千円

### IV-5) -I-3 総合療育体制の推進

#### 1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2 施設 (相談支援アドバイザー各1名)
  - 白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村)
  - 東白川郡担当 はなわ育成園 (塙 町)
- ・委託料 5,934千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相 談支援体制 への助言・ 指導	専門性が求 められる相 談への直接 支援	訪問支援	外来支援	療育機関 支援
白河こひつじ学園	148	85	27	2	9
はなわ育成園	99	44	10	31	3

2 発達障がい児地域療育機能強化事業

(根拠) 発達障がい児地域療育機能強化事業実施要綱

児童デイサービス事業所の療育場面を活用し、発達障がい児等への療育体験や助言、情報提供を行うとともに、発達障がい児等が通所する保育所等への支援や調整を実施しました。

- ・受託事業所名 発達支援センターまきびと (西郷村)
- ・委託料 892千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	療育体験実習	保育所等支援	サポートコーチ との連携
社会福祉法人 牧人会	78	11	13

3 発達障がいサポートコーチ事業

(根拠) 発達障がいサポートコーチ事業実施要綱

発達障がいサポートコーチを配置し、発達障がい児等の地域生活を支えるため、専門機関や関係機関と連携しながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会 (西郷村)
- ・委託料 552千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	個別支援計 画による支 援	療育機能強 化事業との 連携	地域の社会 資源の開発	市町村等の 支援体制整 備の推進
牧人会	39	32	38	12

IV-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性

福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人
- ・女性相談受付件数 243件 (参照資料編 表29,30)

## 2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて(上記243件に含む。)助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表31)

## 3 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業

(根拠) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築しておくことが重要であることから、全県組織を持つ関係団体や行政組織などによる連携会議を設置するとともに、町村のネットワーク構築を支援するため、連絡会議を実施しました。

### (1) 高齢者虐待対応方部別連絡会議の開催

市町村間でネットワーク構築の状況に関する情報交換や虐待対応事例に関する検討等を行い、各市町村の高齢者虐待防止への取り組みを支援することを目的として、会議を開催しました。

- ・開催日 平成23年1月13日

## IV-7) 生活保護制度の適正実施

### 1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成22年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

### (1) 生活保護の実施状況

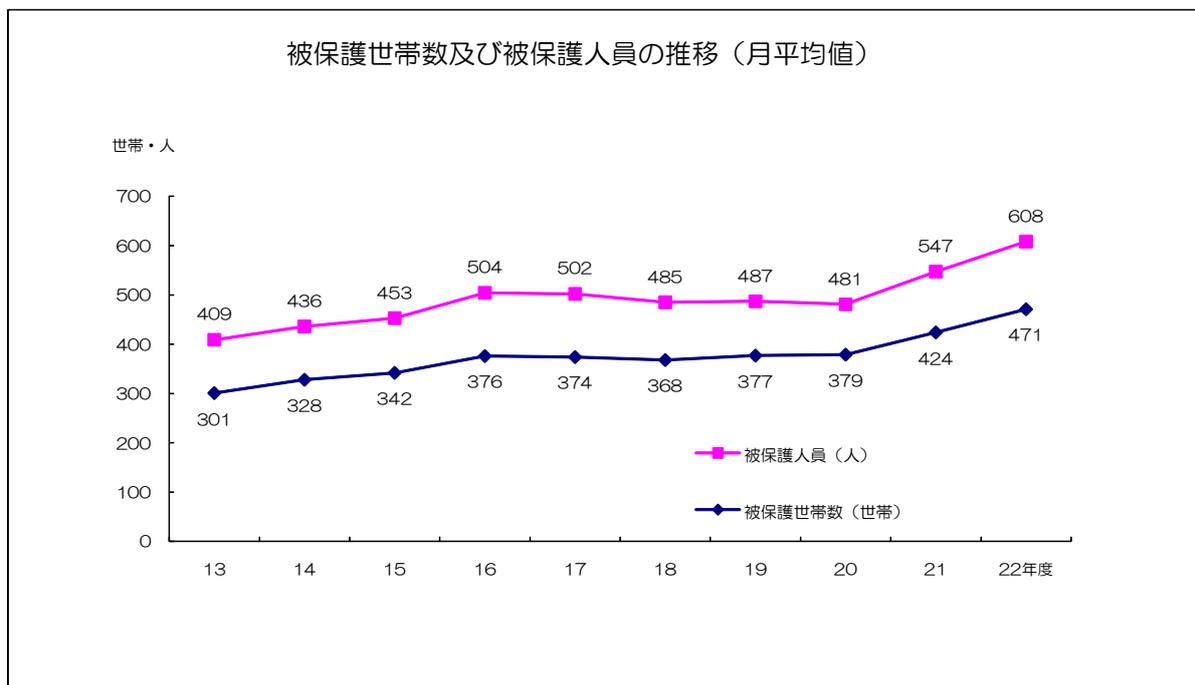
#### ■ 被保護世帯数及び被保護人員

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
22年度当初	447世帯	567人	6.6‰
22年度末	481世帯	633人	7.5‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成22年度末における被保護世帯数は481世帯、被保護人員は633人、保護率は7.4%となっています。



（出典：福祉行政報告例）

■被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
19年度	377世帯	487人	5.6%
20年度	379世帯	481人	5.6%
21年度	424世帯	547人	6.4%
22年度	471世帯	608人	7.1%

（出典：福祉行政報告例）

次に、生活保護の推移を見ると、保護率は緩やかな上昇傾向にありましたが、平成20年の世界的な金融危機後は急激に増加しました。（参照資料編 表32）

被保護世帯増加の主な要因として、長期にわたる景気の低迷や失業、高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられますが、平成23年3月の東日本大震災も増加の一因となっています。

（2）町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数（平成22年度月平均値）

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙 町	鮫川村	合 計
78	24	10	142	93	38	74	12	471

（出典：福祉行政報告例）

平成22年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全471世帯中、矢吹町が142世帯で最も多く、次いで棚倉町が93世帯、西郷村が78世帯、埴町が74世帯となっています。(参照資料編 表33)

■扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他	合 計
19年度	317	209	22	58	348	5	959
20年度	316	210	19	63	340	6	955
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197

(出典：福祉行政報告例)

平成22年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全471世帯中、医療扶助が424世帯で最も多く、次いで生活扶助が389世帯、住宅扶助が268世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表33)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区 分	申 請	開 始	廃 止
19年度	63	47	53
20年度	91	66	37
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成22年度における生活保護の申請件数は108件でした。

また、平成22年度における開始は85件、廃止は49件であり、開始が廃止を36件上回り被保護世帯数は増加しました。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
19年度	19	0	2	1	20	5	47
20年度	21	0	3	7	34	1	66
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85

(出典：保護申請処理簿)

平成22年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が36世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が21世帯、仕送りの減少・喪失が9世帯となっています。(参照資料編 表34)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
19年度	16	12	3	0	4	18	53
20年度	16	3	4	5	0	9	37
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49

(出典：保護廃止処理簿)

平成22年度における生活保護廃止の主たる要因は、その他が24世帯(うち他管内転出9世帯)で最も多く、次いで死亡・失踪が18世帯となっています。(参照資料編 表35)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人(延人員)

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
19年度	5,098	315	366	681	245	4,172	4,417
20年度	4,855	259	196	455	278	4,122	4,400
21年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
22年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555

(出典：福祉行政報告例)

平成22年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延606人、入院外が延5,555人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給と他の扶助との併給の割合がほぼ半々となっていますが、入院外では大半が他の扶助との併給となっています。  
(参照資料編 表36)

#### (5) 生活保護施設の利用状況

##### ■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
19年度末	22	15	4	2	43	14	7
20年度末	21	15	4	1	41	15	6
21年度末	20	16	4	1	41	14	6
22年度末	21	16	4	1	42	16	6

(出典：施設事務費支給台帳)

平成22年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末より1人多い42人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が21人で最も多く、次いで矢吹緑風園が16人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護法が2人増えて16人となり、みなし保護が前年度末と同数の6人であり、計22人となりました。  
(参照資料編 表37)

#### (6) 被保護世帯の世帯類型

##### ■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
20年3月分	371	168	15	67	67	54
21年3月分	397	181	18	81	68	49
22年3月分	449	201	19	84	72	73
23年3月分	486	210	22	91	81	82

(出典：福祉行政報告例)

平成23年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が210世帯で最も多く、次いで障がい者世帯が91世帯、その他の世帯が82世帯、傷病者世帯が81世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の4割以上を占めています。

(参照資料編 表38)

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
20年3月分	働いている者がいる世帯	39	33	72
	働いている者のいない世帯	261	38	299
21年3月分	働いている者がいる世帯	40	32	72
	働いている者のいない世帯	284	41	325
22年3月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いている者のいない世帯	316	54	370
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いている者のいない世帯	345	51	396

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成23年3月で見ると、単身世帯が計393世帯、2人以上の世帯が計93世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計90世帯、働いている者のいない世帯が計396世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。

(参照資料編 表39)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
19年度	28.1 204,867	6.3 45,646	48.3 353,111	2.8 20,560	14.5 106,164	100 730,348
20年度	27.6 204,832	6.3 46,872	48.3 358,116	3.2 23,758	14.5 106,563	100 741,141
21年度	28.1 236,149	6.7 56,732	49.2 414,099	3.2 26,394	12.8 107,415	100 840,789
22年度	29.2 266,270	7.1 65,247	48.3 440,867	3.5 31,898	11.9 108,603	100 912,885

(出典：生活保護費経理状況調)

平成22年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含め912,885千円となりました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が440,867千円で最も多く、次いで生活扶助費が266,270千円、施設事務費が108,603千円、住宅扶助費が65,247千円となっています。

(参照資料編 表40)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成22年度においては、稼働能力のある被保護者に対する就労支援及び長期に入院している被保護者で病状が安定していて入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

- 福島県生活保護就労自立促進事業
 

支援人数	55人
就労開始人数	延べ23人

  - ・うち就労開始に伴う廃止世帯0世帯
  
- 福島県長期入院患者退院促進事業
 

支援人数	2人
退院人数	1人

## V 誰もが安全で安心できる生活の確保

### V-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

#### 1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦」などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場を利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しております。

- 利用証交付数(平成23年3月31日現在)
 

県南	618件
----	------
- 利用制度協力施設(平成23年3月31日現在)
 

県南	51施設
----	------

#### 2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表41)

### V-2) 生活衛生水準の維持向上

#### 1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

##### (1) 生活衛生関係施設等の衛生指導

生活衛生関係営業施設は微減傾向にあり、中でも旅館、クリーニング取次所等は施設の老朽化や営業形態の変化等により減少傾向にあります。

営業施設に対しては定期的な監視指導を実施し、衛生管理基準の遵守に向けた指導を行いました。

(参照資料編 表42)

■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成23年3月31日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	10	36	5		4		19	97	127	15	42	355	
西郷村	8	16	4				11	24	23	2	5	93	
泉崎村	1	3	3		1		2	7	9		4	30	
中島村		1					1	7	6	1	2	18	
矢吹町	2	8	2	1	1		7	28	40	4	13	106	
小計	21	64	14	1	6	0	40	163	205	22	66	602	
棚倉町	4	13	2		1		7	26	37	3	17	110	
矢祭町		6	4				2	7	12	1	3	35	
塙町	1	10	1				2	15	24	5	10	68	
鮫川村		4	5				2	6	4		2	23	
小計	5	33	12	0	1	0	13	54	77	9	32	236	
合計	26	97	26	1	7	0	53	217	282	31	98	838	
年度別施設数	21年度	26	99	27	1	7	0	54	219	282	31	97	843
	20年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	19年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	18年度	25	107	25	1	7	0	54	223	286	33	105	866
	17年度	26	111	24	1	7	0	54	227	281	33	107	871

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的宿泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	1	1	9	14							1	26
旅館営業	2	3	1	4	20	5	59	2			1	97
簡易宿所営業	(通年)	1	1				10	1		4		17
	(季節)						2		7			9

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	6	1	8	13	2	21	53

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
31	2	3	0	0	98	129

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニ ン グ 所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
427	4	431	466	6	472	44	235	279

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成23年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建築 物	建築物環 境衛生登 録業	コイン ランド リー	無店舗 取次店	一般 プール	温 泉		合 計	
								源泉	利用施設		
白 河 市	1	177	23	6	12	1	7	7	7	241	
西 郷 村		57	8		1		5	29	22	122	
泉 崎 村		10		1			1	3	3	18	
中 島 村		14			1		0	1	1	17	
矢 吹 町	1	49	6		3		1	8	8	76	
小 計	2	307	37	7	17	1	14	48	41	474	
棚 倉 町	1	92	4	2	3		2	2	3	109	
矢 祭 町		69	1		1		1	3	3	78	
塙 町		89	1	2	1		1	10	10	114	
鮫 川 村		46					1	5	2	54	
小 計	1	296	6	4	5		5	20	18	355	
合 計	3	603	43	11	22	1	19	68	59	829	
施 設 数	21年度	3	603	42	10	22		18	67	60	825
	20年度	3	601	42	10	20		19	65	60	820
	19年度	3	603	41	9	17		19	64	60	816
	18年度	3	603	41	9	16		18	64	64	818
	17年度	3	602	41	9	16		18	64	60	813

ア 火葬場等施設の内訳

火 葬 場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
3		3	375	125	58	43	601		2	2

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事 務 所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)	(1)	(2)		(2)	(12)
	4	14	6	1	2	10	7	43
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	10	7	43

( ) 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
3				7	1				11

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
13	6	19

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (基準値)
	不検出	検 出	
15	11	4	10cfu/100ml未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設 数	ブドウ球 菌検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出	検査施設 数	ブドウ球 菌検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出
カミソリ	15	5	3	7	9	0	5	4
はさみ	15	0	3	12	12	3	2	7
くし	15	5	3	7	12	2	2	8
ヒゲブラシ	15	4	6	5	—	—	—	—

3 家庭用品安全対策試買検査

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の 乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の 乳幼児のものを除く)	メタノール	計
検体数	5	5	3	13
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタマジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	8	8	1	7	24
被害者数	25	8	2	8	43

5 衛生講習会の実施

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数(人)
理容師会総会時衛生講話	理容組合矢吹支部	1	26
理容師衛生消毒講習会	理容組合矢吹支部	1	33
理容師衛生消毒講習会	理容組合東白川支部	1	20
理容師衛生消毒講習会	理容組合白河支部	1	53
理容師衛生消毒講習会	県南保健所	4	49
美容師衛生消毒講習会	県南保健所	4	55
計		12	236

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を図るため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成23年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
8	27	6	26	68	294	4,601	43

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴用	飲用		
59	1	59	60

(浴用施設再掲)

## V-3) 安全な水の安定的な確保

### 1 水道施設等の整備に関する指導

(根拠) 水道法

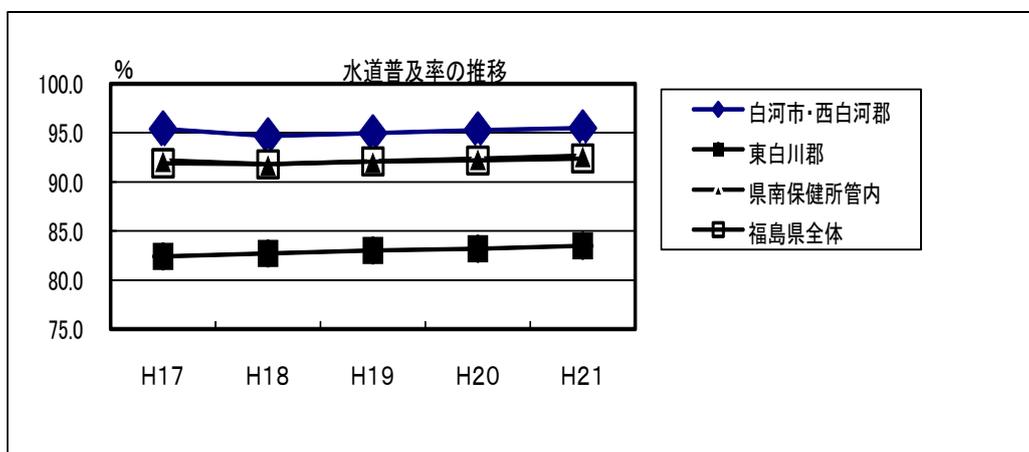
平成22年3月末現在の管内の水道普及率は92.7%と県平均92.4%よりわずかに高くなっていますが、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H22.3.31現在)

市町村	行政区域内 総人口	給水人口	水道普及率	年度末水道普及率 (%)			
				20年度	19年度	18年度	17年度
白河市	64,728	63,079	97.5	97.4	97.3	96.7	98.1
西郷村	19,756	19,098	96.7	95.2	94.3	92.2	92.1
泉崎村	6,590	5,733	87.0	87.0	87.1	87.2	86.9
中島村	5,024	4,813	95.8	95.9	95.5	96.3	95.9
矢吹町	18,547	16,753	90.3	90.7	90.3	92.3	92.3
小計	114,645	109,476	95.5	95.3	95.0	94.7	95.4
棚倉町	15,130	14,746	97.5	97.2	97.2	97.1	97.4
矢祭町	6,388	5,727	89.7	90.0	89.5	88.9	87.4
埴町	9,887	7,745	78.3	78.0	78.4	78.3	78.0
鮫川村	3,989	1,339	33.6	31.6	31.1	29.8	29.8
小計	35,394	29,557	83.5	83.2	83.0	82.7	82.4
合計	150,039	139,033	92.7	92.4	92.1	91.8	92.2
福島県	2,032,302	1,877,463	92.4	92.2	92.1	91.8	91.9



### 2 水道施設等の衛生指導

水道法及び福島県給水施設等条例に基づき水道施設等の立入検査を実施し、維持管理状況の把握や衛生管理指導を実施しました。(参照資料編 表43)

### 3 飲用井戸水の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては水道水への転換を指導したほか、水質検査の実施を指導しました。また、地下水環境基準を超過した井戸について、県南地方振興局と連携して飲用指導を行いました。

## V-4) 食品等の安全性の確保

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成22年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

### 1 食品営業許可施設等の指導

(根拠) 食品衛生法

#### (1) 食品営業施設の許可状況

平成22年度末現在の食品営業許可施設数は3,420施設で、このうち飲食店営業が1,610施設と全体の約47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,344施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表44, 45)

#### (2) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成22年度における監視指導総数は4,914件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,390件、許可を要しない施設の延べ監視件数は2,524件となっています。(参照資料編 表44, 45)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

#### ■ 拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	2	27	腸炎ビブリオ・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

### 2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

#### (1) 食品等の収去検査

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行いました。(参照資料編 表46)

## ■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	安全対策収去
魚介類	15	12	3
冷凍食品	16	16	
魚介類加工品	15	15	
肉卵類加工品	22	18	4
乳製品			
アイスクリーム類	7	7	
穀類・その加工品	47	43	4
野菜果物・その加工品	75	35	40
菓子類	46	46	
清涼飲料水	4	4	
水	1	1	
その他の食品	135	133	2
合計	383	330	53
検査目的		病原性微生物 ・食品の成分 規格・食品添 加物等	留農薬・貝毒 ・抗生物質等

## ■食品別買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	2	仰々、ジマ（抗生物質等）
合計	2	

## (2) 食品衛生思想の普及啓発

### ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

#### ■衛生教育講習会実施状況 単位：回又は人

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。衛生教育の実施状況は、講習会を107回開催し、受講者は2,856名で、出前講座は36回、受講者は710名でした。

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	25	725
食品衛生責任者養成講習会	5	152
食品衛生責任者再教育講習会	13	142
集団給食施設関係者講習会	4	177
消費者等食品衛生講習会	2	42
小学校の食品衛生教室	53	1,460
その他	5	158
計	107	2,856

#### ■出前講座（再掲）

区分	実施回数	受講者数
業者等	29	624
消費者等	2	30
その他	5	56
計	36	710

### イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、消費者に、食品製造施設において衛生管理方法等を実地に学習させるとともに、製品の安全確保に関する意見交換を行い、消費者、製造者、行政間の相互の理解を深めました。また、子どもたちに「食の安全・安

心」について関心を持ってもらうため、「小学生の食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■小学生の食の安全教室夏期講座

月 日	会 場	参 加 者
8月10日	相模ハム株式会社 白河工場 (白河市白坂牛清水105番地)	小学生児童：10名 保護者(引率)：6名 会場関係者：3名 食品衛生関係団体：3名 行政機関(保健所)：5名

■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月10日	ジャスコ白河西郷店	県南食品衛生協会等11名、保健所4名
8月11日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等9名、保健所4名

(3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなどして違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は1件(異臭：1件)でした。

■食品110番受付件数

受付件数	処 理 件 数	
	当 所	他保健所へ通報
	1	0

(4) 食中毒の発生状況

平成22年度、管内においては2件の食中毒事件が発生しました。いずれも家庭における毒キノコを原因とする食中毒でした。

■食中毒の発生件数

年 度	18	19	20	21	22
発生件数	0	2	1	1	2

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

	受験者数	合格者	合格 率
調理師試験	59	48	81.3%
製菓衛生師試験	4	1	25.0%

V-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア育成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成22年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

■ 畜犬登録及び狂犬予防注射実施頭数				平成23年3月31日現在	
市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,338	333	358	3,312	76.3%
西郷村	1,454	104	81	1,064	73.2%
泉崎村	559	36	20	426	76.2%
中島村	496	40	31	338	68.1%
矢吹町	1,428	96	100	1,009	70.7%
棚倉町	916	77	72	757	82.6%
矢祭町	550	32	36	471	85.6%
塙町	694	38	54	524	75.5%
鮫川村	439	25	35	300	68.3%

(参照資料編 表47)

## 2 犬に関する苦情処理状況等

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成22年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は234件でした。主な内容は、放浪犬・迷い犬・放し飼いなどによるもので、全体の約79% (185件)を占めています。

また、近年、鳴き声の苦情が増加傾向を示し、全体の約14.1% (33件)になります。

### ■ 犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	34	11	51	70	19	2
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	5	2	33	2	5	234

(参照資料編 表48, 49)

## 3 飼い犬のしつけ方教室

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

なお、平成22年度の実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
学科	4	27名
実技	4	32名

## 4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に収容された抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

### ■ 譲渡の内訳

成犬	14頭
子犬	27頭
成猫	0頭
子猫	11頭

## 5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

### ■ 獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数※
15校	521名	36名

※ 動物愛護ボランティア29名及び獣医師7名

## 6 動物取扱業における動物適正管理対策

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺の生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

### ■ 動物取扱業施設監視件数

平成23年3月31日現在

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	4	9			1	14	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 インコ、 カメ <保管> 犬、猫 <展示> 馬、ポニー、山羊、ウサギ
西郷村	4	2				6	
泉崎村	1					1	
中島村						0	
矢吹町	3	1				4	
棚倉町	1	2	1		1	5	
矢祭町						0	
塙町	1					1	
鮫川村						0	
計	14	14	1	0	2	31	

## V-6) 健康危機管理の強化

### V-6) -ア 災害時医療体制の充実

#### 1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

#### 2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

#### 3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

## 第 4 章

# 資 料 編

## 参 照 表 目 次

項 目	表 名	表 番	頁
I-1)-ア健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進	健康増進事業実施状況	1	110～ 111
I-2)-ア-1たばこ対策の推進	公共施設の分煙化実態調査結果	2	112
I-2)-ア-2歯科保健対策の推進	幼児歯科健康診査の状況	3	113
I-4)-ア感染症対策の推進	感染症法の類型と対象感染症	4	114
	ジフテリア、百日せき及び破傷風予防接種実施状況	5	115
	急性白髄炎(ポリオ)予防接種実施状況	6	116
	麻しん・風しん(混合MR)予防接種実施状況	7	116
	日本脳炎予防接種実施状況	8	117
	ワクチン接種緊急促進事業実施状況	9	117
	結核の予防接種実施状況	10	118
II-1)-ア地域医療体制の整備	管内医療機関等	11	118
	市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数	12	119
II-1)-ウ難病対策の推進	特定疾患医療受給者証所持者数	13	120
III-1)地域全体で子育てを支える仕組みの構築	管内の児童数の推移	14	121
III-1)-イ多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	保育所入所児童及び保育対策等促進事業等の実施状況(平成22年度)	15	122
	認可外保育施設の状況	16	123
III-2)子どもの健全育成のための環境づくりの推進	放課後児童クラブの状況	17	124
III-3)子育て家庭の経済的支援	子ども手当支給状況	18	125
III-4)-イ子どもの権利擁護の推進	児童福祉施設への施設入所人員	19	126
	児童福祉施設別入所状況	20	127
III-4)-ウひとり親家庭の支援	母子世帯及び父子世帯数	21	128
	母子相談受付状況	22	129
	母子寡婦福祉資金貸付状況(平成22年度)	23	130
IV-2)誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進	市町村別民生・児童委員(主任児童委員)数	24	131
	民生・児童委員の町村別活動状況	25	132

項 目	表 名	表 番	頁
IV-5) 地域生活移行や就労支援 などの障がい者の自立支援	身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況	26	133
	知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況	27	134
	精神障がい者の状況	28	135
IV-6) DV、虐待防止及び被害者 等の保護・支援	女性相談の受付状況	29	135
	女性相談の主訴別受付状況	30	135
	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等	31	136
IV-7) 生活保護制度の適正実施	被保護世帯数及び被保護人員の推移	32	137
	町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況	33	138
	生活保護開始の主たる要因	34	139
	生活保護廃止の主たる要因	35	139
	医療扶助人員の状況	36	140
	生活保護施設の利用状況	37	141
	町村別世帯類型別被保護世帯数	38	142
	就労形態別被保護世帯数	39	143
	扶助別保護費の推移	40	144
	V-1) ユニバーサルデザインに 配慮した人にやさしいまち づくりの推進	「福島県やさしさマーク」施設	41
V-2) 生活衛生水準の維持向上	環境衛生関係施設の年間監視指導状況	42	146
V-3) 安全な水の安定的な確保	水道施設等の状況	43	147
V-4) 食品等の安全性の確保	許可を要する食品関係営業施設違反・処分状況	44	148
	許可を要しない食品関係営業施設違反・処分状況	45	149
	食品収去検査結果	46	150
V-5) 人と動物の調和ある共生	年度別畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況	47	151
	年度別捕獲犬及び返還頭数	48	151
	犬の苦情処理件数	49	151

表1 健康増進事業実施状況

市町村	健康手帳交付	健康教育						健康相談			
		個別健康教育(実人員)				集団健康教育		重点健康相談		総合健康相談	
		高血圧	糖尿病	高脂血症	喫煙	実施回数	(参加人員) (延人員)	開催回数	(参加人数) (延人数)	開催回数	(参加人数) (延人数)
白河市	400	0	0	0	0	87	1,602	23	169	165	2,984
西郷村	500	0	0	0	0	82	751	11	255	11	750
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島村	0	0	0	0	0	3	32	1	16	1	81
矢吹町	250	0	0	0	0	36	800	0	0	0	0
棚倉町	35	0	0	0	0	4	105	0	0	40	97
矢祭町	0	0	0	0	0	56	951	11	266	11	331
塙町	107	0	0	0	0	22	2,400	34	171	22	1,200
鮫川村	88	0	0	0	0	51	875	7	26	1	8
計	1,380	0	0	0	0	341	7,516	87	903	251	5,451

市町村	健康診査										受診率		
	健康診査						保健指導		歯周疾患検診	骨粗鬆症検診	健康診査受診率(%)	歯周疾患検診受診率(%)	骨粗鬆症検診受診率(%)
	個別		集団		訪問	介護家族訪	動機付け支援	積極的支援					
	40~74歳	75歳以上	40~74歳	75歳以上									
白河市	0	0	3	2	0	0	0	0	0	838	1.66	0.00	29.26
西郷村	0	0	3	0	0	0	0	0	0	19	12.50	0.00	7.60
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0.00	0.00	13.26
中島村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	31	100.00	0.00	10.76
矢吹町	0	0	10	0	0	0	0	0	0	217	33.33	0.00	26.43
棚倉町	0	0	7	3	0	0	0	0	0	134	11.24	0.00	24.86
矢祭町	0	0	3	0	0	0	0	0	0	25	10.71	0.00	7.94
塙町	0	0	8	0	0	0	0	0	28	87	11.76	5.50	20.96
鮫川村	0	0	1	1	0	0	0	0	22	25	18.18	10.53	14.53
計	0	0	36	6	0	0	0	0	50	1,411			

市町村	肝炎ウイルス検診					
	健康診査等と同時実施			左記以外		
	世帯保護	その他	(受診率)	世帯保護	その他	(受診率)
白河市	0	36	4.88	0	0	0.00
西郷村	0	40	17.70	0	0	0.00
泉崎村	0	15	20.55	0	0	0.00
中島村	0	3	1.65	0	0	0.00
矢吹町	0	26	28.89	0	0	0.00
棚倉町	0	31	19.25	0	0	0.00
矢祭町	18	114	4.91	0	0	0.00
塙町	0	0	0.00	0	20	30.43
鮫川村	0	112	4.23	0	0	0.00
計	18	377		0	20	

市町村	機能訓練	訪問指導	
		被指導実人員	被指導延人員
白河市	-	192	209
西郷村	-	20	20
泉崎村	-	0	0
中島村	-	12	18
矢吹町	-	100	100
棚倉町	-	115	119
矢祭町	-	15	18
塙町	-	212	294
鮫川村	-	58	100
計	-	724	878

(出典：平成22年度健康増進事業費補助金事業実績報告)

がん検診実施状況

市町村	胃がん			子宮がん				肺がん			
	(胃部X線)		内視鏡 施設	頸部がん		体部がん		胸部X線		喀痰細胞診	
	集団	施設		集団	施設	集団	施設	集団	施設	集団	施設
白河市	○	○	○	○	○			○	○	○	○
西郷村	○	○	○	○	○			○	○	○	○
泉崎村	○	○		○	○			○	○	○	
中島村	○	○	○	○	○			○	○	○	
矢吹町	○	○	○	○	○			○	○	○	○
棚倉町	○	○	○	○	○			○	○	○	
矢祭町	○			○	○			○		○	
塙町	○	○	○	○	○			○	○	○	
鮫川村	○			○	○			○		○	
計											

市町村	乳がん				大腸がん		前立腺がん		
	視触診のみ	マンモ+視触診(併用)		マンモグラ フィ単独	その他 (超音波)	集団	施設	集団	施設
		集団	施設						
白河市		○	○			○	○		
西郷村		○	○			○	○		
泉崎村		○	○		○	○	○		
中島村		○	○			○	○	○	
矢吹町		○	○			○	○	○	
棚倉町		○	○		○	○	○	○	
矢祭町	○	○		○		○		○	
塙町	○		○	○		○		○	
鮫川村		○	○	○		○		○	
計									

※実施ありは○

(出典：「健康診査・がん検診等の実施状況及び精度管理等について」報告より：H22.12 実施)

平成21年度 がん検診受診率 (対対象者：%)

	胃がん	子宮がん	肺がん	乳がん	大腸がん
白河市	26.6	29.7	33.8	23.0	26.7
西郷村	24.5	24.4	34.9	19.0	24.2
泉崎村	32.6	28.1	43.1	19.3	29.4
中島村	30.0	33.0	37.7	22.6	31.7
矢吹町	28.1	31.8	40.8	35.8	18.8
棚倉町	25.3	33.3	46.2	24.7	23.5
矢祭町	20.9	26.9	46.9	20.3	23.1
塙町	24.6	29.7	49.1	28.8	25.1
鮫川村	40.6	30.0	60.2	18.7	35.0
県	22.8	26.5	33.5	23.9	24.1

(出典：平成22年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会資料)

特定健康診査・特定保健指導実施状況

平成21年度法定報告速報値

	特定健康診査			特定保健指導						
				積極的支援			動機付け支援			指導利用率
	対象者数	受診者数	受診率	対象者	利用者数	利用率	対象者数	利用者数	利用率	
白河市	11,005	3,896	35.4%	158	38	24.1%	449	119	26.5%	25.9%
西郷村	2,876	1,092	38.0%	59	2	3.4%	145	8	5.5%	4.9%
泉崎村	1,303	538	41.3%	40	13	32.5%	68	25	36.8%	35.2%
中島村	1,008	380	37.7%	33	6	18.2%	47	15	31.9%	26.3%
矢吹町	3,701	1,618	43.7%	99	22	22.2%	177	38	21.5%	21.7%
棚倉町	2,827	1,267	44.8%	78	9	11.5%	144	21	14.6%	13.5%
矢祭町	1,497	765	51.1%	31	2	6.5%	105	5	4.8%	5.1%
塙町	2,149	1,150	53.5%	75	11	14.7%	115	23	20.0%	17.9%
鮫川村	900	557	61.9%	26	25	96.2%	52	47	90.4%	92.3%
県	369,129	135,741	36.8%	5,877	921	15.7%	13,850	2,671	19.3%	18.2%

(出典：平成22年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会資料)

表2 公共施設の分煙化実態調査結果【市町村施設:平成22年5月1日現在】

		市役所・役場庁舎				市町村保健センター等				小学校（分校除く）					（小学校分校）					中学校					体育館等					
		箇所数	庁舎内終日全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	箇所数	庁舎内終日全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	小学校数	敷地内全面禁煙	校舎内全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	分校数	敷地内全面禁煙	校舎内全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	中学校数	敷地内全面禁煙	校舎内全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	体育館等数	敷地内全面禁煙	館内全面禁煙	空間分煙	空間分煙なし	
市町村	白河市	4	3		1	4	4			15	15			0					8	8				16	10			6		
	西郷村	2		2		1	1			5	5			0					3	3				1			1			
	泉崎村	1	1			1	1			2	1	1		0					1		1			1		1				
	中島村	1		1		1	1			2		2		0					1		1			3		2	1			
	矢吹町	1		1		1	1			4	4			0					1	1				3	1	2				
	棚倉町	1	1			1	1			5	5			0					1	1				1		1				
	矢祭町	1	1							5	5			0					1	1				1		1				
	塙町	2	2							5	5			1	1				1	1				1		1				
	鮫川村	1	1			1	1			2	2			0					1	1				1		1				
小計		14	9	4	1	10	10	0	0	45	42	3	0	0	1	1	0	0	0	18	16	2	0	0	28	11	9	1	7	
割合（％）		100.0	64.3	28.6	7.1	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	93.3	6.7	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0	100.0	39.3	32.1	3.6	25.0	
空間分煙率	県南	H22. 5	92.9%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					75.0%				
		H21. 5	84.6%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					75.0%				
		H20. 5	76.9%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					75.0%				
		H19. 11	61.5%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					75.0%				
		H19. 5	50.0%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					85.7%				
		H18. 11	66.7%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					72.2%				
		H18. 5	77.8%				100.0%				100.0%					100.0%					100.0%					66.7%				
	県	H22. 5	93.2%				94.2%				100.0%					100.0%					100.0%					92.2%				

表3 幼児歯科健康診査の状況

1歳6か月児う歯有病者率 (%)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
白河市	4.9	5.5	5.7	5.7
西郷村	1.6	1.2	4.8	2.3
泉崎村	5.8	1.7	5.0	5.0
中島村	5.4	8.8	4.8	0.0
矢吹町	2.0	4.8	6.5	5.9
棚倉町	9.0	6.7	6.3	5.9
矢祭町	13.5	6.3	2.4	3.0
埴町	2.8	2.6	0.0	0.0
鮫川村	0.0	3.3	0.0	0.0
県南管内	4.9	4.7	5.1	4.7
県平均	4.2	4.2	4.0	3.7
全国	3.0	2.8	2.7	2.5

1歳6か月児一人平均う歯数(本数)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
白河市	0.11	0.18	0.16	0.17
西郷村	0.05	0.04	0.05	0.06
泉崎村	0.18	0.02	0.12	0.18
中島村	0.14	0.32	0.12	0.00
矢吹町	0.20	0.26	0.22	0.16
棚倉町	0.32	0.19	0.24	0.10
矢祭町	0.24	0.38	0.15	0.24
埴町	0.07	0.08	0.00	0.00
鮫川村	0.00	0.07	0.00	0.00
県南管内	0.15	0.17	0.14	0.14
県平均	0.13	0.13	0.12	0.12
全国	0.09	0.08	0.08	0.07

3歳児う歯有病者率(%)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
白河市	38.0	36.6	41.2	38.2
西郷村	33.5	31.0	27.7	24.3
泉崎村	39.0	52.1	41.8	35.2
中島村	49.3	31.1	40.4	31.1
矢吹町	42.9	41.5	41.1	35.8
棚倉町	37.9	40.6	44.0	46.3
矢祭町	48.8	60.8	58.0	60.4
埴町	56.9	41.6	36.7	40.6
鮫川村	48.6	50.0	73.9	48.3
県南管内	39.8	38.8	40.7	37.6
県平均	38.4	40.5	37.0	34.4
全国	26.7	25.9	24.6	23.0

3歳児一人平均う歯数(本数)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
白河市	1.7	1.7	1.9	1.7
西郷村	1.2	1.3	0.9	1.0
泉崎村	2.1	2.9	1.6	1.8
中島村	2.4	1.4	2.0	1.2
矢吹町	2.1	1.8	1.8	1.8
棚倉町	1.8	1.6	2.0	2.8
矢祭町	2.6	3.4	3.6	2.8
埴町	2.3	1.9	1.7	2.1
鮫川村	1.4	2.1	3.9	1.8
県南管内	1.8	1.6	1.9	1.8
県平均	1.8	1.9	1.6	1.6
全国	1.1	1.0	0.9	0.9

表4 感染症法の類型と対象感染症

類 型	対 象 感 染 症
一類感染症 (7疾病)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
二類感染症 (5疾病)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症 (5疾病)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症 (42疾病)	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症 (全数把握) (16疾病)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(A型・E型を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風疹、麻しん
(定点把握) (26疾病)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
厚生労働省令で定める疑似症	(1) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く) (2) 発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。))

(平成23年2月1日現在)

表5 ジフテリア、百日せき及び破傷風予防接種実施状況(平成22年度)

単位:人

市町村名	1 期 初 回						1 期 追 加		2 期	
	1 回		2 回		3 回		接種者数	接種率	接種者数	接種率
	接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率				
白河市	555	98.8%	535	76.1%	531	115.7%	551	40.6%	539	66.3%
西郷村	168	91.3%	164	89.1%	168	91.3%	201	87.8%	194	84.0%
泉崎村	57	83.8%	63	92.6%	64	94.1%	59	86.8%	57	82.6%
中島村	35	94.6%	35	94.6%	33	94.3%	36	81.8%	57	96.6%
矢吹町	159	60.9%	165	58.7%	159	52.0%	133	28.3%	150	82.9%
棚倉町	157	100.0%	163	97.6%	157	90.8%	107	73.3%	115	71.0%
矢祭町	62	52.5%	60	53.1%	57	43.8%	66	45.8%	91	81.3%
埴 町	49	94.2%	49	94.2%	47	82.5%	39	88.6%	37	71.2%
鮫川村	24	60.0%	24	55.8%	26	57.8%	33	60.0%	29	80.6%
合 計	1,266	85.6%	1258	89.6%	1242	85.2%	1225	47.9%	1269	74.0%

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以降の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。

※ 接種率は、各接種期間の対象年齢ごとに対人口接種率を求め、加算したものです。  
 (各年齢の人口は、平成23年1月1日時点のもので、各年齢から引いた年齢の人口を対象としています。  
 例:平成23年1月1日時点2歳の人口を22年度の1歳の人口として計算しています。)

表6 急性灰白髄炎予防接種実施状況(平成22年度)

単位:人

市町村名	1 回		2 回	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
白河市	555	62.3%	511	59.7%
西郷村	182	92.9%	165	85.5%
泉崎村	55	74.3%	59	79.7%
中島村	36	92.3%	32	88.9%
矢吹町	154	60.6%	148	44.2%
棚倉町	129	84.9%	138	85.7%
矢祭町	56	50.0%	50	33.6%
塙 町	50	57.5%	38	42.7%
鮫川村	32	47.1%	38	55.9%
合 計	1,249	66.7%	1,179	60.1%

(出典: 予防接種実施状況調査)

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔をおいて2回接種します。

※ 接種率は、各接種期間の対象年齢ごとに対人口接種率を求め、加算したものです。(各年齢の人口は、平成23年1月1日時点のものです。各年齢から引いた年齢の人口を対象としています。)

例:平成23年1月1日時点2歳の人口を22年度の1歳の人口として計算しています。)

表7 麻しん・風しん(混合MR)予防接種実施状況(平成22年度)

単位:人

市町村名	1 期			2 期			3 期			4 期		
	対象者数	接種者数	接種率									
白河市	565	506	89.6%	621	547	88.1%	702	586	83.5%	696	569	81.8%
西郷村	187	184	98.4%	214	191	89.3%	199	165	82.9%	216	176	81.5%
泉崎村	60	56	93.3%	53	51	96.2%	69	57	82.6%	92	79	85.9%
中島村	36	35	97.2%	45	43	95.6%	67	56	83.6%	79	68	86.1%
矢吹町	166	152	91.6%	147	132	89.8%	176	125	71.0%	165	136	82.4%
棚倉町	155	146	94.2%	150	136	90.7%	173	136	78.6%	175	151	86.3%
矢祭町	60	51	85.0%	73	63	86.3%	123	100	81.3%	99	84	84.8%
塙 町	57	43	75.4%	44	38	86.4%	67	49	73.1%	61	53	86.9%
鮫川村	50	38	76.0%	38	36	94.7%	33	21	63.6%	57	46	80.7%
合 計	1,336	1,211	90.6%	1,385	1,237	89.3%	1,609	1,295	80.5%	1,640	1,362	83.0%

(出典: 予防接種実施状況調査)

表8 日本脳炎予防接種実施状況(平成22年度)

単位:人

市町村名	1 期						2 期	
	1 回		2 回		追 加		接種者数	接種率
	接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率		
白河市	1,055	29.1%	1,005	37.0%	255	9.1%	140	5.3%
西郷村	364	91.0%	325	81.3%	64	16.0%	14	3.5%
泉崎村	80	34.8%	72	31.3%	4	1.7%	76	100.0%
中島村	52	67.5%	49	63.6%	9	33.3%	8	29.6%
矢吹町	151	18.8%	179	22.2%	7	0.9%	5	0.8%
棚倉町	205	25.9%	172	21.0%	25	2.6%	26	16.3%
矢祭町	66	70.2%	58	61.7%	11	100.0%	12	100.0%
埴 町	138	35.2%	125	31.6%	2	0.5%	7	1.9%
鮫川村	27	81.8%	18	54.5%	1	3.0%	1	3.1%
合 計	2,138	33.1%	2,003	40.8%	378	6.7%	289	6.7%

(出典: 予防接種実施状況調査)

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔をおいて2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

※ 接種率は、各接種期間の対象年齢ごとに対人口接種率を求め、加算したものです。

(各年齢の人口は、平成23年1月1日時点のもので、各年齢から引いた年齢の人口を対象としています。  
例: 平成23年1月1日時点2歳の人口を22年度の1歳の人口として計算しています。)

表9 ワクチン接種緊急促進事業実施状況(平成22年度)

(1) 子宮頸がん予防ワクチン

接種者数: 人

市町村名	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
白河市	0	42	46	40	155	0	283
中島村	0	15	27	11	0	0	53
計	0	57	73	51	155	0	336

※12歳(小6)、13歳(中1)、14歳(中2)、15歳(中3)、16歳(高1)、17歳(高2)

平成22年度は白河市、中島村が実施。

(2) ヒブワクチン

接種者数: 人

市町村名	2～7ヵ月	8～12ヵ月	1歳	2歳	3歳	4歳	計
白河市	64	82	63	48	44	56	357

平成22年度は白河市が実施。

(3) 小児用肺炎球菌ワクチン

接種者数: 人

市町村名	2～7ヵ月	8～12ヵ月	1歳	2歳	3歳	4歳	計
白河市	62	83	74	48	40	55	362

平成22年度は白河市が実施。

表10 結核の予防接種(BCG)実施状況(平成22年度)

単位：人

市町村名	対象者数	接種者数	接種率
白河市	686	531	77.4%
西郷村	192	174	90.6%
泉崎村	41	40	97.6%
中島村	38	38	100.0%
矢吹町	162	153	94.4%
棚倉町	142	141	99.3%
矢祭町	47	46	97.9%
塙町	68	65	95.6%
鮫川村	25	25	100.0%
合計	1,401	1,213	86.6%

(出典：予防接種実施状況調査)

表11 管内医療機関等

(平成23年3月31日現在)

市町村名	病院	種別別病床数					診療所	種別病床数		歯科診療所	施術所	歯科技工所	備考
		一般	療養	精神	感染症	結核		一般	療養				
白河市	4	756	93		4	12	59	93	0	35	34	4	
西郷村	1	21					6	4	0	6	10	2	
泉崎村							2	0	0	4	4	1	
中島村							2	0	0	3		1	
矢吹町	3	102	91	356			9	0	0	10	9	3	
棚倉町	1	16	40				8	19	0	7	11	1	
矢祭町							5	19	0	2	3		
塙町	2	179	34	124			3	0	0	4	6		
鮫川村							2	0	0	1	2	1	
計	11	1,074	258	480	4	12	96	135	0	72	79	13	
21年度	11	1,074	258	480	4	12	97	135	0	70	79	13	
20年度	13	1,127	386	480	4	12	96			69	81	13	
19年度	13	1,137	386	480	4	25	98			69	84	14	
18年度	13	1,137	386	568	4	25	98			68	96	14	

※ 病床数は使用許可後の数

表12 市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数  
市町村別医師・歯科医師・薬剤師数、人口10万対

	平成14年						平成16年					
	実数			人口10万対			実数			人口10万対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
総数	205	91	172	132.0	58.6	110.7	199	92	172	128.8	59.5	111.3
白河市	118	38	99	244.7	78.8	205.3	123	36	99	256.1	75.0	206.2
西郷村	10	6	13	52.7	31.6	68.5	8	7	15	41.3	36.1	77.4
表郷村	1	3	1	13.5	40.6	13.5	-	3	1	-	41.0	13.7
東村	1	2	2	16.5	33.1	33.1	1	3	2	16.7	50.0	33.3
泉崎村	2	4	5	29.1	58.1	72.1	3	4	3	43.6	58.2	43.6
中島村	1	5	0	18.8	94.0	0	1	4	-	18.8	75.3	-
矢吹町	30	12	25	159.0	63.6	132.5	24	11	24	127.3	58.4	127.3
大信村	2	1	3	41.2	20.6	61.8	2	2	3	41.8	41.8	62.8
棚倉町	13	9	9	80.4	55.6	55.6	11	11	10	69.0	69.0	62.7
矢祭町	3	3	1	42.8	42.8	14.3	2	3	1	29.2	43.9	14.6
塙町	22	7	13	198.8	63.2	117.4	22	7	13	203.9	64.9	120.5
鮫川村	2	1	1	44.5	22.3	22.3	2	1	1	44.9	22.5	22.5

	平成18年						平成20年					
	実数			人口10万対			実数			人口10万対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
総数	210	97	178	137.1	63.3	116.2	220	96	184	145.0	63.3	121.2
白河市	138	54	111	209.8	82.1	168.8	147	49	116	224.4	74.8	177.1
西郷村	8	5	13	40.7	25.4	66.1	9	8	13	45.4	40.4	55.5
表郷村												
東村												
泉崎村	2	2	4	29.7	29.7	59.4	1	3	6	15.1	45.2	90.3
中島村	1	3	-	19.5	58.4	-	1	4	-	19.6	78.5	-
矢吹町	22	13	24	117.0	69.2	127.7	26	15	29	138.9	80.1	154.9
大信村												
棚倉町	11	10	11	70.4	64.0	70.4	12	8	9	78.1	52.1	58.6
矢祭町	3	2	1	44.7	29.8	14.9	3	2	1	46.2	30.8	15.4
塙町	24	7	13	229.6	67.0	124.4	20	6	12	198.7	59.6	119.2
鮫川村	1	1	1	23.6	23.6	23.6	1	1	-	24.5	24.5	-

医師・歯科医師・薬剤師(人口10万対)管内、県、全国比較

年次	医師			歯科医師			薬剤師		
	管内	県	全国	管内	県	全国	管内	県	全国
平成14年	132.0	177.7	206.1	58.6	61.3	72.9	110.7	140.7	180.3
平成16年	128.8	178.1	211.7	59.5	63.5	74.6	111.3	145.2	189.0
平成18年	137.1	183.5	217.5	63.3	68.4	76.1	116.2	152.1	197.6
平成20年	145.0	190.0	224.5	63.3	69.2	77.9	121.2	163.7	209.7

(出典：・歯科医師・薬剤師調査・福島県保健福祉部)

表13 特定疾患医療受給者証保持者数

平成23年3月31日現在

NO	病名	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	計
1	ペーチェット病	14	4	1	1	3	2	0	1	0	26
2	多発性硬化症	9	1	1	0	3	0	1	2	1	18
3	重症筋無力症	4	0	1	0	3	1	1	2	1	13
4	全身性エリテマトーデス	16	8	2	2	6	6	5	3	2	50
5	スモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	再生不良性貧血	5	1	0	1	4	0	1	0	0	12
7	サルコイドーシス	13	6	1	2	1	3	1	2	0	29
8	筋萎縮性側索硬化症	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4
9	強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	17	4	1	1	8	3	0	1	3	38
10	特発性血小板減少性紫斑病	10	4	0	1	2	2	2	2	1	24
11	結節性動脈周囲炎	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
12	潰瘍性大腸炎	65	18	3	3	13	10	6	9	2	129
13	大動脈炎症候群	4	0	0	0	0	1	0	1	0	6
14	ビュルガー病	2	3	2	0	1	0	1	1	0	10
15	天疱瘡	0	2	0	0	3	2	0	1	0	8
16	脊髄小脳変性症	9	1	1	0	2	2	3	0	0	18
17	クローン病	14	2	1	1	2	1	0	0	1	22
18	難治性の肝炎のうち劇性肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	悪性関節リウマチ	1	0	0	0	1	1	0	1	0	4
20	パーキンソン病	38	7	4	2	13	11	4	7	4	90
21	アミロイドーシス	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
22	後縦靭帯骨化症	18	6	0	0	3	3	3	1	1	35
23	ハンチントン舞踏病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	13	2	3	1	1	1	1	0	0	22
25	ウエゲナー肉芽腫症	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	15	2	1	1	5	3	0	3	3	33
27	多系統萎縮症	6	0	2	0	2	2	0	0	2	14
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	膿疱性乾癬	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
30	広範脊柱管狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	原発性胆汁性肝硬変	10	1	0	1	2	3	0	0	2	19
32	重症急性膵炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
33	特発性大腿骨頭壊死症	8	6	1	1	0	3	2	1	1	23
34	混合性結合組織病	3	2	1	0	1	1	0	0	0	8
35	原発性免疫不全症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
36	特発性間質性肺炎	0	3	0	0	3	0	1	2	1	10
37	網膜色素変性症	20	5	0	1	8	5	3	8	0	50
38	プリオン病	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
39	原発性肺高血圧症	2	0	0	0	0	2	0	0	0	4
40	神経線維腫症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
41	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
44	ライゾゾーム病(ファブリー病含む)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
45	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	球脊髄性筋萎縮症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3
50	肥大型心筋症	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
51	拘束型心筋症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	ミトコンドリア病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	黄色靭帯骨化症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	間脳下垂体機能障害	5	3	1	0	1	5	1	0	1	17
	計	335	94	30	20	92	77	36	52	26	762

表14 管内の児童数の推移

[単位:人]

区分 国勢調査年	県 南 管 内			県 内		
	人口総数 (A)	児童数 (B)	児童比率 (B/A)	人口総数 (A)	児童数 (B)	児童比率 (B/A)
昭和45年	140,772	49,006	34.8%	1,946,077	632,680	32.5%
昭和50年	140,375	42,613	30.4%	1,970,616	581,302	29.5%
昭和55年	142,376	40,632	28.5%	2,035,272	562,989	27.7%
昭和60年	147,999	40,358	27.3%	2,080,304	551,795	26.5%
平成 2年	159,180	41,632	26.2%	2,104,058	520,850	24.8%
平成 7年	154,858	36,781	23.8%	2,133,592	472,970	22.2%
平成12年	155,015	33,109	21.4%	2,126,935	426,363	20.0%
平成17年	153,347	29,217	19.1%	2,091,319	380,067	18.2%
平成22年	150,117	26,455	17.6%	2,029,064	341,463	16.8%

(出典：国勢調査報告による年齢（各齢）別人口表)  
・児童数；児童福祉法第4条に基づく満18歳に満たない者の数



表16 認可外保育施設の状況

(平成23年3月31日現在)

市町村名	施設区分		施設数	入 所 児 童 数						備考	
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	学童児		児童数
白河市	事業所内	院内	3	1	13	10	16	13	2	55	
		その他	1	0	1	5	1	0	0	7	
	その他		4	1	2	4	6	11	2	26	
	計		8	2	16	19	23	24	4	88	
西郷村	事業所内	院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他		1	5	0	1	3	1	0	10	
	計		1	5	0	1	3	1	0	10	
矢吹町	事業所内	院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	1	1	1	1	2	0	0	5	
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		1	1	1	1	2	0	0	5	
棚倉町	事業所内	院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	1	0	3	3	1	1	0	8	
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		1	0	3	3	1	1	0	8	
埴町	事業所内	院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他		1	2	9	12	16	18	1	58	
	計		1	2	9	12	16	18	1	58	
合計	事業所内	院内	3	1	13	10	16	13	2	55	
		その他	3	1	5	9	4	1	0	20	
	その他		6	8	11	17	25	30	3	94	
	計		12	10	29	36	45	44	5	169	
平成21年度	事業所内	院内	3	8	29	17	6	31	4	95	
		その他	3	0	8	9	5	1	2	25	
	その他		7	6	27	37	48	22	9	149	
	計		13	14	64	63	59	54	15	269	
平成20年度	事業所内	院内	4	7	25	38	22	14	5	111	
		その他	3	0	6	10	6	4	0	26	
	その他		7	2	21	25	28	24	4	104	
	計		14	9	52	73	56	42	9	241	
平成19年度	事業所内	院内	3	2	34	24	12	26	9	107	
		その他	2	0	9	6	7	1	2	25	
	その他		5	3	19	22	29	14	3	90	
	計		10	5	62	52	48	41	14	222	
平成18年度	事業所内	院内	3	7	14	15	17	17	2	72	
		その他	2	1	0	5	6	0	0	12	
	その他		6	23	21	38	20	18	3	123	
	計		11	31	35	58	43	35	5	207	
平成17年度	事業所内	院内	3	11	18	15	13	19	9	85	
		その他	2	0	5	9	5	4	2	25	
	その他		7	11	26	23	24	28	4	116	
	計		12	22	49	47	42	51	15	226	

(出典：認可外保育施設の現況調査外)

表17 放課後児童クラブの状況

(平成22年度)

		開設状況				補助事業の種別							
市町村名	放課後児童クラブ名	開設場所	年間開設日数	開設時間	土曜日開設	育成事業	放課後児童健全	(各種クラブ数)	地域組織活動	児童ふれあい交流促進事業	児童ふれあい交流支援事業	わくわく放課後	放課後児童クラブ
白河市	第一児童館チャイルド児童クラブ	第一児童館	294	13:00～18:00	○	○							
	第二児童館なかよし児童クラブ	第二児童館	294	13:00～18:00	○	○							
	表郷小学校児童クラブ	表郷小学校	255	13:00～18:00	○ 月1回	○							
	かまこ児童クラブ	ひがしこども館	293	13:00～18:00	○	○							
	大屋小児童クラブ	大屋小学校	293	13:00～18:00	○	○							
	小野田小児童クラブ	小野田小学校	294	13:00～18:00	○	○							
	みさか小学校児童クラブ	みさか小学校	293	13:00～18:00	○	○							
	白河第三小学校児童クラブ	白河第三小学校	275	13:00～18:00	○	○							
	しらさか児童クラブ	白坂多目的研修センター	243	13:00～18:00		○							
	おおぬま児童クラブ	サンフレッシュ白河	243	13:00～18:00		○							
	関辺小学校児童クラブ	関辺小学校	243	13:00～18:00		○							
	五箇小学校児童クラブ	五箇小学校	243	13:00～18:00								○	
	こたがわ児童クラブ	小田川市民センター	243	13:00～18:00		○							
	信夫一小児童クラブ	信夫第一小学校	293	13:00～18:00	○	○							
	信夫二小児童クラブ	信夫第二小学校	293	13:00～18:00	○	○							
にこにこ児童クラブ	関川窪第三集会所	272	13:00～18:00	○							○	○(1)	
西郷村	小田倉児童クラブ	小田倉児童館	244	13:00～18:00									
	熊倉児童クラブ	熊倉児童館	244	13:00～18:00									
	米児童クラブ	旧みずほ保育園舎	244	13:00～18:00									
	川谷児童クラブ	川谷小中学校の旧校長住宅	246	13:00～18:00									
	羽太児童クラブ	旧上羽太公民館	244	13:00～18:00									
泉崎村	泉崎第一児童クラブ	泉崎村児童館	265	9:00～18:30	○ 隔週	○							
	泉崎第二児童クラブ	泉崎村児童館	265	9:00～18:30	○ 隔週	○							
中島村	なかじま放課後児童クラブ	中島村保健センター	292	9:45～18:30	○	○							
矢吹町	矢吹小児童クラブ	矢吹小学校	251	13:00～18:00	○ 月1回	○							
	善郷小児童クラブ	善郷小学校	251	13:00～18:00	○ 月1回	○							
	中畑小児童クラブ	中畑小学校	251	13:00～18:00	○ 月1回	○							
	三神小児童クラブ	三神小学校	251	13:00～18:00	○ 月1回	○							
棚倉町	棚倉児童クラブ	棚倉町子どもセンター	290	13:00～18:00	○	○							
	社川児童クラブ	社川小学校	290	13:00～18:00	○	○							
矢祭町	東館小児童クラブ	東館小学校	280	13:00～18:00	○	○							
塙町	塙児童クラブ	塙町公民館台宿分館	224	14:00～18:00		○							
	常豊児童クラブ	常豊幼稚園	200	14:30～17:30							○		
	笹原児童クラブ	笹原幼稚園	200	14:30～17:30									
	高城児童クラブ	高城小学校第二校舎	200	14:30～17:30									
鮫川村	鮫川村放課後児童クラブ	鮫川小学校	237	14:30～18:30							○		

(出典：平成22年度福島県わくわく放課後事業実績外)

表18 子ども手当支給状況

(平成23年2月末現在)(単位:人)

区分 市町村名	世帯数 (H23.2.1 現在)	手当受給者数計 ( )実数	該当児童数計	0歳から3歳未満				3歳以上小学校修了前				小学校修了後中学校修了前				
				被用者		非被用者		被用者		非被用者		被用者		非被用者		
				受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	
白河市	22,718	6,896 (3,880)	9,171	1,095	1,186	254	284	2,984	4,545	843	1,249	1,306	1,443	414	464	
西 白 河 郡	西郷村	6,710	2,308 (1,326)	3,089	415	444	71	76	1,048	1,624	228	347	431	471	115	127
	泉崎村	2,013	699 (397)	955	120	126	19	24	318	509	75	111	132	147	35	38
	中島村	1,389	590 (329)	806	74	76	30	33	232	369	96	146	113	131	45	51
	矢吹町	5,940	1,872 (1,062)	2,494	312	347	105	111	722	1,080	293	457	307	343	133	156
東 白 川 郡	棚倉町	4,691	1,650 (866)	2,242	268	305	82	91	653	1,035	212	322	313	352	122	137
	矢祭町	1,935	574 (314)	791	82	96	37	39	201	322	94	151	119	133	41	50
	埴町	3,087	912 (473)	1,230	126	143	39	44	360	551	120	186	205	233	62	73
	鮫川村	1,108	343 (201)	476	50	56	18	21	144	238	41	59	62	71	28	31
合計	49,591	15,844 (8,848)	21,254	2,542	2,779	655	723	6,662	10,273	2,002	3,028	2,988	3,324	995	1,127	

(出典：平成22年度被用者及び非被用者に係る子ども手当の支給状況報告)

参考：過年度における児童手当の支給状況

区分 市町村名	世帯数	手当受給者数計 ( )実数	該当児童数計	児童手当				特例給付		小学校修了前特例給付(法附則第7条給付)				小学校修了前特例給付(法附則第8条給付)	
				被用者		非被用者		特例給付		被用者		非被用者		特例給付	
				受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数
平成22年2月末	50,516	11,475 (9,943)	16,343	2,387	2,632	671	737	34	36	6,182	9,602	2,008	3,052	193	284
平成21年2月末	50,578	11,559 (9,944)	16,549	2,431	2,659	641	714	47	52	6,201	9,688	2,023	3,104	216	332
平成20年2月末	50,034	11,725 (10,110)	16,887	2,481	2,722	671	736	45	46	6,210	9,776	2,118	3,299	200	308
平成19年2月末	49,443	11,993 (10,378)	17,361	2,503	2,780	766	870	42	48	6,328	9,991	2,185	3,406	169	266
平成18年2月末	48,630	9,766 (8,219)	12,865	2,221	2,511	809	918	321	345	4,008	5,716	1,655	2,325	752	1,050

(出典：各年度被用者及び非被用者に係る児童手当の支給状況報告)

表19 児童福祉施設への施設入所人員

(平成22年度)

施設種別 区分	児 養 童 護	乳 児 院	児 童 自 立 支 援	里 親	知 的 障 が い 児	肢 体 不 自 由 児	重 症 心 身 障 が い 児	ろ う あ 児	肢 体 不 自 由 児 ( 通 園 )	計
前 年 度 数	38	4	0	5	17	2	2	1	0	69
年 度 中 数	0 (2)	0	1 (1)	3	0 (5)	0	0	0	0	4 (8)
年 度 中 措 置 解 除 数	5 (4)	0 (2)	0	0	4	0	0	0	0	9 (6)
年 度 末 現 在 措 置 数	31	2	2	8	18	2	2	1	0	66

平成21年度	38	4	0	5	17	2	2	1	0	69
平成20年度	40	1	1	6	20	1	2	1	0	72
平成19年度	48	3	1	4	19	1	2	1	0	79
平成18年度	51	1	3	4	16	1	2	1	0	79
平成17年度	38	0	1	1	27	5	21	1	1	95

- ・ ( )内の数値は、施設間の移動又は保健福祉事務所間のケース移管による措置変更のもので、外数表示。
- ・ 障がい児施設に係る年度中措置解除数には、契約制度移行に伴う施設入所措置解除のものを含む。

表20 児童福祉施設別入所状況

(平成23年4月1日現在)

施設区分	市町村名 白河市	西 白 河 郡						東 白 川 郡				合 計	
		西郷村	(表郷)	(東)	泉崎村	中島村	矢吹町	(大信)	棚倉町	矢祭町	埜町		鮫川村
児 童 養 護													
青葉学園	2												2
福島愛育園		2			1	1	1						5
会津児童園	3												3
白河学園	11	4					5		1				21
堀川愛生園	1												1
相馬愛育園													0
アイリス学園													0
小 計	17	6	/	/	1	1	6	/	1	0	0	0	32
児 童 自 立 支 援													
国立武蔵野学院			/	/				/					0
福島学園	2		/	/				/					2
小 計	2	0	/	/	0	0	0	/	0	0	0	0	2
里 親 委 託													
一般里親	5	3	/	/				/					8
知 的 障 が い 児													
白河めぐみ学園	4						1						5
白河こひつじ学園	3												3
桜が丘学園	1					2				1			4
安積愛育園													0
原町学園		1					3			2			6
大笹生学園					1								1
小 計	8	1	/	/	1	2	4	/	0	0	3	0	19
肢 体 不 自 由 児													
福島県総合療育センター	1						1						2
福島整肢療護園													0
宮城県拓桃医療療育センター													0
小 計	1	0	/	/	0	0	1	/	0	0	0	0	2
重 症 心 身 障 が い 児													
国立病院機構福島病院						1							1
国立病院機構いわき病院													0
福島整肢療護園										1			1
小 計	0	0	/	/	0	1	0	/	0	0	1	0	2
ろ う あ 児													
郡山光風学園			/	/				/					0
乳 児 院													
若松乳児院	1					1							2
合 計	34	10	/	/	2	5	11	/	1	0	4	0	67
平成 22 年 度	34	16	/	/	0	5	9	/	1	0	4	0	69
平成 21 年 度	37	13	/	/	0	3	8	/	3	1	5	2	72
平成 20 年 度	38	13	/	/	0	3	12	/	4	0	5	3	78
平成 19 年 度	33	11	/	/	3	6	12	/	4	0	7	3	79
平成 18 年 度	44	7	/	/	3	6	11	/	6	2	15	5	99

表21 母子世帯及び父子世帯数

(単位:世帯数)

	年度	白河市			西白河郡				東白川郡				合計	備考
		(表郷村)	(東村)	(大信村)	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村		
母子世帯	22年度	735			159	62	66	214	182	57	100	24	1,599	(平成22年6月1日現在)
	21年度	721			181	64	77	198	170	52	93	26	1,582	(平成21年6月1日現在)
	20年度	647			163	63	58	182	166	50	82	30	1,441	(平成20年6月1日現在)
	19年度	647			193	58	43	196	166	53	80	29	1,465	(平成19年6月1日現在)
	18年度	617			183	-	46	170	150	51	67	-	1,284	(平成18年6月1日現在)
	17年度	495	65	43	43	157	58	44	145	132	48	61	23	1,314
父子世帯	22年度	42			21	6	24	5	17	21	19	27	182	(平成22年6月1日現在)
	21年度	31			26	6	8	5	17	19	16	23	151	(平成21年6月1日現在)
	20年度	28			24	7	13	5	15	19	15	21	147	(平成20年6月1日現在)
	19年度	28			22	10	12	2	18	20	15	22	149	(平成19年6月1日現在)
	18年度	30			31	-	11	1	17	20	15	-	125	(平成18年6月1日現在)
	17年度	67	13	14	9	10	16	11	3	16	16	12	17	204

(出典:ひとり親世帯数等調査外)

表22 母子相談受付状況

(単位:件)

	生活一般			児 童			生活援護			そ の 他			合 計		
	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計
8年度	275	11	286	15	2	17	201	210	411	1	0	1	492	223	715
9年度	259	94	353	23	6	29	183	94	277	0	1	1	465	195	660
10年度	365	102	467	40	2	42	197	105	302	0	1	1	602	210	812
11年度	183	109	292	19	1	20	145	67	212	0	0	0	347	177	524
12年度	194	156	350	18	4	22	164	62	226	0	0	0	376	222	598
13年度	179	109	288	17	9	26	142	62	204	0	0	0	338	180	518
14年度	175	124	299	16	3	19	128	44	172	0	0	0	319	171	490
15年度	135	196	331	11	10	21	103	26	129	0	0	0	249	232	481
16年度	236	162	398	32	11	43	195	40	235	0	1	1	463	214	677
17年度	138	225	363	26	21	47	261	90	351	0	0	0	425	336	761
18年度	110	288	398	36	7	43	275	183	458	0	0	0	421	478	899
19年度	107	219	326	40	10	50	267	276	543	1	0	1	415	505	920
20年度	82	174	256	7	6	13	186	254	440	9	0	9	284	434	718
21年度	12	167	179	0	2	2	444	273	717	0	0	0	456	442	898
22年度	156	157	313	2	2	4	297	212	509	0	0	0	455	371	826

(出典:母子自立支援員相談指導結果報告書)

表23 母子寡婦福祉資金貸付状況(平成22年度)

(単位:円)

	新規貸付															継続貸付					合計																					
	修学資金		就学支度資金		事業開始資金		事業継続資金		生活資金		住宅資金		技能習得資金		医療介護資金		就職支度資金		特例児童扶養資金				修業資金		小計		修学資金 修業資金		生活資金		技能習得資金		特例児童 扶養資金		小計							
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額						
白河市	2	1,032,000																					1	780,000	3	1,812,000	4	3,120,000							4	3,120,000	7	4,932,000				
西郷村	2	535,440																							2	535,440	1	144,000							1	144,000	3	679,440				
泉崎村																									0	0	1	600,000							1	600,000	1	600,000				
中島村																									0	0									0	0	0	0				
矢吹町	1	313,200	1	293,500																					2	606,700	4	2,370,000							4	2,370,000	6	2,976,700				
棚倉町																									0	0	2	1,905,000							2	1,905,000	2	1,905,000				
矢祭町																									0	0									0	0	0	0				
塙町																									0	0									0	0	0	0				
鮫川村																									0	0									0	0	0	0				
合計	5	1,880,640	1	293,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	780,000	7	2,954,140	12	8,139,000	0	0	0	0	0	0	0	0	12	8,139,000	19	11,093,140

平成21年度	7	5,210,750	2	769,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	890,000	11	6,870,550	8	5,121,000	0	0	1	600,000	0	0	9	5,721,000	20	12,591,550
平成20年度	7	4,326,000	6	1,171,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	310,000	15	6,407,000	4	2,160,000	1	720,000	1	24,000	0	0	6	2,904,000	21	9,311,000
平成19年度	3	973,000	3	837,000	0	0	1	1,200,000	1	720,000	1	1,500,000	1	24,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	295,000	11	5,549,000	6	2,988,000	0	0	0	0	0	0	6	2,988,000	17	8,537,000
平成18年度	3	888,000	2	409,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300,000	0	0	1	190,000	7	1,787,000	8	5,316,000	1	600,000	1	600,000	1	36,440	11	6,552,440	18	8,339,440				
平成17年度	3	2,232,000	1	75,000	0	0	0	0	2	700,000	0	0	1	600,000	0	0	0	0	1	72,880	2	960,000	10	4,639,880	17	9,045,000					1	32,080	18	9,077,080	28	13,716,960				

表24 市町村別民生・児童委員(主任児童委員)数

(H23.5.1現在)

市町村 性	白河市	西白河郡					東白川郡					合計
		西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	計	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	計	
		男	83	26	11	10	10	57	27	8	19	
女	12	0	0	0	0	0	1	0	2	1	4	16
計	35	7	4	3	23	37	14	15	14	8	51	123
	8	2	2	2	2	8	3	2	0	1	6	22
	118	33	15	13	33	94	41	23	33	16	113	325
	20	2	2	2	2	8	4	2	2	2	10	38

(注)下段は、主任児童委員の再掲

表25 民生・児童委員の町村別活動状況

(平成22年度)

区分	町村別	西白河郡				東白川郡				合計	平成21年度実績 (合計)	平成20年度実績 (合計)	平成19年度実績 (合計)	平成18年度実績 (合計)	平成17年度実績 (合計)
		西郷	泉崎	中島	矢吹	棚倉	矢祭	埜	鮫川						
問題別相談・支援件数	在宅福祉	8	134	98	282	24	15	14	6	581	1,441	1,257	554	485	545
	介護保険	9	0	133	7	7	3	23	3	185	624	492	111	80	128
	健康・保健医療	7	0	100	8	22	275	21	5	438	740	496	188	132	195
	子育て・母子保健	2	3	115	64	3	19	15	11	232	408	326	72	57	59
	子どもの地域生活	54	6	50	16	1	41	28	4	200	300	358	249	180	147
	子どもの教育・学校生活	39	13	59	57	1	52	46	35	302	329	334	185	155	106
	生活費	59	1	77	29	38	9	26	3	242	1,552	812	255	151	190
	年金・保険	3	0	51	3	2	1	5	4	69	242	165	48	18	49
	仕事	20	1	88	21	1	26	7	51	215	362	390	92	58	65
	家族関係	26	1	46	30	9	19	31	11	173	887	502	123	115	119
	住居	21	16	47	5	10	14	2	0	115	129	92	27	31	31
	生活環境	17	1	40	5	23	8	26	8	128	233	106	81	81	88
	日常的な支援	224	28	46	132	40	94	176	99	839	1,582	1,387	497	505	478
	その他	120	23	114	301	62	273	201	153	1,247	1,380	1,161	812	767	897
	計	609	227	1,064	960	243	849	621	393	4,966	10,209	7,878	3,294	2,815	3,097
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	126	159	436	594	108	466	362	184	2,435	4,552	2,832	1,361	1,478	1,678
	障害者に関すること	5	1	157	27	22	7	47	47	313	796	560	259	172	198
	子どもに関すること	311	25	341	61	6	114	89	74	1,021	1,646	1,708	927	442	367
	その他	167	42	130	278	107	262	123	88	1,197	3,215	2,778	747	723	854
	計	609	227	1,064	960	243	849	621	393	4,966	10,209	7,878	3,294	2,815	3,097
その他の活動件数	調査・実態把握	327	107	37	597	644	233	381	81	2,407	2,006	2,509	1,022	848	1,108
	行事・事業・会議への参加協力	877	245	276	619	1,410	627	800	287	5,141	4,250	4,768	3,388	3,892	4,649
	地域福祉活動・自主活動	1,290	741	205	890	349	492	566	394	4,927	4,331	4,068	3,090	2,900	2,357
	民児協運営・研修	510	190	194	510	1,075	360	443	227	3,509	3,450	3,530	2,925	2,875	2,865
	証明事務	135	10	21	35	66	24	80	41	412	400	405	236	295	325
	要保護児童の発見の通告・仲介	11	0	1	4	0	2	5	12	35	52	96	30	83	38
	計	3,150	1,293	734	2,655	3,544	1,738	2,275	1,042	16,431	14,489	15,376	10,691	10,839	11,304
訪問回数	訪問・連絡活動	1,481	688	191	1,324	2,593	1,777	2,476	499	11,029	9,364	9,635	6,814	7,911	8,089
	その他	1,757	651	810	542	1,545	765	849	149	7,068	5,711	6,374	4,003	4,518	4,637
整連回数調	委員相互	214	23	64	791	595	501	509	56	2,753	2,067	2,245	1,610	1,433	1,169
	その他の関係機関	417	48	79	357	682	378	302	61	2,324	2,038	3,325	1,666	1,839	1,574
活動日数		3,449	1,247	1,003	2,074	4,028	2,311	3,129	1,385	18,626	16,105	16,582	13,255	15,019	14,311

(出典:福祉行政報告例)

表26 身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況

(平成23年4月1日現在)

市町村		身障手帳交付者数			人 口(人) (H23.2.1現在)	人 口 比 (%)
		18歳未満	18歳以上	合計		
西 白 河 郡	西 郷 村	10	792	802	19,708	4.06
	泉 崎 村	3	316	319	6,776	4.70
	中 島 村	3	194	197	5,126	3.84
	矢 吹 町	9	905	914	18,365	4.97
	計	25	2,207	2,232	49,975	4.46
東 白 川 郡	棚 倉 町	2	726	728	15,025	4.84
	矢 祭 町	5	292	297	6,327	4.69
	埴 町	8	431	439	9,838	4.46
	鮫 川 村	1	208	209	3,969	5.26
	計	16	1,657	1,673	35,159	4.75
郡 合 計		41	3,864	3,905	85,134	4.58
白 河 市		34	2,254	2,288	64,666	3.53
管 内 合 計		75	6,118	6,193	149,800	4.13
平成22年4月1日		75	6,104	6,179	150,039	4.11
平成21年4月1日		81	5,978	6,059	150,931	4.01
平成20年4月1日		91	6,165	6,271	151,734	4.13
平成19年4月1日		92	6,043	6,135	152,438	4.02
平成18年4月1日		94	5,876	5,970	152,982	3.90
平成17年4月1日		91	5,663	5,754	154,160	3.73
平成16年4月1日		96	5,542	5,638	154,598	3.64
平成15年4月1日		96	5,389	5,485	155,033	3.53

(出典:福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表27 知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況

(平成23年4月1日現在)

市町村名		判 定 区 分									人 口 ( 人 )  (H23.2.1現在)	人 口 比 ( %) )
		18歳未満			18歳以上			合計		合計		
		A	B	小計	A	B	小計	A	B			
西 白 河 郡	西郷村	13	25	38	104	82	186	117	107	224	19,708	1.14
	泉崎村	4	7	11	14	28	42	18	35	53	6,776	0.78
	中島村	6	6	12	18	23	41	24	29	53	5,126	1.03
	矢吹町	11	19	30	45	93	138	56	112	168	18,365	0.91
	計	34	57	91	181	226	407	215	283	498	49,975	1.00
東 白 川 郡	棚倉町	7	15	22	34	49	83	41	64	105	15,025	0.70
	矢祭町	3	6	9	15	24	39	18	30	48	6,327	0.76
	埴町	5	7	12	49	41	90	54	48	102	9,838	1.04
	鮫川村	1	5	6	19	31	50	20	36	56	3,969	1.41
	計	16	33	49	117	145	262	133	178	311	35,159	0.88
郡合計		50	90	140	298	371	669	348	461	809	85,134	0.95
白河市		35	87	122	137	197	334	172	284	456	64,666	0.71
管内合計		85	177	262	435	568	1,003	520	745	1,265	149,800	0.84
平成22年4月1日		78	170	248	434	543	977	512	713	1,225	150,039	0.82
平成21年4月1日		80	155	235	419	519	938	499	674	1,173	150,931	0.78
平成20年4月1日		82	161	243	416	492	908	498	653	1,151	151,734	0.76
平成19年4月1日		89	147	236	395	480	875	484	627	1,111	152,438	0.73
平成18年4月1日		93	135	228	376	466	842	469	601	1,070	152,982	0.70
平成17年4月1日		85	119	204	379	456	835	464	575	1,039	154,160	0.67
平成16年4月1日		77	105	182	377	448	825	454	553	1,007	154,598	0.65
平成15年4月1日		60	106	166	270	353	623	330	459	789	155,033	0.51

(出典:福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表28 精神障がい者の状況

(平成23年4月1日現在)

市町村		精神保健福祉手帳交付者数				自立支援医療費 (精神通院医療)	人口 (H23.2.1現在)	人口比
		1級	2級	3級	合計	受給者数	(人)	(%)
西 白 河 郡	西郷村	12	53	25	90	212	19,708	0.45
	泉崎村	6	12	9	27	61	6,776	0.39
	中島村	3	3	4	10	46	5,126	0.19
	矢吹町	13	57	17	87	231	18,365	0.47
	計	34	125	55	214	550	49,975	0.42
東 白 川 郡	棚倉町	4	18	10	32	106	15,025	0.21
	矢祭町	1	4	7	12	49	6,327	0.18
	塙町	11	23	10	44	99	9,838	0.44
	鮫川村	3	10	8	21	33	3,969	0.52
	計	19	55	35	109	287	35,159	0.31
郡合計		53	180	90	323	837	85,134	0.37
白河市		24	136	42	202	564	64,666	0.31
管内合計		77	316	132	525	1,401	149,800	0.35
平成22年4月1日		75	284	97	456	1,322	150,039	0.30
平成21年4月1日		61	262	95	418	1,263	150,931	0.27
平成20年4月1日		61	256	85	402	1,145	151,734	0.26
平成19年4月1日		77	236	83	396	1,252	152,438	0.25
平成18年4月1日		66	200	83	349	1,366	152,982	0.22

(出典：福島県精神保健センター調べ)

表29 女性相談の受付状況

(平成22年度)

内 訳 経 路	来 所			訪 問			電 話			その他 (手紙等)			受付件数計		
	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	計
本 人	23	51	74	0	7	7	21	51	72	0	2	2	44	111	155
その他	0	2	2	0	0	0	11	71	82	1	3	4	12	76	88
計	23	53	76	0	7	7	32	122	154	1	5	6	56	187	243

表30 女性相談の主訴別受付状況

(平成22年度)

主 訴	人間関係					経済関係			医療関係			住居問題	その他	計
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他	生活困窮	サラ金・借金	その他	病気	精神的問題	その他			
受付件数	145	23	5	2	23	3	1	2	2	7	3	23	4	243
%	59.7	9.5	2.1	0.8	9.5	1.2	0.4	0.8	0.8	2.9	1.2	9.5	1.6	100.0

表31 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(平成22年度)

相談の形態	本人自身				
	件数	加害者との関係			
		配偶者			うち離婚済み
	届出あり	届出なし	届出有不明		
来 所	53	41	0	0	12
電 話	35	29	0	0	6
訪問・その他	10	8	2	0	0
計	98	78	2	0	18

【一時保護委託等の実績件数】

一時保護委託	2
保護命令申立の支援	2
住民基本台帳事務における支援措置申出の支援	2
配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行	3

(注)本表は、県南保健福祉事務所が配偶者暴力相談支援センターとして受け付けた相談件数で、内容にDVを含むものの延件数です。

表32 被保護世帯数及び被保護人員の推移(平成13～22年度・月平均値)

区 分	国 の 推 移			県 の 推 移			管内(西白河郡及び東白川郡)の推移		
	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)
平成13年度	805,169	1,148,088	9.0	8,332	11,709	5.5	301	409	3.8
平成14年度	870,931	1,242,723	9.8	8,944	12,617	6.0	328	436	4.1
平成15年度	941,270	1,344,327	10.5	9,561	13,531	6.4	342	453	4.2
平成16年度	998,887	1,423,388	11.1	10,090	14,259	6.8	376	504	4.7
平成17年度	1,041,508	1,475,838	11.6	10,483	14,697	7.0	374	502	5.1
平成18年度	1,075,820	1,513,892	11.8	10,854	15,013	7.2	368	485	5.6
平成19年度	1,105,275	1,543,321	12.1	11,093	15,192	7.3	377	487	5.6
平成20年度	1,148,766	1,592,620	12.5	11,371	15,417	7.5	379	481	5.6
平成21年度	1,274,239	1,763,604	13.8	12,371	16,857	8.3	424	547	6.4
平成22年度		(未公表)		13,601	18,635	9.2	471	608	7.1

注：管内の平成13～17年度には旧表郷村、旧東村、旧大信村を含む。

(出典：福祉行政報告例)

表33 町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況(平成19~22年度・( )は月平均値)

区 分	被保護者数		扶 助 別 延 世 帯 ・ 延 人 数														保護率 (%)
	延世帯	延人数	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他		合 計		
			世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	
平成19年度 合 計	(377) 4,523	(487) 5,840	(317) 3,807	(421) 5,049	(209) 2,504	(287) 3,441	(22) 266	(37) 442	(58) 690	(58) 695	(348) 4,176	(425) 5,098	(5) 59	(5) 60	(959) 11,502	(1,232) 14,785	5.6
平成20年度 合 計	(379) 4,551	(481) 5,774	(316) 3,787	(413) 4,956	(210) 2,525	(284) 3,409	(19) 232	(34) 402	(63) 761	(65) 785	(340) 4,081	(405) 4,855	(6) 69	(6) 72	(955) 11,455	(1207) 14,479	5.6
平成21年度 合 計	(424) 5,075	(547) 6,550	(349) 4,150	(465) 5,579	(238) 2,858	(325) 3,901	(22) 264	(34) 412	(64) 773	(67) 806	(375) 4,494	(454) 5,445	(10) 128	(11) 141	(1059) 12,707	(1357) 16,284	6.4
平成22年度 合 計	(471) 5,639	(608) 7,280	(389) 4,673	(515) 6,180	(268) 3,221	(365) 4,380	(22) 265	(32) 386	(79) 953	(83) 998	(424) 5,068	(513) 6,161	(15) 182	(18) 214	(1197) 14,362	(1527) 18,319	7.1
西郷村	(78) 934	(101) 1,213	(62) 745	(83) 994	(43) 510	(62) 738	(4) 52	(6) 68	(17) 205	(17) 205	(71) 847	(85) 1,022	(2) 25	(2) 28	(199) 2,384	(255) 3,055	5.1
泉崎村	(24) 290	(33) 393	(21) 251	(29) 347	(11) 130	(15) 178	(1) 16	(2) 28	(4) 46	(4) 46	(19) 223	(25) 297	(1) 13	(2) 25	(57) 679	(77) 921	4.9
中島村	(10) 117	(15) 177	(8) 94	(13) 154	(4) 48	(7) 84	(1) 12	(2) 24	(2) 24	(2) 24	(10) 117	(12) 143	(1) 12	(1) 13	(26) 307	(37) 442	2.9
矢吹町	(142) 1,691	(179) 2,136	(112) 1,342	(146) 1,746	(94) 1,133	(121) 1,457	(5) 60	(9) 103	(20) 237	(21) 249	(125) 1,500	(154) 1,844	(5) 57	(5) 63	(361) 4,329	(455) 5,462	9.7
棚倉町	(93) 1,118	(120) 1,439	(78) 930	(103) 1,237	(58) 695	(77) 926	(6) 70	(9) 105	(15) 183	(17) 203	(84) 1,003	(101) 1,211	(2) 23	(2) 24	(242) 2,904	(309) 3,706	8.0
矢祭町	(38) 452	(47) 566	(33) 390	(42) 499	(13) 154	(20) 242	(2) 23	(2) 24	(7) 84	(8) 96	(34) 406	(42) 500	(3) 30	(3) 30	(91) 1,087	(116) 1,391	7.4
埴 町	(74) 888	(96) 1,153	(68) 812	(87) 1,046	(45) 539	(62) 743	(2) 23	(2) 25	(8) 101	(9) 102	(69) 826	(81) 977	(1) 13	(1) 13	(193) 2,314	(242) 2,906	9.8
鮫川村	(12) 149	(17) 203	(9) 109	(13) 157	(1) 12	(1) 12	(1) 9	(1) 9	(6) 73	(6) 73	(12) 146	(14) 167	(1) 9	(2) 18	(30) 358	(36) 436	4.3

(出典：福祉行政報告例)

表34 生活保護開始の主たる要因(平成19~22年度)

区分		①	②	③	④	⑤ 働きの収入の減少・喪失				⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	合計	町村別開始件数							
		世帯主の傷病	世帯員の傷病	死亡等 働いていた者の	離別等 働いていた者の	定年失業	高齢による	倒産不振	その他	年金の減少・喪失	喪失・ 送りの減少・	減少・喪失 手持現金・貯金の	その他	(生別母子の再掲)		西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村
																西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村
平成19年度	件数	19	0	0	0	2	0	0	0	0	1	20	5	(3)	47	10	1	2	6	13	2	11	2
	構成比(%)	40.4	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	42.6	10.6	(6.4)	100								
平成20年度	件数	21	0	0	0	1	0	2	0	0	7	33	2	(5)	66	15	5	1	18	8	6	11	2
	構成比(%)	31.8	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	3.0	0.0	0.0	10.6	50.0	3.0	(7.6)	100								
平成21年度	件数	36	0	0	0	9	0	0	3	1	5	44	8	(4)	106	18	6	3	39	14	6	19	1
	構成比(%)	34.0	0.0	0.0	0.0	8.5	0.0	0.0	2.8	0.9	4.7	41.5	7.6	3.8	100								
平成22年度	件数	21	1	0	3	5	0	1	2	1	9	36	6	(5)	85	19	4	0	17	23	7	9	6
	構成比(%)	24.7	1.2	0.0	3.5	5.9	0.0	1.2	2.4	1.2	10.6	42.3	7.1	5.8	100								

(出典：保護申請処理簿)

表35 生活保護廃止の主たる要因(平成19~22年度)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	合計	町村別廃止件数							
		世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	増加・取得 働きの収入の	働きの 転入	増加 社会保障 給付金の	増加 送金等の 増加	親引 取縁者等の	施設 入所	医療費 の他法負担	その他		西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村
															西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村
平成19年度	件数	0	0	16	0	12	0	3	0	0	4	0	18	53	13	2	1	6	14	6	9	2
	構成比(%)	0.0	0.0	30.2	0.0	22.6	0.0	5.7	0.0	0.0	7.5	0.0	34.0	100								
平成20年度	件数	1	0	16	0	3	0	4	2	3	0	0	8	37	9	0	0	10	8	2	8	0
	構成比(%)	2.7	0.0	43.2	0.0	8.1	0.0	10.8	5.4	8.1	0.0	0.0	21.6	100								
平成21年度	件数	0	0	25	0	1	0	7	0	0	0	0	21	54	9	0	0	19	14	1	10	1
	構成比(%)	0.0	0.0	46.3	0.0	1.8	0.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.9	100								
平成22年度	件数	1	0	18	0	5	1	1	0	2	1	0	20	49	9	2	1	17	8	4	5	3
	構成比(%)	2.0	0.0	36.8	0.0	10.2	2.0	2.0	0.0	4.1	2.0	0.0	40.9	100								

(出典：保護廃止処理簿)

表36 医療扶助人員の状況(平成19~22年度)

単位：人(延人員)

区分	総医療扶助人員	入 院								計	入 院 外								計
		医療扶助単給				計	他の扶助との併給		医療扶助単給				計	他の扶助との併給					
		医療扶助のみ		その他の単給 (入院患者日用品費・ 一時的扶助等を含む)					医療扶助のみ		その他の単給 (一時的扶助を含む)								
		精神 病	そ の 他	精 神 病	そ の 他				精 神 病		そ の 他	精 神 病				そ の 他	精 神 病	そ の 他	
平成19年度 合計	5,098	108	72	102	33	315	30	336	681	4	235	0	6	245	89	4,083	4,417		
平成20年度 合計	4,855	81	66	83	29	259	20	176	455	3	262	0	13	278	148	3,974	4,400		
平成21年度 合計	5,445	93	105	98	45	341	49	294	684	19	257	1	9	286	159	4,316	4,761		
平成22年度 合計	6,161	76	49	78	76	279	71	256	606	14	225	1	4	244	114	5,197	5,555		
西郷村	1,022	0	20	3	21	44	2	32	78	0	62	0	0	62	12	870	944		
泉崎村	297	9	2	0	0	11	4	8	23	0	12	0	1	13	0	261	274		
中島村	143	0	0	0	4	4	0	16	20	0	11	0	0	11	0	112	123		
矢吹町	1,844	25	1	43	20	89	37	73	199	14	94	0	2	110	60	1,475	1,645		
棚倉町	1,211	17	23	16	26	82	5	56	143	0	42	1	0	43	11	1,014	1,068		
矢祭町	500	14	0	4	0	18	3	27	48	0	4	0	0	4	5	443	452		
埴 町	977	11	0	12	0	23	19	32	74	0	0	0	0	0	26	877	903		
鮫川村	167	0	3	0	5	8	1	12	21	0	0	0	1	1	0	145	146		

(出典：福祉行政報告例)

表37 生活保護施設の利用状況(平成19~22年度)

単位：人

区分	救護施設										矢吹授産場						
	年度当初	期中移動		年度末	入所者の施設別内訳						年度当初	期中移動		年度末	利用者の法別内訳		
		入所	退所		からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	喜しのめ荘	浪ひ江まわり荘	やしおみ荘		開始	解除		生活保護法	みなし保護	障害者自立支援法
平成19年度合計	43	2	2	43	22	15	4	0	1	1	(7) 20	(2) 2	(2) 1	(7) 21	14	7	(7)
平成20年度合計	43	0	2	41	21	15	4	0	1	0	(7) 21	2	2	(7) 21	15	6	(7)
平成21年度合計	41	1	1	41	20	16	4	0	1	0	(7) 21	0	2	(7) 19	14	5	(7)
平成22年度合計	41	1	0	42	21	16	4	0	1	0	(7) 19	3	0	(7) 22	16	6	(7)
西郷村	11	0	0	11	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉崎村	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0
中島村	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0
矢吹町	14	1	0	15	4	7	3	0	1	0	(7) 17	3	0	(7) 20	14	6	(7)
棚倉町	5	0	0	5	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢祭町	5	0	0	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙町	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鮫川村	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

( ) は外書で、障害者自立支援法による利用者

(出典：施設事務費支給台帳)

表38 町村別世帯類型別被保護世帯数(平成19~22年度)

区 分	平成20年3月分						平成21年3月分						平成22年3月分						平成23年3月分									
	被保護世帯数	内			訳			被保護世帯数	内			訳			被保護世帯数	内			訳			被保護世帯数	内			訳		
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯		母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯		障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯		傷病者世帯	その他の世帯				
西郷村	54	28	2	11	8	5	62	30	2	12	12	6	70	30	2	14	11	13	81	37	4	15	12	13				
泉崎村	15	5	1	1	6	2	17	5	1	3	5	3	23	8	1	3	8	3	24	9	2	4	5	4				
中島村	7	2	1	3	1	0	8	2	1	4	1	0	10	3	1	3	2	1	9	2	1	3	2	1				
矢吹町	112	51	3	26	16	16	121	56	5	29	19	12	143	65	5	32	19	22	142	61	5	32	19	25				
棚倉町	91	42	4	12	20	13	85	42	5	12	16	10	86	43	6	11	13	13	103	48	6	13	20	16				
矢祭町	28	10	1	7	5	5	32	14	1	6	5	6	36	17	2	5	5	7	40	20	2	6	3	9				
埴 町	56	25	3	6	10	12	62	26	3	12	9	12	71	28	2	13	14	14	75	27	2	15	19	12				
鮫川村	8	5	0	1	1	1	10	6	0	3	1	0	10	7	0	3	0	0	12	6	0	3	1	2				
合 計	371	168	15	67	67	54	397	181	18	81	68	49	449	201	19	84	72	73	486	210	22	91	81	82				
構成比 (%)	100	45.3	4.0	18.1	18.1	14.5	100	45.6	4.5	20.4	17.1	12.4	100	44.8	4.2	18.7	16.0	16.3	100	43.2	4.5	18.7	16.7	16.9				

(出典：福祉行政報告例)

表39 就労形態別被保護世帯数(平成19~22年度)

区 分		単 身 者 世 帯					再 掲 医 療 単 給	2 人 以 上 の 世 帯					再 掲 医 療 単 給	合 計	構 成 比 (%)		
		高 齢 者 世 帯	障 が い 者 世 帯	傷 病 者 世 帯	そ の 他 の 世 帯	小 計		高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	障 が い 者 世 帯	傷 病 者 世 帯	そ の 他 の 世 帯				小 計	
平成 20年 3月分	世帯主が働いている世帯	常用労働者	0	1	1	3	5	0	0	4	0	0	2	6	0	11	3.0
		日雇労働者	0	0	1	2	3	0	1	0	0	1	1	3	0	6	1.6
		内職者	1	4	1	6	12	0	0	3	0	0	2	5	0	17	4.6
		その他の就業者	15	1	1	2	19	1	4	0	0	2	5	11	0	30	8.1
	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		/	/	/	/	/	/	1	0	1	3	3	8	0	8	2.1
	働いている者のいない世帯		136	56	54	15	261	46	10	8	4	3	13	38	0	299	80.6
	計		152	62	58	28	300	47	16	15	5	9	26	71	0	371	100
	構成比(%)		41.0	16.7	15.6	7.6	80.9	12.7	4.3	4.0	1.4	2.4	7.0	19.1	0.0	100	
平成 21年 3月分	世帯主が働いている世帯	常用労働者	0	1	0	2	3	0	0	4	0	0	1	5	0	8	2.0
		日雇労働者	2	1	0	2	5	0	1	0	0	0	0	1	0	6	1.5
		内職者	4	8	3	1	16	0	0	6	1	0	1	8	0	24	6.1
		その他の就業者	13	0	0	3	16	1	3	0	0	0	5	8	0	24	6.1
	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		/	/	/	/	/	/	0	1	4	3	2	10	0	10	2.5
	働いている者のいない世帯		144	60	56	24	284	50	14	7	6	6	8	41	0	325	81.8
	計		163	70	59	32	324	51	18	18	11	9	17	73	0	397	100
	構成比(%)		41.1	17.6	14.8	8.1	81.6	12.8	4.5	4.5	2.8	2.3	4.3	18.4	0.0	100	
平成 22年 3月分	世帯主が働いている世帯	常用労働者	0	1	0	4	5	0	0	3	0	0	3	6	0	11	2.5
		日雇労働者	4	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.1
		内職者	4	8	1	5	18	0	0	6	1	0	0	7	0	25	5.6
		その他の就業者	12	2	0	5	19	0	4	1	0	0	3	8	0	27	6.0
	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		/	/	/	/	/	/	1	0	4	4	2	11	0	11	2.4
	働いている者のいない世帯		160	63	56	37	316	51	16	9	5	11	13	54	1	370	82.4
	計		180	74	57	52	363	51	21	19	10	15	21	86	1	449	100
	構成比(%)		40.1	16.5	12.7	11.6	80.8	11.3	4.7	4.2	2.2	3.3	4.7	19.2	0.2	100	
平成 23年 3月分	世帯主が働いている世帯	常用労働者	2	1	0	7	10	0	0	5	0	0	7	12	0	22	4.5
		日雇労働者	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.4
		内職者	3	11	0	5	19	0	0	4	1	0	1	6	0	25	5.1
		その他の就業者	8	1	0	8	17	0	4	1	0	1	3	9	0	26	5.3
	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		/	/	/	/	/	/	1	1	5	5	3	15	0	15	3.1
	働いている者のいない世帯		176	68	62	39	345	45	15	11	3	13	9	51	0	396	81.5
	計		190	82	62	59	393	45	20	22	9	19	23	93	0	486	100
	構成比(%)		39.1	16.9	12.8	12.1	80.9	9.3	4.1	4.5	1.9	3.9	4.7	19.1	0.0	100	

(出典：福祉行政報告例)

表40 扶助別保護費の推移(平成13～22年度)

上段は構成比、単位：％ 下段は支出額、単位：円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	保護費総額
平成13年度	25.9 172,783,756	4.1 27,226,991	0.5 3,368,141	1.2 7,847,933	51.6 344,162,946	0.0 0	0.0 42,068	0.0 0	16.7 111,581,091	100 667,012,926
平成14年度	27.7 195,107,649	4.4 31,198,178	0.4 2,954,056	1.7 11,962,702	50.3 353,699,672	0.0 154,300	0.1 449,502	0.0 199,580	15.4 108,289,234	100 704,014,873
平成15年度	27.5 200,789,769	4.5 32,944,669	0.4 2,586,360	0.9 6,418,474	51.7 376,645,677	0.1 510,280	0.0 117,389	0.1 668,320	14.8 108,284,778	100 728,965,716
平成16年度	28.0 217,759,022	5.1 39,839,097	0.4 2,902,602	0.9 6,772,112	51.4 399,472,829	0.0 0	0.1 829,495	0.1 364,760	14.0 109,118,754	100 777,058,671
平成17年度	26.9 215,797,551	5.5 43,751,980	0.4 3,136,307	1.4 11,015,697	51.5 412,265,010	0.0 282,573	0.2 1,789,809	0.2 1,317,576	13.9 111,532,793	100 800,889,296
平成18年度	27.0 207,765,198	5.9 45,368,647	0.4 3,482,327	1.5 11,252,439	51.3 395,677,455	0.0 0	0.2 1,554,681	0.1 1,007,858	13.6 104,454,634	100 770,563,239
平成19年度	28.1 204,867,436	6.3 45,646,261	0.5 3,663,334	1.9 13,709,856	48.3 353,111,300	0.0 0	0.2 1,797,577	0.2 1,388,772	14.5 106,163,507	100 730,348,043
平成20年度	27.6 204,831,806	6.3 46,871,923	0.5 3,568,142	2.4 17,816,825	48.3 358,116,495	0.0 328,805	0.2 1,371,384	0.1 673,022	14.5 107,562,887	100 741,141,289
平成21年度	28.1 236,149,226	6.7 56,731,865	0.6 4,769,742	2.1 17,293,564	49.3 414,099,029	0.0 165,460	0.4 3,033,351	0.1 1,131,997	12.8 107,415,346	100 840,789,580
平成22年度	29.2 266,270,336	7.1 65,246,718	0.5 4,856,545	2.4 21,464,903	48.3 440,867,226	0.0 275,400	0.4 3,768,419	0.2 1,532,337	11.9 108,603,293	100 912,885,177

介護扶助費及び医療扶助費には本庁払分を含む。

(出典：生活保護費経理状況調)

表41 「福島県やさしさマーク」施設

番号	分類	建築物等の名称	市町村	交付年度
1	医療施設	白河病院	白河市	平成5年度
2	医療施設	新白河中央病院	白河市	平成5年度
3	官公庁舎	福島県白河合同庁舎	白河市	平成5年度
4	医療施設	渡部病院	矢吹町	平成5年度
5	社会福祉施設等	福島県社会福祉事業団太陽の国病院	西郷村	平成6年度
6	文化施設	矢吹町図書館	矢吹町	平成6年度
7	官公庁舎	白河社会保険事務所	白河市	平成9年度
8	学校等	西郷村第二保育所	西郷村	平成10年度
9	物品販売業	コメリH&G東村店	白河市	平成10年度
10	社会福祉施設等	特別養護老人ホーム小峰苑	白河市	平成11年度
11	物品販売業	メガステージ白河ダイユーエイト棟	白河市	平成11年度
12	物品販売業	メガステージ白河酒・やまや	白河市	平成11年度
13	物品販売業	メガステージ白河べる（ベビーチャイルドミルク）棟	白河市	平成11年度
14	物品販売業	メガステージ白河ユニクロ棟	白河市	平成11年度
15	物品販売業	メガステージ白河ヨークベニマル棟	白河市	平成11年度
16	物品販売業	メガステージ白河庄子デンキ（電撃倉庫）棟	白河市	平成11年度
17	物品販売業	メガステージ白河地元館（else）館	白河市	平成11年度
18	物品販売業	メガステージ白河マツモトキヨシ棟	白河市	平成11年度
19	医療施設	きたむら整形外科	矢吹町	平成12年度
20	理容・美容所	コワフェール ドゥー プレッジ	白河市	平成12年度
21	社会福祉施設等	白河市表郷福祉センター	白河市	平成12年度
22	文化施設	福島県文化財センター白河館	白河市	平成13年度
23	医療施設	だいらく歯科クリニック	白河市	平成13年度
24	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 太陽の国管理センター	西郷村	平成13年度
25	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 太陽の国厚生センター	西郷村	平成13年度
26	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 福島県勤労身体障害者体育館	西郷村	平成13年度
27	薬局	（有）隆矢薬局（あゆみ調剤薬局）	白河市	平成14年度
28	医療施設	らくらく医院	白河市	平成14年度
29	医療施設	福島県立矢吹病院	矢吹町	平成14年度
30	官公庁舎	福島県県南保健福祉事務所	白河市	平成14年度
31	社会福祉施設等	介護老人福祉施設寿恵園	棚倉町	平成15年度
32	官公庁舎	福島県県南保健福祉事務所棚倉支所	棚倉町	平成15年度
33	官公庁舎	白河警察署	白河市	平成19年度
34	公衆便所	南湖公園菅生館駐車場トイレ	白河市	平成22年度

（出典：福島県やさしさマーク交付先一覧表）

表42 環境衛生関係施設の年間監視指導状況(平成22年度)

分類	番号	業種	区分	① 年度末 現在 総施設数	② 許可認可 届出受理 施設数	③ 許可認可 前及び 届出時の 調査指導 延件数	④ 監視指導 延件数	⑤ 無許可 届出の 施設の 調査指導 延件数	⑥ ③+④+⑤ 総監視 件数	⑦ ⑥÷① 1施設 当たり 監視率%	⑧ ④のうち 苦情処理 による 監視件数	行政処分				備考																				
												⑨ 違反 件数	⑩ 説諭 処分	⑪ 営業 停止 命令	⑫ 改善 命令																					
営業 関係 施設	1	ホテ	ル	26			37		37	142.3																										
	2	旅	館	97			114		114	117.5																										
	3	簡易	宿所	26			30		30	115																										
	4	下	宿	1			1		1	100																										
	5	常設	興行場	7			7		7	100																										
	6	その	他の興行場						0																											
	7	普通	公衆浴場						0																											
	8	その	他の公衆浴場	53	1	1	85		86	162.3																										
	9	理容	所	217	3	3	80		83	38.2																										
	10	美容	所	282	9	9	100		109	38.7																										
	11	クリーニング所(一般)		31			31		31	100.0																										
	12	取次	所	98	4	4	38		42	42.9																										
A 小計				838	17	17	523	0	540	64.4	0	0	0	0	0	廃止施設																				
飲料 水 施設	13	水道	用水供給事業	1			1		1	100																										
	14	上	水道	4			6		6	150																										
	15	簡易	水道	11			17		17	155						5																				
	16	専用	水道	35			47		47	134.3																										
	17	簡易	専用水道	154	1	1	29		30	19.5																										
	18	準簡易	専用水道	112	5	5	2		7	6.3																										
	19	給水	施設	25			29		29	116.0						1																				
B 小計				342	6	6	131	0	137	40.1	0	0	0	0	0																					
その 他の 施設	20	火葬	場	3			3		3	100						許可の 内訳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>新規</th> <th>変更</th> <th>廃止</th> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>墓地</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>納骨堂</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別	区分	新規	変更	廃止	火葬場					墓地		1	2	1	納骨堂				
	種別	区分	新規	変更	廃止																															
	火葬場																																			
	墓地		1	2	1																															
	納骨堂																																			
	21	墓地・納骨堂		603	4	6			6	1.0																										
	22	特定建築物		43	1	1	34		35	81.4																										
23	ビル管理業登録業者		11			12		12	109																											
24	コインオペレーションクリーニング		22			23		23	105																											
25	無店舗取次店		1	1	1			1	100.0																											
26	一般プール		19			17		17	89.5																											
27	その他の水浴場							0																												
C 小計				702	6	8	89	0	97	13.8	0	0	0	0	0																					
その 他	28	井戸等					25		25							小規模受水槽・一般井戸等 試買施設  分煙調査 許可不要宿泊施設他																				
	29	家庭用品関係				6		6																												
	30	そ族こん虫																																		
	31	住環境関係				2		2																												
	32	その他施設				2		2																												
D 小計							35		35		0	0	0	0	0																					
合計				1882	29	31	778	0	809	43.0	0	0	0	0	0																					

(=A+B+C)

(=A+B+C)

表43 水道施設等の状況

平成23年3月31日現在 単位：か所

市町村	用水供給事業	上水道	簡易水道	専用水道	簡易専用水道	準簡易専用水道	給水施設	計
白河市		(1)	4	10	72	67	4	157(1)
西郷村	1	1		12	30	17	3	64
泉崎村		1			11	4		16
中島村			1		2			3
矢吹町		1		3	15	6	3	28
小計	1	3(1)	5	25	130	94	10	268(1)
棚倉町		1	3	3	16	7	2	32
矢祭町			2		3	4	3	12
埴町			0	6	4	5	5	20
鮫川村			1	1	1	2	5	10
小計	0	1	6	10	24	18	15	74
合計	1	4(1)	11	35	154	112	25	342(1)
延監視件数	1	6	17	47	30	7	29	137

※白河市上水道(1)は監視対象外

表44 食品関係営業許可施設

平成23年3月31日現在

	営業施設数	監視件数	営業許可施設数		廃業施設数	違反件数	処分件数							告発	処分以外の措置件数	指導票発行数	収去件数	
			新規	継続			許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	回収命令	その他				検体数	不適検体数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,041	397	91	164	98	2							2				
	仕出し屋・弁当屋	124	200	6	16	5												13
	旅館	90	55		10	2												
	その他	355	241	28	41	40	1							1				24
	臨時営業(再掲)		2	2														
(小計)	1,610	893	125	231	145	3							3					37
菓子製造業	241	267	19	41	13											1		46
臨時営業(再掲)																		
乳処理業																		
特別乳さく取処理業																		
乳製品製造業	2	3																
集乳業	1	1																
魚介類販売業	205	189	10	40	17													12
魚介類せり売り営業	1	15																
魚肉ねり製品製造業																		
食品の冷凍又は冷蔵業	3	3																
かん詰又はびん詰食品製造業	21	27	2	3														
喫茶店営業	451	122	21	41	40													
臨時営業(再掲)		1	1															
あん類製造業	4	5		1														
アイスクリーム類製造業	23	41	3	1	3													6
乳類販売業	421	236	25	59	47													
臨時営業(再掲)		1	1															
食肉処理業	6	10		1														
食肉販売業	218	210	11	43	18													2
食肉製品製造業	4	36		1														14
乳酸菌飲料製造業																		
食用油脂製造業	4	5		1														
マーカリン又はショートニング製造業																		
みそ製造業	34	31		4	2													10
醤油製造業	5	9																4
ソース類製造業	3	5	1															
酒類製造業	11	10		1														
豆腐製造業	18	56	1	5	1											1		26
納豆製造業	7	13																
めん類製造業	39	58	1	7														13
そうざい製造業	76	124	10	6	2													6
添加物製造業	1	1		1														
清涼飲料水製造業	7	17		2														4
氷雪製造業	1	1																
氷雪販売業	3	2																
合計	3,420	2,390	229	489	288	3							3			2		180

表 4 5 食品関係営業許可不要施設

平成23年3月31日現在

	施設数	監視件数	違反件数	処分件数						告発	処分以外の措置件数	指導票発行数	収去件数	
				営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	回収命令	その他				検体数	不適検体数
集団給食施設	学 校	23	49										40	
	病 院 ・ 診 療 所	11	17										18	
	事 業 所	4	1											
	そ の 他 ( 保 育 所 等 )	48	57											
	( 小 計 )	86	124										58	
乳 さ く 取 業	80	2												
食品製造業	漬 物 製 造 業	22	23										12	
	野 菜 類 ( 漬 物 を 除 く ) 加 工 業	2	5											
	魚 介 類 加 工 業													
	こ ん に や く 製 造 業	9	6											
	そ の 他	110	702										4	
( 小 計 )	143	736										16		
野 菜 果 物 販 売 業	305	321											10	
そ う ざ い 販 売 業	205	252												
菓 子 ( パ ン を 含 む ) 販 売 業	1,590	333												
食 品 販 売 業 ( 上 記 以 外 )	670	482											66	
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業														
添 加 物 の 販 売 業	103	114												
氷 雪 採 取 業														
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ の 製 造 業														
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ の 販 売 業	162	160												
合 計	3,344	2,524											150	

表46 食品収去検査結果

平成23年3月31日現在

食品種別	検査した 収去検体 数(実)	不良 検体数 (実数)	不良理由(延べ数)				
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
魚介類	12						
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1					
	凍結前加熱冷凍食品	9					
	凍結前未加熱冷凍食品	6					
魚介類加工品	15						
肉卵類加工品	18						
乳製品							
乳類加工品							
アイスクリーム類・氷菓	7						
穀類及びその加工品	43						
野菜類・果物及びその加工品	35						
菓子類	46						
清涼飲料水	4						
酒類	2						
氷雪							
水	1						
かん詰びん詰食品							
その他の食品	131						
添加物							
器具・容器包装・おもちゃ							
合計(22年度末)	330	0					0
21年度末	361	0					
20年度末	360	2					2
19年度末	361	1			1		
18年度末	422	0					

表47 年度別畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

市町村	登録頭数					狂犬病予防注射頭数					注射実施率(%)				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
白河市	4,369	4,423	4,443	4,366	4,338	3,433	3,512	3,393	3,497	3,312	78.6%	79.4%	76.4%	80.1%	76.3%
西郷村	1,499	1,529	1,484	1,475	1,454	1,119	1,144	1,093	1,063	1,064	74.6%	74.8%	73.7%	72.1%	73.2%
泉崎村	601	617	631	641	559	419	422	446	421	426	69.7%	68.4%	70.7%	65.7%	76.2%
中島村	489	496	488	488	496	367	382	367	357	338	75.1%	77.0%	75.2%	73.2%	68.1%
矢吹町	1,515	1,456	1,435	1,429	1,428	975	1,088	1,062	1,029	1,009	64.4%	74.7%	74.0%	72.0%	70.7%
棚倉町	932	932	938	912	916	780	784	793	770	757	83.7%	84.1%	84.5%	84.4%	82.6%
矢祭町	538	543	542	554	550	501	501	490	481	471	93.1%	92.3%	90.4%	86.8%	85.6%
塙町	650	679	685	710	694	502	522	568	523	524	77.2%	76.9%	82.9%	73.7%	75.5%
鮫川村	477	483	494	449	439	317	296	312	322	300	66.5%	61.3%	63.2%	71.7%	68.3%
合計	11,070	11,158	11,140	11,024	10,874	8,413	8,651	8,524	8,463	8,201	76.0%	77.5%	76.5%	76.8%	75.4%

表48 年度別捕獲犬及び返還頭数

市町村	捕獲頭数					返還頭数				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
白河市	86	81	52	36	43	21	25	13	9	14
西郷村	34	42	24	14	20	2	9	7	5	6
泉崎村	4	9	4	3	3	0	2	0	1	1
中島村	13	3	9	3	6	4	1	2	1	1
矢吹町	27	30	11	23	22	2	7	3	5	3
棚倉町	16	11	7	7	11	1	1	1	0	0
矢祭町	9	4	4	4	6	1	0	1	0	0
塙町	10	9	7	7	3	0	3	0	0	1
鮫川村	10	7	8	8	5	0	1	0	1	2
合計	209	196	126	105	119	31	49	27	22	28

表49 犬の苦情処理件数

市町村	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜田畑等の被害	咬傷等の危険性	臭気	啼声	脱糞	その他	合計
白河市	19	5	23	37	4	1	4	1	29	2	2	127
西郷村	3	3	9	10	4	1	0	0	1	0	0	31
泉崎村	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
中島村	0	0	4	3	0	0	0	0	1	0	0	8
矢吹町	4	1	7	5	7	0	0	1	0	0	1	26
棚倉町	2	0	1	7	2	0	0	0	2	0	2	16
矢祭町	3	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	9
塙町	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	4
鮫川村	0	0	4	2	1	0	1	0	0	0	0	8
22年度	34	11	51	70	19	2	5	2	33	2	5	234
21年度	23	7	46	72	20	4	2	2	23	0	8	207
20年度	41	13	48	95	30	4	4	3	13	1	6	258
19年度	33	19	91	51	29	4	9	2	7	8	15	268
18年度	30	26	76	80	8	8	8	0	10	4	8	258

## II 平成22年度学会等研究発表状況

発表学会等名称	開催期日 (平成年月日)	開催地	調査・研究テーマ	調査研究者 (○は発表者)
平成22年度地域保健総合推進検討会 (東北ブロック)	22年5月28日	福島市	感染症・結核健康危機管理と連携体制 ～新型インフルエンザも踏まえて～	○遠藤幸男 阿彦忠之 (山形) 中西好子 (東京) 山口亮 (北海道) 永井伸彦 (秋田) 吉田道彦 (品川)
平成22年度福島県保健衛生学会	22年9月3日	福島市	「県南地域感染制御ネットワーク支援事業」の取組みについて ～新型インフルエンザ対策における地域連携～	○和田美智代 尾形幸子 田島一郎 在原 登 藪内礼子 遠藤幸男
平成22年度県南地域医療安全研修会	22年10月6日	白河市	医療法における医療安全対策 ～立入検査結果から～	○遠藤幸男
第69回日本公衆衛生学会	22年10月27日	東京都	感染症・結核健康危機管理と連携体制と保健所の役割	○遠藤幸男 阿彦忠之 (山形) 中西好子 (東京) 山口亮 (北海道) 永井伸彦 (秋田) 吉田道彦 (品川)
平成22年度食品衛生・環境衛生業務研修会	23年1月27日 1月28日	福島市	理容所における替刃式カミソリの使用実態について	○川田好徳 志賀裕悦 志田忠典
			水ようかんの芽胞形成菌による変敗について	○阿部雄一 食品衛生チーム員
平成22年度地域保健総合推進事業発表会	23年3月3日	東京都	厚生労働科学研究 健康危機発生時における行政機関相互の適切な連携体制及び活動内容に関する研究 感染症・結核分野研究	○遠藤幸男 阿彦忠之 (山形) 中西好子 (東京) 山口亮 (北海道) 永井伸彦 (秋田) 吉田道彦 (品川)
平成22年度地域保健総合推進事業発表会	23年3月3日	東京都	地域保健総合推進事業 新型インフルエンザ対策に関する評価及び情報発信・共有事業	○遠藤幸男 藪内礼子 (福島) 吉田道彦 (品川) 押谷 仁 (東北) 安井良則 (東京)

## 所在地

### ○県南保健福祉事務所

〒961-0074 福島県白河市郭内127番地

電話 市外局番 (0248)

総務企画部  
◇総務企画課 22-5441  
22-5447

#### FAX

総務企画部・健康福祉部  
22-5451

生活衛生部 23-1252

健康福祉部  
◇保健福祉課 22-5649  
高齢者支援チーム 22-5478  
児童家庭支援チーム 22-5647  
県中児童相談所白河相談室  
22-5648  
障がい者支援チーム 22-5649  
◇生活保護課 22-5483  
◇健康増進課 22-5443

生活衛生部  
◇医療薬事課 22-5479  
医事薬事チーム 22-5479  
感染症予防チーム 22-6405  
◇衛生推進課 22-5486  
環境衛生チーム 22-5486  
食品衛生チーム 22-5487

ホームページアドレス

<http://www.pref.fukushima.jp/kennanhofuku>

Eメールアドレス

[kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.jp](mailto:kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.jp)



### ○東白川福祉相談コーナー

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1

福島県棚倉合同庁舎内

電話・FAX (0247)33-2225